

平成25年版

福井市の環境



平成25年度 足羽三山保護再生事業

福井市市民生活部
環境事務所

目 次

I 環境行政の概要

1	環境行政組織	1
2	環境事務所事務分掌	2
3	環境行政の歩み	3
4	清掃行政の歩み	5

II 総合的な環境行政

1	福井市環境基本条例	7
2	福井市環境基本計画	7
(1)	環境の現状と課題	7
(2)	望ましい環境像	8
(3)	計画の体系	10
(4)	主体別取組	12
(5)	計画の推進	13
3	福井市環境推進会議	14
(1)	設置の経緯と役割	14
(2)	所掌事務	14
(3)	委員構成	14
(4)	平成24年度に実施した活動	14
4	福井市環境パートナーシップ会議	16
(1)	設置の経緯と役割	16
(2)	所掌事務	16
(3)	委員構成	16
(4)	平成24年度に実施した活動	16
5	福井市環境基本計画の進捗状況について	18
(1)	全員が協力して、福井市の自然や都市環境を守り育て、将来に伝えていきます	18
(2)	全員が協力して、地球規模の環境問題に対応し、持続可能な社会づくりを進めていきます	19

Ⅲ 環境保全対策

1	大気汚染	22
(1)	環境基準	23
(2)	測定体制	24
(3)	大気汚染の現況	26
2	水質汚濁	29
(1)	環境基準（公共用水域）	30
(2)	公共用水域調査地点	33
(3)	水質汚濁の現況	34
3	騒音・振動	35
(1)	騒音及び振動に係る環境基準等	36
(2)	騒音及び振動の現況	39
4	悪臭	42
(1)	臭気指数について	42
(2)	規制基準	43
(3)	悪臭の現状	43
5	地盤沈下	44
(1)	観測体制	45
(2)	各観測所における観測結果	46
(3)	水準測量による地盤変動の現況	48
6	土壌汚染	49
(1)	環境基準	49
(2)	土壌汚染対策法に定める対象物質（特定有害物質）とその基準（指定基準）	50
(3)	土壌汚染の現状	50
7	その他の化学物質	51
(1)	ダイオキシン類	51
(2)	ダイオキシン類の現況	51
8	公害苦情	52

Ⅳ 廃棄物処理等

1	ごみの収集	53
(1)	家庭系ごみ収集	53
(2)	事業系ごみ収集	54
2	ごみの処理	55
(1)	ごみ処理実績の推移	56

(2)	燃やせるごみの処理実績	57
(3)	燃やせないごみの処理実績	58
(4)	ごみ処理の体系	59
(5)	ごみ処理経費	60
3	ごみ質の分析（福井市クリーンセンターにおける可燃性ごみの組成）	61
4	ごみの削減、資源化	62
(1)	資源物	62
(2)	資源回収拠点事業	64
(3)	生ごみ	66
(4)	意識啓発	67
(5)	事業系ごみ対策	67
(6)	指定ごみ袋	68
5	美しいまちづくりのために	69
(1)	あき地等の清潔保持	69
(2)	都市環境の美化	69
(3)	動物（犬・猫等）死体処理	70
(4)	不法投棄対策	71
(5)	野外焼却の指導	71

V 資料

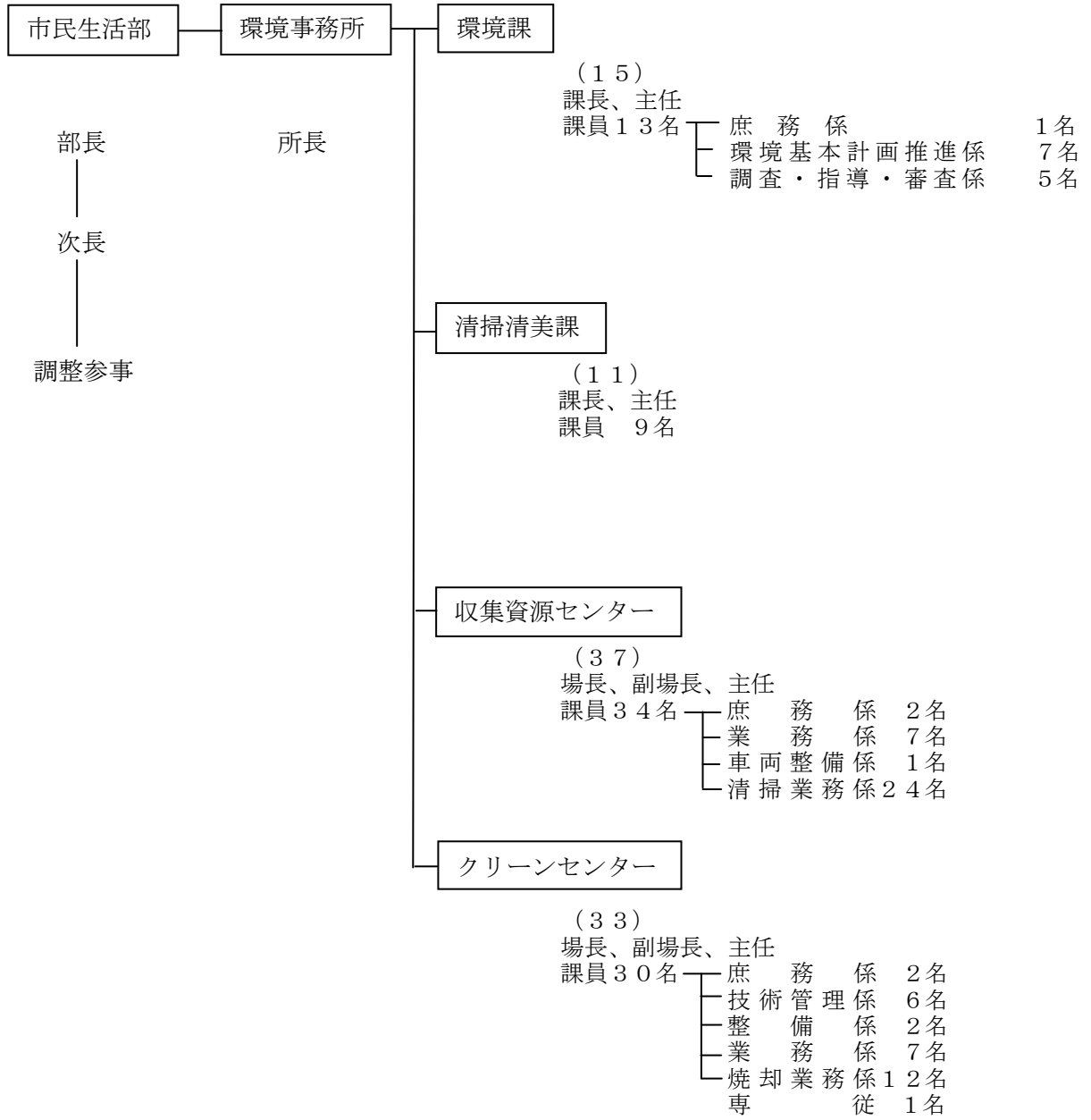
1	大気汚染	1
1-1	二酸化硫黄月別結果表	1
1-2	二酸化窒素月別結果表	2
1-3	浮遊粒子状物質等月別結果表	4
1-4	光化学オキシダント月別結果表	6
1-5	一酸化炭素月別結果表	7
1-6	炭化水素月別結果表	8
1-7	特定施設等届出状況	9
2	水質汚濁	10
2-1	公共用水域の水質調査結果	10
2-2	九頭竜川水系主要地点のBODの経年変化	21
2-3	九頭竜川支派川のBODの経年変化	21
2-4	地下水の水質調査結果	22
2-5	水質汚濁防止法に基づく特定施設届出状況	24

3	騒音・振動	25
3-1	騒音・振動の調査結果及び評価	25
3-2	騒音規制法に基づく届出	28
3-3	振動規制法に基づく届出	29
4	悪臭	30
4-1	一般環境における臭気調査の結果	30
4-2	福井県公害防止条例に基づく特定施設届出状況	30
5	地盤沈下	31
5-1	地盤沈下変動状況	31
5-2	観測井地下水位変動状況	32
5-3	水準点の変動状況	34
6	公害苦情	38
6-1	公害苦情の受理状況	38
6-2	公害苦情の処理状況	39

I 環境行政の概要

※ 平成25年4月1日現在

1 環境行政組織



※美山・越廼・清水の各総合支所の市民福祉課に環境担当者を配置

2 環境事務所事務分掌

環境課

- (1) 環境保全に関する施策の企画及び総合調整に関すること。
- (2) 環境基本計画の推進に関すること。
- (3) 地球温暖化防止に係る施策の推進に関すること。
- (4) 自然エネルギーの普及の推進に関すること。
- (5) 環境保全に関する活動の推進及び環境保全に関する活動を実施する市民、団体等との連携の推進に関すること。
- (6) 大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、土壌汚染及び地盤沈下の調査、監視及び指導に関すること。
- (7) 公害防止協定に関すること。
- (8) 公害防止の普及及び啓発に関すること。
- (9) 前3号に掲げるもののほか、公害防止に関すること。
- (10) 所の他の課等の所管に属さないこと。

清掃清美課

- (1) 清掃事業の企画及び運営に関すること。
- (2) 一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥を除く。以下この項において同じ。）の処理手数料に関すること。
- (3) 一般廃棄物の処理業に係る許可及び指導監督に関すること。
- (4) あき地等の清潔保持の指導に関すること。
- (5) 西別所産業廃棄物施設の監視に関すること。
- (6) 野外焼却の指導監督に関すること。

収集資源センター

- (1) 一般廃棄物の収集運搬に関すること。
- (2) 資源物に関すること。
- (3) 一般廃棄物処理手数料に関すること。
- (4) 施設の管理に関すること。

クリーンセンター

- (1) 一般廃棄物の焼却及び処分に関すること。
- (2) 一般廃棄物処理手数料に関すること。
- (3) 余熱の供給に関すること。
- (4) 旧東山センター集水池の管理に関すること。
- (5) 施設の管理に関すること。
- (6) 環境分析に関すること。
- (7) 地元協定に係る公害防止に関すること。

3 環境行政の歩み

年月日	事	項
S44. 4. 1	総務部総務課内に公害係を新設	
4. 19	「福井市公害対策に関する規程」を施行	
9. 1	騒音規制法に基づく指定地域となる	
45. 10. 1	総務部公害交通課となる	
	二酸化鉛法による硫黄酸化物測定を開始	
12. 1	大気汚染自動測定記録装置による測定を開始	
46. 9. 1	総務部公害課となる	
47. 4. 1	「福井市公害対策審議会設置条例」を施行	
5. 1	「福井市公害モニター設置要綱」を施行	
6. 5	交通騒音測定を開始	
10. 1	「福井市公害対策に関する規程」を廃し、「福井市公害対策会議設置規程」及び「福井市公害苦情処理規程」を施行	
10. 6	環境騒音実態調査を開始	
48. 12. 1	降下ばいじん測定を開始	
49. 10. 1	機構改革により生活環境部環境保全課となる	
50. 3. 31	福井市公害モニター制度を廃止(4月1日より市政モニター制度発足)	
11. 6	公害分析室が完成(昭和55年3月31日拡張)	
51. 4. 1	「福井市環境保全基本条例」を施行	
4. 31	地盤沈下観測所を設置、測定を開始	
7. 26	地下水揚水量等実態調査を開始	
52. 4. 1	「福井市公害防止条例」を施行(一部9月30日施行)	
	河川の水質定期調査を開始	
9. 30	「福井市公害防止条例施行規則」を施行	
53. 3. 30	大気環境監視テレメータシステムが完成(4月1日測定開始)	
4. 1	海域の水質定期調査を開始	
9. 12	水準測量による地盤変動の調査を開始	
57. 11. 1	「福井市地下水の採取に関する要綱」を施行	
59. 12. 28	地盤沈下監視システムが完成(昭和60年2月1日測定開始)	
H 4. 9. 22	福井市議会が「環境を守るための都市宣言」を宣言	
6. 10. 1	機構改革により、市民生活部環境事務所環境対策課となる	
11. 3. 30	騒音規制法及び振動規制法に基づく指定地域を変更	
4. 1	「福井市環境基本条例」を施行	
10. 4	「福井市公害防止条例」を全部改正(平成12年4月1日施行)	
10. 28	国際規格 ISO14001 の認証取得	
11. 1	「福井市公害防止条例施行規則」を全部改正(平成12年4月1日施行)	

12. 4. 1	機構改革により、環境対策課が「環境政策課」と「環境保全課」となる
11. 1	特例市の指定を受け、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法に係る事務権限が一部移譲される
11. 13	新環境基準に係る自動車交通騒音の測定及び評価の実施（平成 12 年 11 月 29 日測定開始）
13. 2. 16	「福井市環境基本計画」を庁議で決定
2. 16	「福井市市環境物品等購入指針」を決定
4. 2	ISO14001 環境マネジメントシステムのマニュアルを「福井市役所地球温暖化対策実行計画」として位置付ける
8. 6	「福井市環境パートナーシップ会議」の発足
14. 4. 1	環境政策課内に資源循環型社会推進室が新設される
7	「ムダー掃（ISO）ファミリープラン」（家庭版環境 ISO）の取組開始
7. 13 ~21	地域環境リーダー養成の一環として、市民による「環境の翼」（欧州の環境先進都市視察研修）が実施される
15. 11. 11	「エコアクション 21 ふくい」の制定
	「福井市環境マネジメントシステム認証協会」（上記規格の認証機関）の設立
12	福井市ごみ削減・リサイクル推進アクションプラン（行動計画）を策定
16. 5. 12	「エコアクション 21 ふくい」の第 1 回認証（3 社）
11	「紙ごみリサイクルネットふくい」の設立
17. 3. 31	機構改革により資源循環型社会推進室が廃止される
3. 31	騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法に基づく指定地域を告示
4	「エコイベントマニュアル」の作成
18. 1. 31	市町村合併に伴い騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法に基づく指定地域を一部変更し告示
2	「福井市地域新エネルギービジョン」の策定
7	「学校版環境 ISO」認定制度 18 校で取組開始
19. 3	「福井市環境基本計画」の一部改定
20. 6	「学校版環境 ISO」認定制度 市立幼・小・中学校の全 68 校が参加
10. 28	環境マネジメントシステム ISO14001 の審査登録から「自己宣言」へ移行
21. 2. 4	「福井市における買物袋持参推進及びレジ袋削減に関する協定」の締結 ※ 1 1 事業者、市民団体「福井市くらしの会」、福井市の三者協定
4. 1	機構改革により、環境政策課と環境保全課が「環境課」となる レジ袋の無料配布中止スタート（1 1 事業者 7 3 店舗） 悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準を変更し告示（平成 22 年 4 月 1 日施行）
23. 3	「福井市環境基本計画」の改定
23. 6	「福井市環境推進会議」の発足
25. 1	事業者と鷹巣地区メガソーラー発電事業に係る基本協定の締結

4 清掃行政の歩み

年 月 日	事 項
S12.10	上北野塵芥焼却場竣工
19. 4. 1	「福井市し尿取扱手数料条例」、「同施行規則」を施行
28. 4. 1	「福井市塵芥処理条例」を施行
29.11. 8	「福井市清掃条例」、「同施行規則」を施行
34. 9.15	機構改革により厚生部衛生課となる
36.10.18	南江守センター竣工
37.11. 1	総機構改革により衛生課から分離され、清掃課となる
38. 4. 1	福井市清掃条例の改正により、一般家庭のごみ収集手数料賦課開始
10. 1	環境衛生課と改称
43. 4. 1	福井市清掃条例の改正により、全収集地区において、袋入れステーション方式による週1回定曜日収集の実施 同時に一般家庭のごみ収集手数料全廃 粗大ごみの有料化
11. 1	清掃事務所と改称
47. 3.31	東山清掃センター竣工
10. 1	機構改革により、清掃事務所が「業務課」、「南江守センター」、「東山センター」の1課2場となる
49.10. 1	機構改革により、厚生部が廃止され、生活環境部となる
52. 4. 1	「福井市あき地等の清潔保持に関する条例」を施行
57. 8	直営による缶類、カレットガラスのリサイクル開始
H 3. 4. 1	東山センター廃止 クリーンセンター稼動
6. 4. 1	境浄化センターし尿投入所稼動
10.1	機構改革により、生活環境部改め、市民生活部となり、業務課が清掃清美課となる
7.10. 1	福井坂井地区広域市町村圏事務組合清掃センター完成
8. 7. 1	福井市廃棄物の処理及び清掃に関する条例全部改正（指定袋、手数料等）
11. 1	指定ごみ袋制度開始
9. 4. 1	指定ごみ袋制度完全実施
10. 1	「福井市空き缶等の散乱及びふん害の防止に関する条例」の施行
12.10	収集資源センター管理棟増設竣工
10.10. 1	ペットボトル資源回収を市全域で実施
15. 3	クリーンセンターのダイオキシン対策工事完了
4. 1	プラスチック製容器包装、ダンボール及び紙製容器の分別収集開始
16. 4. 1	家庭用指定袋で3色化試行開始

20. 4. 1	紙パック分別収集及び資源回収を市全域で実施 越廼区域において紙製容器包装の分別収集開始
21. 3.	「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」策定
4. 1	プラスチック製容器包装 隔週収集から毎週収集へ 美山地区の可燃ごみをクリーンセンターへ搬入
22. 7. 1	蛍光灯の分別収集開始
23. 4.	収集資源センターにて資源ごみ回収拠点ステーション設置
24. 3.	クリーンセンター大規模改修工事開始
25. 3.	資源物回収拠点「わけるば」を開設

Ⅱ 総合的な環境行政

1 福井市環境基本条例

従来からの産業型公害に加え、近年、地球温暖化をはじめとした地球環境問題、都市・生活型公害、廃棄物等の幅広い環境問題へ対応し、環境保全施策の総合的かつ計画的な推進をするなど新たな環境行政の枠組み構築を法的に担保するため、平成 11 年 3 月に「福井市環境基本条例」を制定しました。この条例では、環境保全に関する基本理念、行政・市民・事業者それぞれの責務、環境保全施策の基本方針、環境基本計画の制度化などを定めており、本市環境行政の基本的拠り所となるものです。環境基本計画策定に当たっての市民・事業者からの意見の反映、環境保全施策の推進に向けた行政・市民・事業者等の連携体制の整備など、市民参加の仕組みを規定していることも特徴となっています。

基本理念（福井市環境基本条例第 3 条より）

- 1 健全で恵み豊かな環境の保全と将来にわたる維持
- 2 環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会の構築
- 3 多様な自然環境の保全に配慮した人と自然との共生社会の実現
- 4 事業活動及び日常生活等における地球環境保全活動の推進

2 福井市環境基本計画

福井市では、良好な環境の保全と創造のための施策を総合的かつ計画的に進めていくため、平成 12 年度に福井市環境基本計画を策定し、平成 18 年度には市町村合併等による一部改定を行いました。

計画策定から 10 年が経過し、本市を取り巻く社会経済や環境の情勢は大きく変化したことから、このような変化を踏まえ、時代に応じた環境施策を市民・市民組織・事業者・行政の各主体が連携・協働して取り組んでいくことを目的に平成 23 年 3 月に改定を行いました。

新たな計画の実施期間は、平成 23 年度から平成 27 年度までの 5 年間です。

（1） 環境の現状と課題

① 地球温暖化

気温の上昇に伴い、海水面の上昇や異常気象の増加、生態系への影響、農作物の被害など、様々な影響が懸念されている地球温暖化は、最も重要な環境問題です。

福井市においても平均気温の上昇や積雪量の減少の傾向が見られるなど、地球温暖化の影響と思われる兆候が表れています。温室効果ガスの排出量については、家庭部門、業務部門、（オフィスや小売店など）、運輸部門の比率が全国と比較して大きく、日常的な活動において省エネを進めていくことが求められています。

② 資源の循環や廃棄物問題

近年の中国やインドなどアジア諸国の経済発展に伴い、急激に消費エネルギーが増加してきたため、化石燃料をはじめとする天然資源の枯渇が懸念されています。

福井市ではこれまで、市民・市民組織・事業者・行政が一体となって、ごみ排出量の削減や資源化率の向上に向けた取組を進めてきました。平成21年には「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を策定し、資源化率の向上など、様々な問題の解決に向けた取組を展開しています。

③ 都市における生活環境

福井市においては、空気や水などといった身近な環境の状態については全体的に良好であると言えますが、日常生活や工場、農業やサービス業など多様な発生源からの様々な問題の解決が求められており、総合的・包括的な視点に立った対策を進めていくことが重要です。また、福井市らしさを生かした魅力的な地域環境を創造していくことが求められています。

④ 自然との共生

世界的に生き物の多様性の保全に向けた取組が進められる中、福井市においても、緑あふれる山々や清らかな九頭竜川・足羽山・日野川、そして美しい越前海岸など、豊かで潤いのある自然やそこに生息する多様な生き物を守り育てていくことが重要です。

また、里地・里山に代表されるような、自然に対する人間の継続的な働きかけによって維持されてきた環境も、貴重な自然の一部としてとらえ、環境に配慮した取組を進めていくことも重要です。

(2) 望ましい環境像

私たちは、素晴らしい福井市の環境を守り育て、未来へつなぐ責任を持つとともに、国際社会の一員として、地球規模の問題も考えながら行動していく責任も持っています。その責任を果たし、世界の人々や子孫に誇れる福井市を作っていくため、望ましい環境像を以下のように定めます。

望ましい環境像

みんなで協力して未来へつなぐ
環境にやさしい持続可能なまち・ふくい

望ましい環境像を実現していく主役は、「誰か」ではなく「みんな」です。つまり、社会を形作っている様々な主体（市民※1・市民組織※2・事業者・行政）が、お互いに手をたずさえながら実現していくものです。

望ましい環境像は、実現することだけが目的ではなく、それを将来にわたって守り育てていくことこそが本当の目的であり、それは私たち全員の願いでもあります。

※1 市民には、市内における滞在者（通勤者、通学者、観光客等）を含めます。

※2 市民組織とは、NPOや自治会など公益的な活動を行うために組織された営利を目的としない団体を指します。

【閑話休題】

子どもたちが描く福井の環境像

これらは、平成23年度に行った「福井市エコ絵画コンクール」の最優秀賞作品です。

このコンクールでは、“環境にやさしい私たちのまち ふくい”をテーマに、市内の小中学生から544点もの作品が提出されました。



中学生の部 最優秀賞

「戻ってきたホタル」

大東中学校1年(当時) 野嶋 翔悟さん



小学生の部 最優秀賞

「美しいふくい…いつまでも」

宝永小学校3年(当時) 田中 佑佳さん

(3) 計画の体系

望ましい環境像

取組の全体的な方向性

取組を進めるための基本的な考え方

みんなで協力して未来へつなぐ
環境にやさしい持続可能なまち・ふくい

福井市の自然や都市環境を守り育て、
将来に伝えていきます

地球規模の環境問題に対応していくため、
持続可能な社会づくりを進めていきます

全員が協力して、計画を推進していきます

全員が協力して、福井市の自然や都市環境を守り育て、将来に伝えていきます

- ・福井市の豊かな自然を守り育て、将来に伝える。
- ・福井市の身近な空気や水などの環境を守り育て、将来に伝える。
- ・福井市の美しい景観や歴史的文化的遺産を守り育て、将来に伝える。

指標	現状 (H21 年度)	将来 (H27 年度)
水辺と親しみ、ふれあう活動に取り組んでいる地区数	34/49 地区	5 年間で全地区(49 地区)での取組を目指す
緑と親しみ、ふれあう活動に取り組んでいる地区数	49/49 地区	取組を継続していく

全員が協力して、地球規模の環境問題に対応し、持続可能な社会づくりを進めていきます

- ・地球温暖化や資源の枯渇など様々な地球規模の環境問題に対応し、持続可能な社会づくりを進める。

指標	現状 (H21 年度)	将来 (H27 年度)
福井市内における温室効果ガス総排出量	H2 年度比 18%増	H2 年度レベル (±0%)
公共交通機関乗車人数	10,009 千人/年	10,200 千人/年
自転車利用環境の整備状況 (公共交通機関への乗継拠点の駐輪場収容台数)	4,076 台	4,800 台
1日1人当たりのごみの排出量	943g	900g
ごみの資源化率	14.4%	22.3%

各主体の責務

各主体の取組の指針

市民	<ol style="list-style-type: none"> 1. 日常生活に伴う様々な環境負荷の低減に努めるとともに、環境活動に取り組む 2. 地域の一員として、他の主体の取組に参加・協力する 3. 行政が実施する環境に関する施策に協力する 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 日常生活を見直し、環境負荷の低減に取り組む 2. 環境活動に取り組み、より良い環境を創造する 3. 環境に関心を持ち、学び、理解を深める 4. 市民組織・事業者・行政の実施する環境活動に参加・協力する
市民組織	<ol style="list-style-type: none"> 1. 組織の特徴を生かした環境活動に取り組む 2. 組織活動に伴う様々な環境負荷の低減に努める 3. 地域の一員として、他の主体の取組に参加・協力する 4. 行政が実施する環境に関する施策に協力する 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 環境活動に取り組み、より良い環境を創造する 2. 組織活動を見直し、環境負荷の低減に取り組む 3. 環境に関する情報を把握・提供するとともに、啓発を進める 4. 構成員に対する環境学習を進める 5. 他の市民組織・事業者・行政と連携・協働して環境活動に取り組む
事業者	<ol style="list-style-type: none"> 1. 環境活動に取り組むとともに、環境に配慮した製品やサービスを提供する 2. 事業活動に伴う様々な環境負荷の低減に努める 3. 地域の一員として、他の主体の取組に参加・協力する 4. 行政が実施する環境に関する施策に協力する 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 環境と共生・調和したビジネスに取り組む 2. 事業活動を見直し、環境負荷の低減に取り組む 3. 環境活動に取り組み、より良い環境を創造する 4. 環境に関する情報などの提供や啓発を進める 5. 従業員に対する環境学習を進める 6. 市民組織・他の事業者・行政と連携・協働して環境活動に取り組む
行政	<ol style="list-style-type: none"> 1. 環境に関する施策を総合的かつ計画的に実施するとともに、市民・市民組織・事業者の取組を促進するための仕組みづくりを進める 2. 事業活動に伴う様々な環境負荷の低減に努める 3. 地域の一員として、他の主体の取組に参加・協力する 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 環境にやさしいまちづくりに取り組む 2. 事業活動を見直し、率先して環境負荷の低減に取り組む 3. 環境に関する情報を把握・提供するとともに、啓発を進める 4. 職員に対する環境学習を進める 5. 市民組織や事業者の実施する環境活動に参加・協力する 6. 市民・市民組織・事業者が実施する環境に関する取組を支援する 7. 市民組織・事業者・他の行政組織との連携・協働に向けた仕組みをつくる

(4) 主体別取組

① 市民の取組

取組のポイント：日常生活の中で身近な取組を実践する

(取組例)

- 家電製品などは、効率の良い使用に心がけ、省エネや節水に努める
- マイカーの使用を控え、公共交通機関の利用に心がける
- 包装が簡易な商品、容器が再使用できる商品を選ぶように心がける
- 資源ごみとして活用できるものは、適正に分別し、排出する
- 清掃活動や環境に関するイベントなどに参加・協力する



② 市民組織の取組

取組のポイント：環境に関する活動の輪を市民や事業者等に広げる

(取組例)

- 里地・里山の保全やビオトープの整備など、水辺や緑と親しみふれあう活動に取り組む
- 地域や歴史的・文化的遺産の清掃活動などに取り組む。
- 組織活動に役立てるため環境活動を調査するなど、環境に関する情報の把握に努める
- 環境に関する学習会やイベント、出前講座などを開催し、環境に関する啓発を進める



③ 事業者の取組

取組のポイント：製品やサービスの提供を通じて利用者の環境に関する取組を促進するとともに、事業活動に伴う負荷の低減に努める

(取組例)

- 環境に配慮した農業、森林の整備などに努める
- 生産から廃棄までの全過程を通じて環境負荷の少ない製品の開発や製造に努める
- 原材料や産地などの環境情報の表示に努める
- 省エネ機器の普及拡大に努める
- 環境に配慮した商品の購入（グリーン購入）に努める

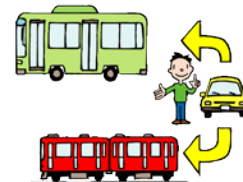


④ 行政の取組

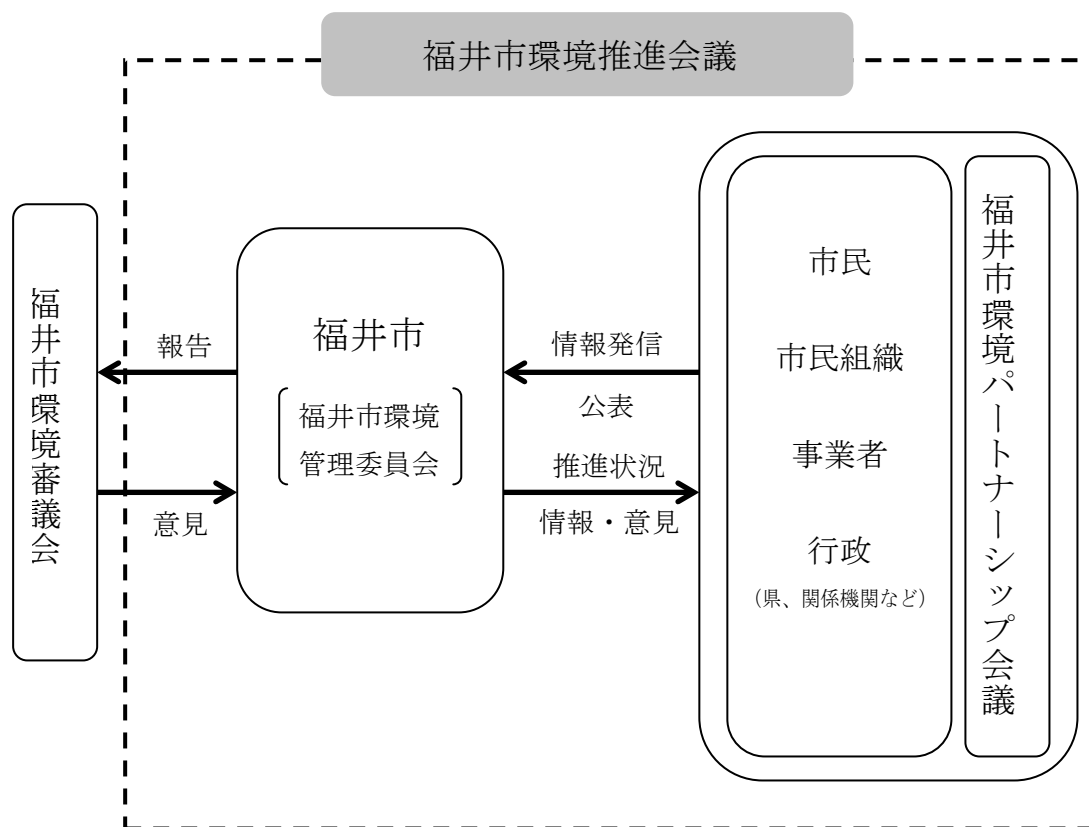
取組のポイント：まちづくりにおいてより良い環境の創造や環境負荷の低減を進める

(取組例)

- 自動車に過度な依存をしないまちづくりを進めるため、公共交通機関の利便性の向上などに取り組む
- 緑地や親水空間などを整備するとともに、それらを活用した自然観察や水生生物の調査、魚の放流など自然や生き物とふれあう活動を促進する
- 大気や河川の状況など環境に関する情報を収集し、市民・市民組織・事業者提供
- 各主体と連携・協働して、環境活動に関する新たな仕組みづくりに取り組む



(5) 計画の推進



福井市環境推進会議

福井市は、緑あふれる山々や、清らかな川、美しい海岸など潤いのある豊かな自然に恵まれています。先人から受け継いだ、このかけがえのない財産を守り育て、次の世代に引き継ぐとともに、地球温暖化といった地球規模の環境問題にも対応するなど、これまでの保全にとどまらず創造を図っていくために「福井市環境推進会議」を設置します。

この会議は、水辺や緑と親しみふれあう自然創造活動の推進、再生可能エネルギーの普及などエネルギーの有効利用、地球温暖化の防止に向けた公共交通への転換及び環境産業の創出も含めた産学官との連携など新たな取組に関する調査や検討を行います。その結果を踏まえ、この会議は、市民・市民組織・事業者・行政がお互いの特性を生かしながら、対等の立場で協力する協働の理念のもと、より良い環境の創造に向けた取組を進めます。

また、より良い環境の創造を促進するため、環境に関する情報収集や提供、地域における活動の育成や支援を行うなど環境ネットワークを構築します。

3 福井市環境推進会議

(1) 設置の経緯と役割

福井市では、「福井市環境基本計画」を平成23年3月に改定しましたが、この改定を機に、福井市の豊かな自然を守り育て、次の世代に引き継ぐとともに、地球温暖化といった地球規模の環境問題にも対応するなど、より良い環境の創造を図っていくために「福井市環境推進会議」を平成23年6月に設置しました。

この会議では、水辺や緑と親しみふれあう自然創造活動の推進、再生可能エネルギーの普及などエネルギーの有効利用、地球温暖化の防止に向けた公共交通への転換及び環境産業の創出も含めた産学官との連携など新たな取組に関する調査や検討を行います。その結果を踏まえ、この会議は、市民・市民組織・事業者・行政がお互いの特性を生かしながら、対等の立場で協力する協働の理念のもと、より良い環境の創造に向けた取組を進めます。

また、より良い環境の創造を促進するため、環境に関する情報収集や提供、地域における活動の育成や支援を行うなど環境ネットワークを構築します。

(2) 所掌事務

- ① 市民・市民組織・事業者・行政の協働による、より良い環境の創造に向けた取組の推進に関すること。
- ② 環境ネットワークの構築に関すること。
- ③ その他基本計画の推進に関すること。

(3) 委員構成

任期は2年で、市長が委嘱又は任命する委員（32名：平成24年4月1日現在）。

(4) 平成24年度に実施した活動

- ① 全体会
 - ・開催状況 2回
- ② 自然創造部会
 - ・開催状況 5回
 - 自然保護・再生に取り組む場所を選定するための現地調査（3回）を行うとともに、今後の取組方針について協議しました。
- ③ 低炭素まちづくり部会
 - ・開催状況 2回
 - 「サイクルシェア社会実験」について協議するとともに、「カーフリーデー」に出展し、サイクルシェア「ふくチャリ」の利用促進を図りました。
- ④ 環境産業創出部会
 - ・開催状況 2回
 - コンバートEVを中心とした電気自動車や住宅・ビルの省エネをテーマとして、取組の方向性や次年度の事業について協議しました。

⑤ 福井市環境展

i 日 時 平成 24 年 11 月 25 日 (日) 9 : 00 ~ 15 : 00

ii 場 所 福井市中央卸売市場構内

iii 内 容

- ・展示ゾーン (企業、団体、行政による取組の紹介や製品の体験)
- ・電気自動車、電動自転車の試乗体験
- ・環境に関する講演会
- ・環境に関するコンテスト等の表彰式

iv 来場者数 12,000 名 ※同時開催イベントも含めた総合的な来場者数



「真夏の絵手紙コンテスト」表彰式



でんき自動車試乗



「真夏の絵手紙コンテスト」最優秀作品

4 福井市環境パートナーシップ会議

(1) 設置の経緯と役割

「福井市環境パートナーシップ会議」は、市民、市民組織、事業者、行政の各主体が連携・協働して、基本計画の効率的かつ効果的な推進を図るために、その母体として平成13年8月に発足しました。

平成23年3月に改定された基本計画を推進するべく、環境学習などを通じた人材の育成、セミナーなどによる環境活動の普及啓発、環境に関するイベントの開催など環境活動の環を広げるため、これまで培ってきた知識や経験を活かし、市民一人ひとりの実践的な取組を促進する施策や事業を企画・実施します。

(2) 所掌事務

- ① 環境学習・環境教育からの人材育成に関すること。
- ② 環境イベントの開催に関すること。
- ③ 環境活動の普及・啓発に関すること。

(3) 委員構成

以下(①～⑥)から、市長が委嘱又は任命する委員(21名：平成24年4月1日現在)。

- ① 学識経験者
- ② 環境保全に関心の高い市民(公募を含む。)
- ③ 市民団体の関係者
- ④ 環境保全に関心の高い事業者(ISO14001認証取得企業等)
- ⑤ 市行政の関係者
- ⑥ その他市長が必要と認める者

(4) 平成24年度に実施した活動

- ① 総務
 - i 全体会の開催(4回)
 - ii ホームページ等でのイベント情報の発信・運用管理
- ② 環境教育からの人材育成
 - i エコカレッジ福井プロジェクト
 - ・ 市民環境大学「エコカレッジ福井」の運営
環境への「意識の高揚」や思いを同じとする「仲間づくり」をするため、1年を通じて学習する学び舎「エコカレッジ福井」を運営し、卒業後は地区での環境活動や当会議での活動を紹介しました。

開校期間	4月～12月
科目及び講義数	共通科目 8 講義、コース科目(全 3 コース)各 4 講義
卒業生/受講生	26 名/42 名 (平成 24 年度 第 4 期生)

- ・ リーダー養成講座の実施 (受講生：エコカレッジ福井卒業生 9 名、全 9 講義)
- ii 環境教育ネットワークプロジェクト
 広く一般に環境への関心を高めるため、自然と親しむセミナーや暮らしに関する環境講座、親子対象のセミナーを開催しました。

分類	開催回数	参加者数
身近な環境セミナー (野外セミナー)	3 回	68 名
暮らしと環境を考えるセミナー (座学セミナー)	4 回	71 名
エコキッズスクール	3回シリーズ	57 名

③環境イベントの開催 (他団体との連携・交流)

- i 第 3 回 福井・環境ミーティングの開催 (3 月 17 日 延べ参加者数 498 名)
 - ・ 基調講演：エネルギーの地産池消による地域の活性化を目指して／でんき宇奈月プロジェクト実行委員会 委員長 大橋 聡司 氏
 - ・ 企業・団体による取組事例の講演等：エネルギーや公共交通、資源循環などを通じた地域での「環境のまちづくり」をテーマに 21 の講演とフォーラム
- ii 他団体イベントへの連携、出展
 - ・ カーフリーデーふくい 2012 への出展 (9 月 22 日)
 - ・ 県民せいきょう「ふれあい祭り」への出展 (11 月 3 日、4 日)
 - ・ アピタ・エコ博への出展 (11 月 24 日、25 日)
 - ・ 福井市環境展の共催 (11 月 25 日)
- iii その他
 - ・ 他組織 (「すいた環境学習会」(吹田市)、「(特)とよなか市民環境会議アジェンダ 21」(豊中市)) への視察・交流

④ 環境活動の普及啓発

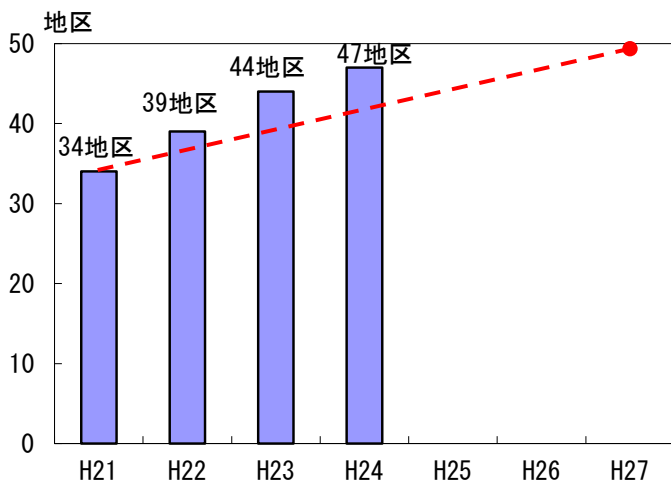
- i 家庭で実践できるエコ活動プロジェクト
 - ・ 家庭でのエコな取り組み勉強会の開催 (2 回 参加者数 22 名)
 - ・ モニター講習会の開催 (全 3 回 延べ参加者数 52 名)
- ii エコカレッジ福井卒業生生活動
 - ・ 廃油から石けんづくり講習会 (4 回 参加者数 70 名)
- iii 学校版環境 I S O に係る学校訪問の実施 (6 校)

5 福井市環境基本計画の進捗状況について

(1) 全員が協力して、福井市の自然や都市環境を守り育て、将来に伝えていきます

指標 1 水辺と親しみ、ふれあう活動に取り組んでいる地区数

将来(H27年度)：5年間で全地区(49地区)での取組を目指す

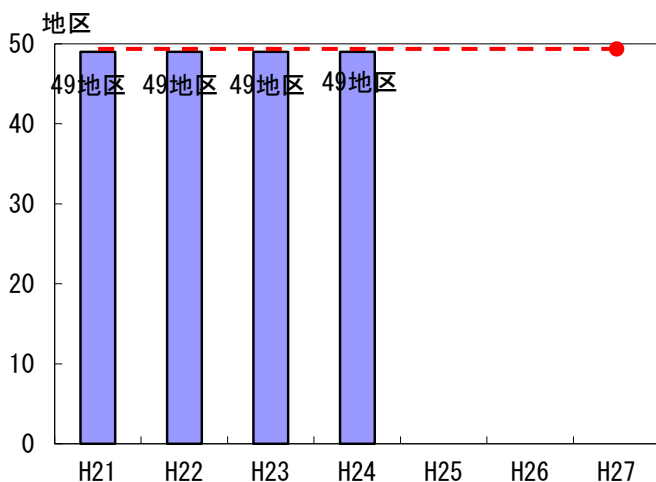


(取組例)

水辺の生き物の生息環境の整備、ビオトープの整備、水生生物の調査、水辺の緑化、魚の放流など

指標 2 緑と親しみ、ふれあう活動に取り組んでいる地区数

将来(H27年度)：全地区(49地区)での取組を継続していく



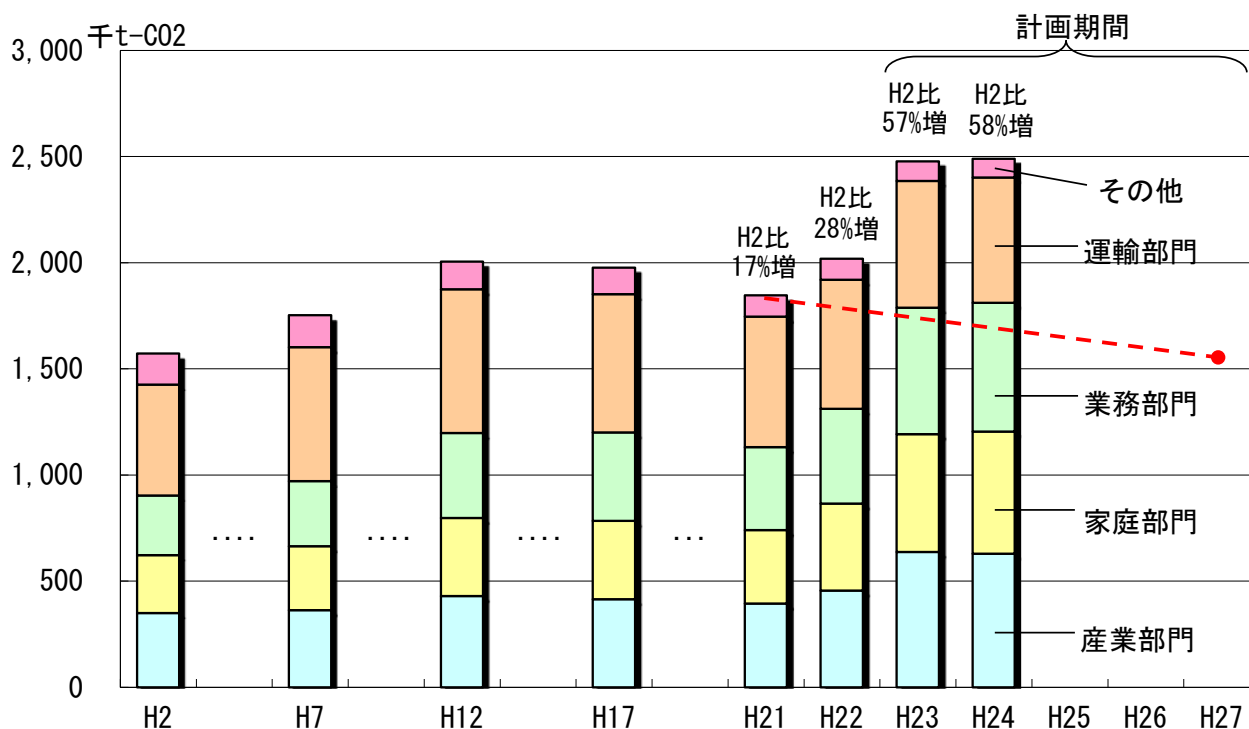
(取組例)

植樹、花壇づくり、みどりのカーテン、里山の整備、公園の緑化活動、自然観察など

(2) 全員が協力して、地球規模の環境問題に対応し、持続可能な社会づくりを進めていきます

指標 1 福井市内における温室効果ガス総排出量

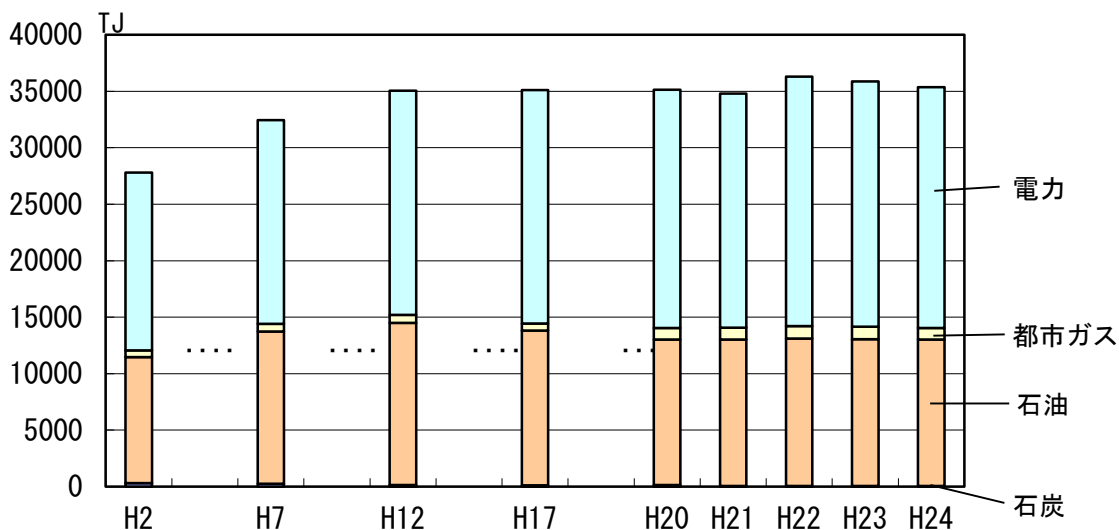
将来(H27年度) : H2年度レベル (±0%)



(参考)

○温室効果ガスの排出量の増加要因は？

i) エネルギー消費の推移について



福井市内におけるエネルギー消費の推移 (福井市調べ)
※1次エネルギーベース

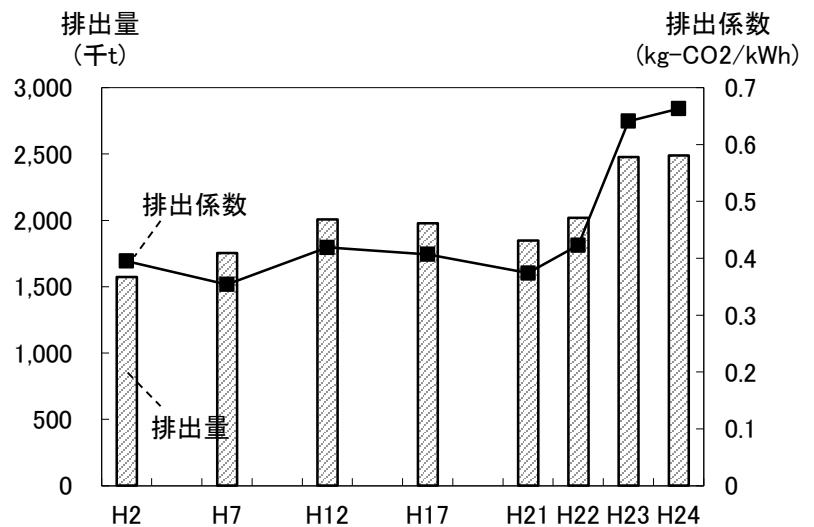
福井市内におけるエネルギー消費は平成2年度以降増加を辿っており、特に電力消費量が著しく増加してきました。この増加の要因としては、パソコン等の電気機器の普及などが挙げられるほか、部門別で見ると、家庭部門では核家族化に伴う世帯数の増加、運輸部門では自動車保有台数の増加なども考えられます。

しかし、最近10年間の推移を見ると、エネルギー消費はほとんど変わりません。省エネ意識の向上や技術の向上に伴い、住宅などの建築物の省エネ化や、自動車の低燃費化が進んできているとともに、各分野における省エネ努力などによって、エネルギー消費の増加が抑えられてきていると考えられます。

ii) 電力消費に伴うCO₂排出係数の増加

近年トラブル等により、発電時にCO₂を排出しない原子力発電の発電量が減少し、その代わりに石炭等の火力発電の稼働が増加しています。平成23年度より、志賀原発1号機2号機が両方とも通年停止しており、1kWhあたりのCO₂排出係数が0.663kgと平成21年度の0.374kgに比べ1.8倍になりました。

福井市内における温室効果ガス排出量のうち、電力の消費に伴う分は半分程度を占めています。そのため、排出係数の増加は排出量に大きな影響を与えています。

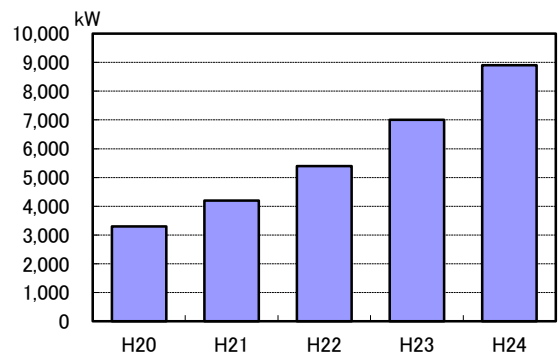


電力消費に伴うCO₂排出係数(折れ線グラフ)と市内における温室効果ガス排出量(棒グラフ)の関係
※排出係数の出典：北陸電力

○温室効果ガスの削減に向けた市内の取り組み状況は？

i) 太陽光発電設備の導入状況

福井市では、平成13年度から住宅用太陽光発電設備の設置に対して支援を行っており、平成18年度までの6年間で540件(2,195kW)について補助を行いました。国や県の補助制度が終了したため、平成18年度をもって一旦終了しましたが、平成22年度から再開しており、平成24年度末までの累計での補助実績は1,741件(7,428kW)となっています。

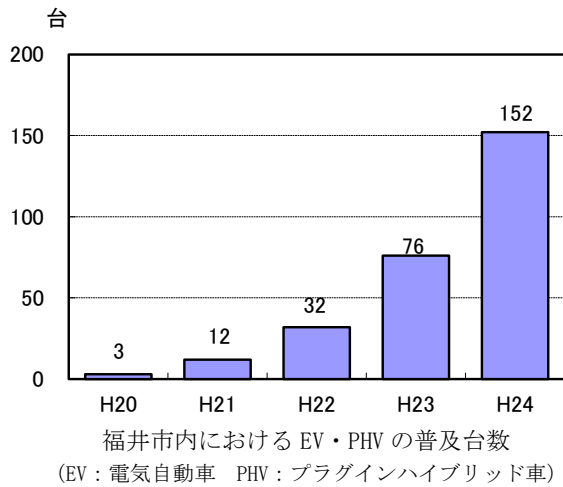


福井市内における太陽光発電設備の導入量

ii) 電気自動車の導入状況

走行中にCO₂や他の大気汚染物質などを排出しない、環境に優しいクルマとして電気自動車が近年注目されています。平成21年7月には三菱自動車よりi-MiEVが、平成22年12月に日産自動車よりリーフが販売され、導入が進んできています。

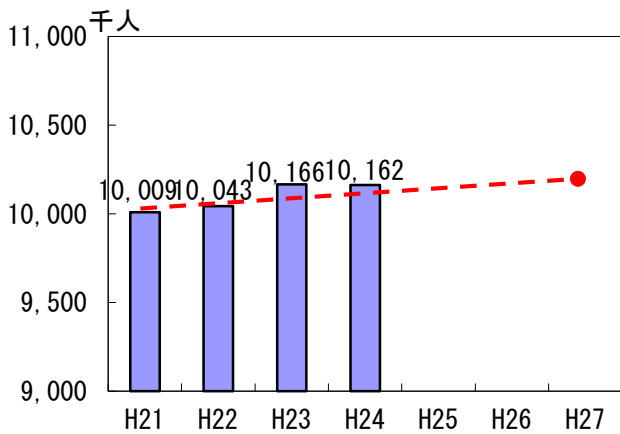
福井市では、公共施設への率先導入として、平成23年7月に公用車として日産リーフを導入し、業務利用のほか、イベントでの試乗会などPR用としても活用しています。



福井市で公用車として導入した電気自動車

指標2 公共交通機関乗車人数

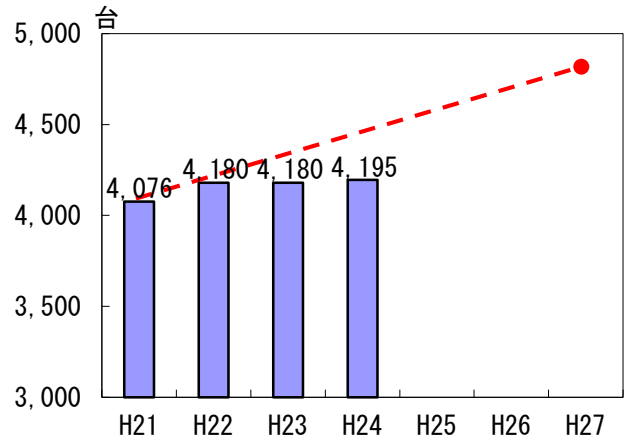
将来(H27年度)：10,200千人/年



指標3 自転車利用環境の整備状況

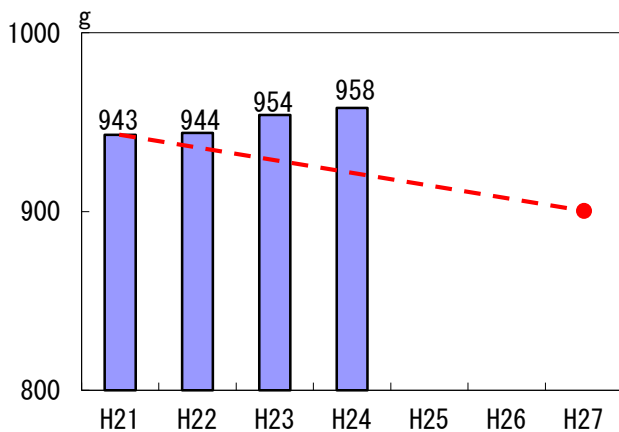
(公共交通機関への乗り継ぎ拠点駐車場整備状況)

将来(H27年度)：4,800台



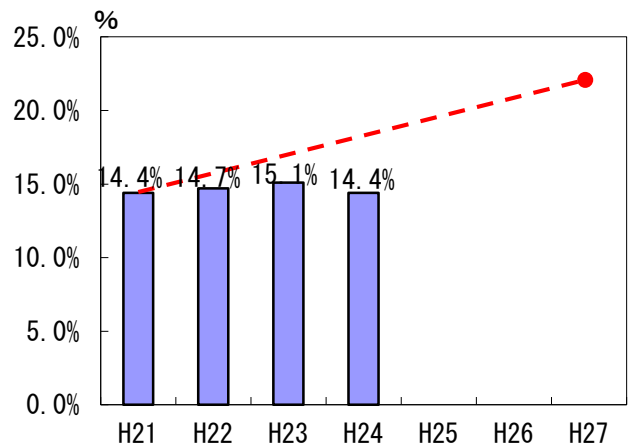
指標4 1日1人当たりのごみの排出量

将来(H27年度)：900g



指標5 ごみの資源化率

将来(H27年度)：22.3%



III 環境保全対策

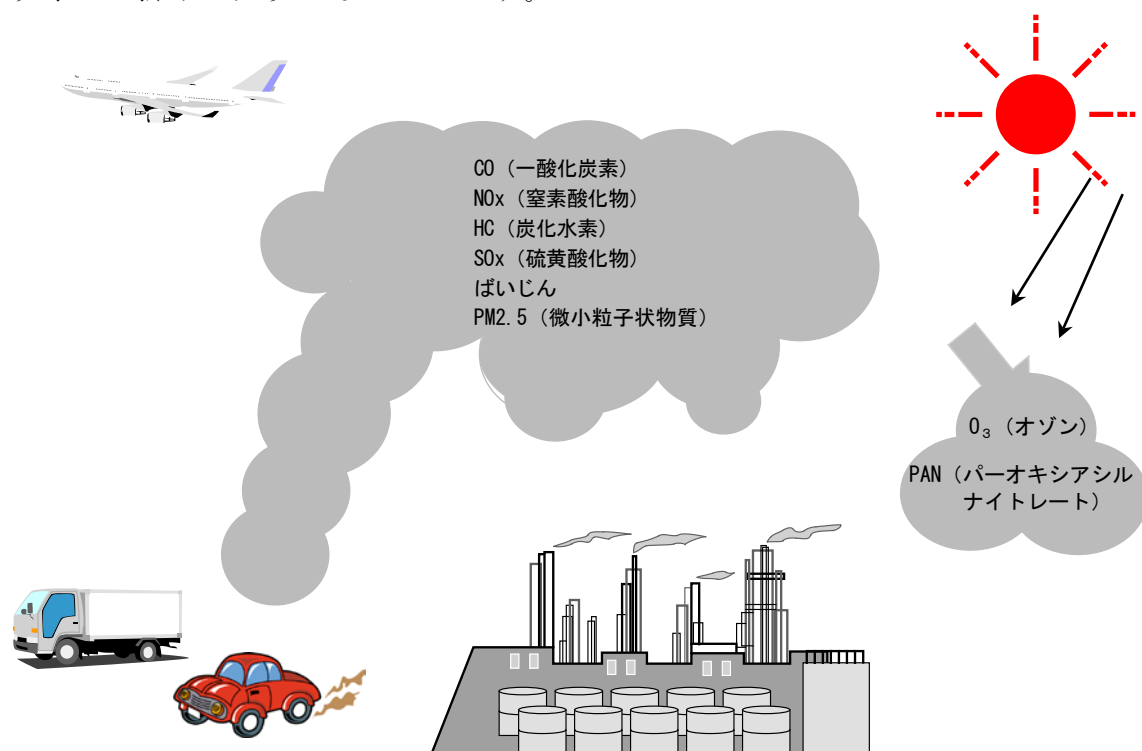
1 大気汚染

大気汚染とは、産業活動など人の諸活動に伴っていろいろな有害物質が大気中に排出され、人の生命や健康が損なわれたり、人の快適な生活が侵害されることをいいます。その主な発生源は、工場、事業場及び自動車からの排出ガスで、汚染物質には、硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん、一酸化炭素、炭化水素などがあります。このほか、窒素酸化物と炭化水素が共存し、太陽光線（特に紫外線）の作用を受けることにより生成される光化学オキシダントがあり、これが光化学スモッグ発生の原因となります。

また、大気環境問題として自動車排ガスなど身近なものから、フロンガスによるオゾン層の破壊、二酸化炭素等による温室効果など地球規模の問題に至るまで、経済社会の進展並びに社会生活の多様化に伴い、様々な問題がとりあげられています。

本市では、大気環境の把握について、昭和 45 年 12 月から自動測定装置による環境測定を開始し、昭和 52 年度にはテレメータシステムによる常時監視体制を発足させ、以後、観測局及び測定項目の整備を行ってきました。一方で、大気汚染防止法、県公害防止条例及び市公害防止条例等に基づき、工場や事業場等に対する監視も行っています。

近年では、汚染物質の主要な発生源が工場からその他へと変わってきています。特に二酸化窒素等では車の排気ガスによる割合も大きいものと考えられており、これを減らすためには私たちが普段から車の使用を控えたり、アイドリングストップを行う等の心掛けが大切となっています。



(1) 環境基準

物質	環境上の条件
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04 ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1 ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10 mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20 mg/m ³ 以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04 ppmから0.06 ppmまでのゾーン内、又はそれ以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06 ppm以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10 ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20 ppm以下であること。
ベンゼン	1年平均値が0.003 mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2 mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2 mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15 mg/m ³ 以下であること。
微小粒子状物質	1年平均値が15 µg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35 µg/m ³ 以下であること。

硫黄酸化物 (SO_x)

重油等の硫黄分を含む燃料が燃えることによって生じる二酸化硫黄、三酸化硫黄の総称のことです。無色の刺激性の強い気体で、粘膜や呼吸器を刺激し、慢性気管支炎等の呼吸器系疾患の原因となったりします。

浮遊粒子状物質 (SPM)

浮遊粉じんのうち、粒径10 µm以下の粒子状物質のことをいい、工場のばい煙や自動車の排ガス等から発生し、気道や肺に沈着して人体に悪影響を与えるといわれています。

窒素酸化物 (NO_x)

窒素酸化物はものが燃えると必ず発生します。ものが燃えるとき、その物質の中の窒素だけでなく、空気中の窒素が酸化されることによって窒素酸化物が生成されるからです。窒素酸化物とは、一酸化窒素と二酸化窒素の総称のことです。一酸化窒素は血液中のヘモグロビンを血液毒のメトヘモグロビンに変化させるといわれています。一方で、二酸化窒素は肺深部の細胞に入り込み、呼吸器系炎症を引き起こします。

オキシダント (O_x)

大気中の窒素酸化物、炭化水素等が強い紫外線を受け光化学反応を起こすことによって生成される酸化性物質の総称で、その大部分はオゾンです。オキシダントは目や喉を刺激し、頭痛を起したりします。

炭化水素 (HC)

炭素と水素から出来ている有機化合物の総称で、塗装、溶剤、石油プラント等から直接大気中に放出されるほか、自動車排ガス等に不完全燃焼物として含まれています。

一酸化炭素 (CO)

炭素化合物が不完全燃焼したときに発生する炭素の酸化物のことです。主に自動車排出ガス中に含まれており、無色無臭のガスですが、血液中のヘモグロビンと強く結合して酸素を運搬する機能を阻害します。

微小粒子状物質 (PM_{2.5})

浮遊粒子状物質のうち、粒径2.5 µm以下の粒子状物質のことをいい、ディーゼルエンジンや工場における燃料の燃焼行為等から発生し、呼吸器疾患、循環器疾患及び肺がんの疾患に関して総体として人々の健康に一定の影響を与えるといわれています。

(2) 測定体制

① 観測局測定項目

(平成 24 年 4 月 1 日現在)

				二酸化硫黄	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質	一酸化窒素	二酸化窒素	風向	風速	オキシダント	炭化水素	一酸化炭素	温度	湿度	塩化水素	自動車台数
一般局	1	石橋局	市				○	○	○	○	○						
	2	河合局	市		○		○	○	○	○	○						
	3	順化局	市	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	4	社局	市	○	○		○	○	○	○	○						
	5	センター局	県		○		○	○	○	○	○						
	6	福井局	県	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		
	7	麻生津局	県		○		○	○	○	○	○						
クリーンセンター局	8	岡保局	市	○	○		○	○	○	○	○					○	
	9	吉野局	市	○	○		○	○	○	○						○	
	10	松岡局	市	○	○		○	○	○	○						○	
自排局	11	月見局	市		○		○	○				○	○				○
	12	福井局	県		○		○	○	○	○		○	○				○

※センター・福井・麻生津局・自排福井局は県観測局

図1-2-1 大気関係観測局位置図

(平成24年4月1日現在)



観測局には、環境大気汚染状況を監視する一般環境大気観測局と、自動車排出ガスによる汚染状況を監視する自動車排出ガス観測局があります。

一般環境大気観測局（河合局）



自動車排出ガス観測局（自排月見局）



(3) 大気汚染の現況

本市における大気汚染常時監視の項目及び場所は、1-(2)、図1-2-1のとおりですが、測定値の近年の傾向は、おおむね横ばいとなっています。

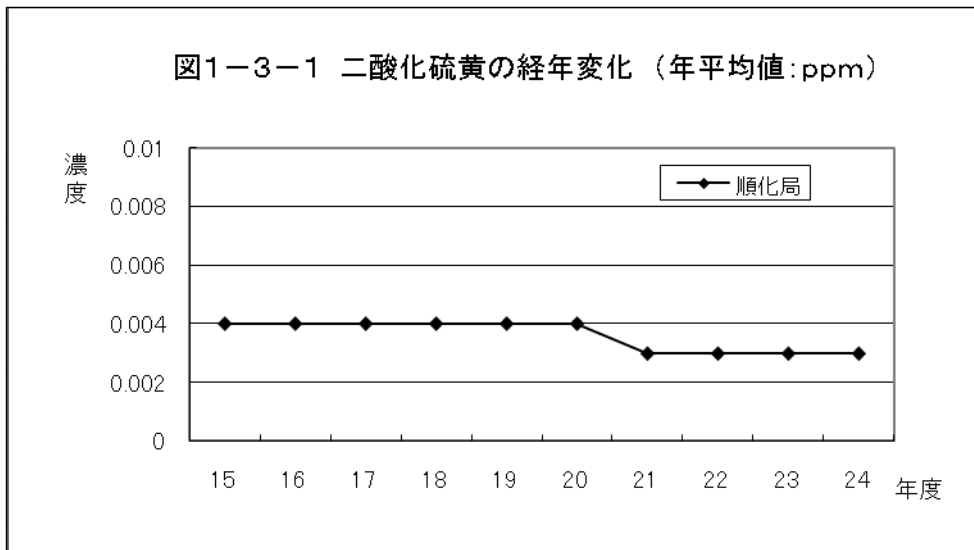
また、本市においては、福井市クリーンセンター（ごみ焼却場）に係る、周辺の環境状況の把握と監視のための測定も行っています。

各観測項目の詳細については以下のとおりです。

① 二酸化硫黄

全局において環境基準を満たしており、濃度の年平均値は平成14年度以降、ほぼ横ばいの傾向が見受けられます。

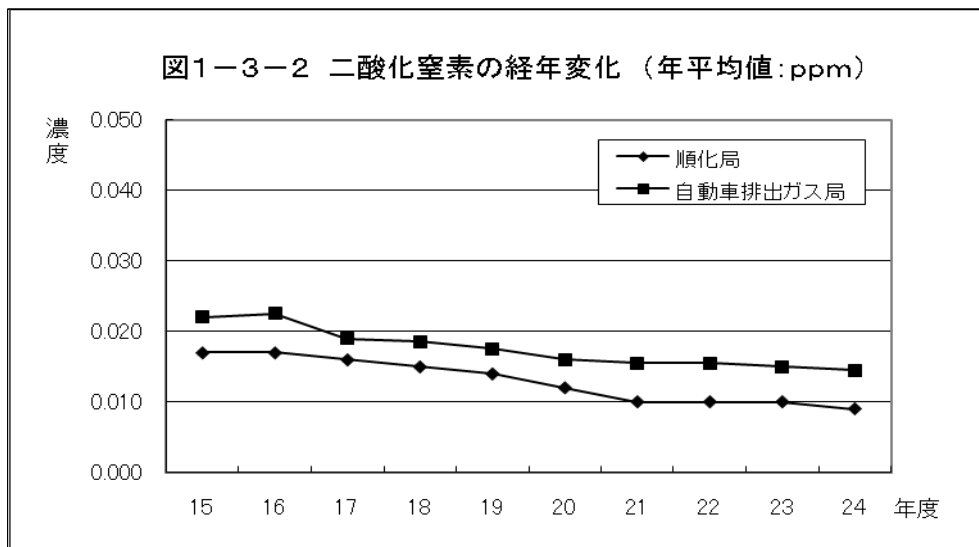
※環境基準：1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。



② 二酸化窒素

自動車排出ガス測定局での濃度は、一般局より高く推移していますが、全局において環境基準を満たしています。年平均値は例年とほぼ同じでした。

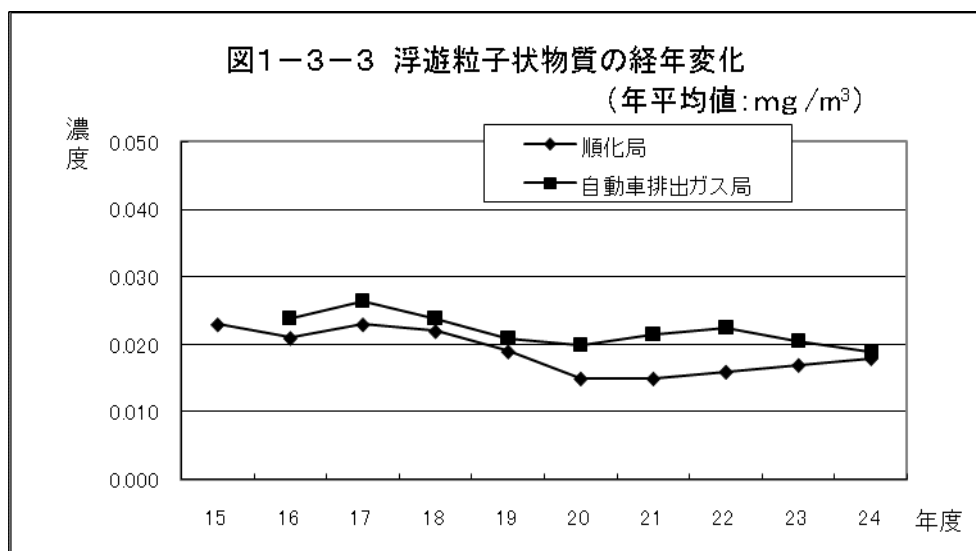
※環境基準：1時間値の1日平均値が0.04ppm以下から0.06ppmまでのゾーン内、又はそれ以下であること。



③ 浮遊粒子状物質

全局において環境基準を満たしています。年平均値は例年とほぼ同じでした。

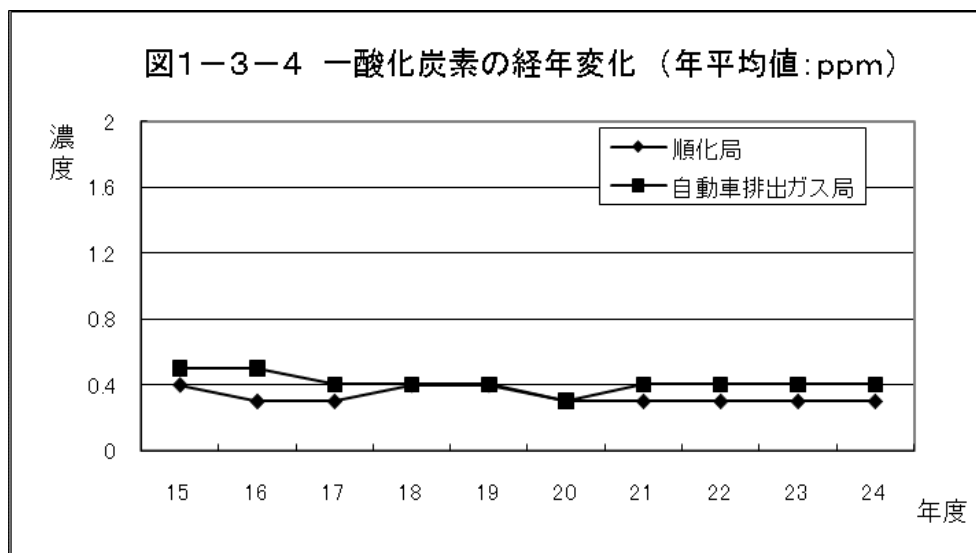
※環境基準：1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m³以下であること。



④ 一酸化炭素

全局において環境基準を満たしており、ここ数年の年平均値はおおむね横ばいの傾向にあります。また、大気汚染防止法の規定に基づく自動車排出ガスによる大気の汚染の限度（月間平均値 10ppm）も満たしています。

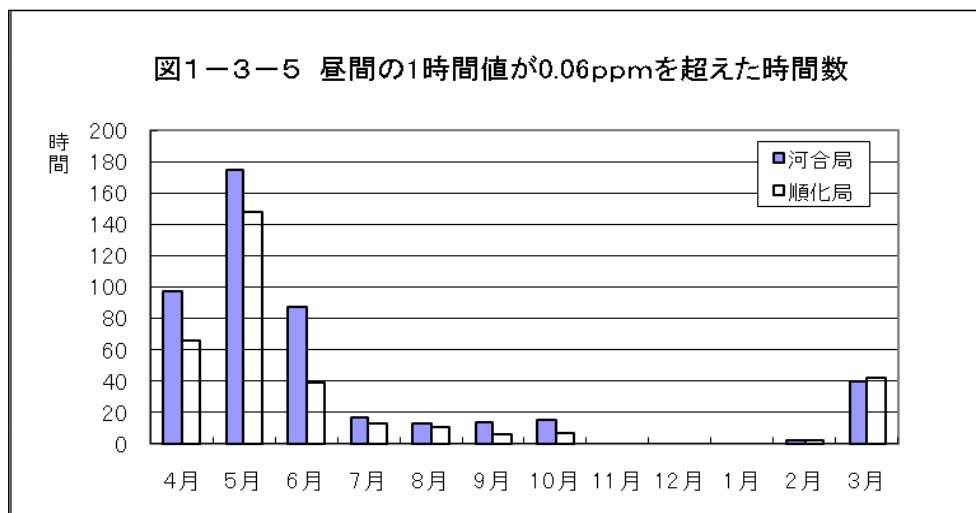
※環境基準：1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。



⑤ 光化学オキシダント

光化学オキシダントは、春から夏にかけて環境基準を満足しない時間が多くありました。中心部ではオキシダント濃度が低く、逆に郊外で高くなるドーナツ化現象が見られます。

※環境基準：1時間値が0.06ppm以下であること。（日中の大気汚染現象であることから、測定値の評価については、昼間の時間帯のみを対象としています。）



2 水質汚濁

水質汚濁とは、産業排水や生活排水などに含まれる有害物質等により、河川、海域及び地下水(一般に公共用水域という)が汚染されることをいいます。

公共用水域を保全していくために、公害対策基本法(昭和42年)の主旨に基づき、水質汚濁防止法(昭和45年)が制定されました。その後、環境問題が地球規模化・複雑化していく中、新たな環境政策の基本的枠組みを示す法律として、公害対策基本法を見直し、新たに環境基本法(平成5年11月)が制定されました。

また、維持されることが望ましい目標として公害対策基本法に基づいて設定された環境基準(昭和46年環境庁告示第59号)については、その内容を継承する形で環境基本法の中で規定しています。

環境基準には、「人の健康の保護に関する環境基準」と「生活環境の保全に関する環境基準」があります。前者は、すべての公共用水域に適用され、後者は河川、海域及び湖沼の各利水目的を考慮して、段階的な水域類型が設定され、それに応じた基準値が定められています。

また、平成5年3月に要監視項目が、平成15年11月には水生生物保全水質環境基準が設定されました。

本市においても、水質汚濁防止法をはじめ、福井市公害防止条例、福井県公害防止条例および関係法令に基づき公共用水域の水質汚濁の状況を監視するとともに、工場排水の調査などを実施しています。また、生活排水による汚染については、下水道の整備がより重要となりますが、同時に私たち一人一人に、川や海、また広い意味での環境を汚さないためのマナーを身につけることが求められています。

・ pH (水素イオン濃度指数)

水質の酸性またはアルカリ性の程度を示す指数です。pH 7が中性で、それ以下は酸性、それ以上はアルカリ性であることを意味します。自然水のpHはほぼ6.5~8.5の範囲にあります。

・ 生物化学的酸素要求量 (BOD)

河川・湖沼・海の汚濁の中心となるのは人間の活動によって排出された有機物ですが、水の中にはいろんな種類の有機物があります。これらの有機物の量をまとめて表すために河川水に適用される指標です。微生物が水中の有機物を分解するときには、酸素を消費しますが、この酸素の量で有機物の量を表します。つまり、有機物が多いほど、微生物が消費する酸素の量が大きくなります。この数値が大きいほど、水中には有機物が多く、汚染が進んでいることを意味します。

・ 化学的酸素要求量 (COD)

BODと同じように、有機物の量をまとめて表すために使われる指標です。水中の有機物を分解するのにBODでは微生物を利用しますが、CODでは酸化剤で化学的に分解させ、そのときに消費された酸素の量で有機物の量を表します。つまり、有機物が多いほど、有機物を分解するために必要な薬品の量が多くなります。この数値が大きいほど、水中には有機物が多く、汚染が進んでいることを意味します。CODは、海域、湖沼に限って適用されます。

・ 浮遊物質 (SS)

水中に浮遊している水に溶けない物質で、地表から流出した粘土や、有機物、プランクトン、その他の微生物あるいはその残骸、各種産業廃棄物や排水中の不溶性物質等からなり、水の濁りの原因となります。

・ 溶存酸素 (DO)

水中に溶け込んでいる酸素の量を表したものです。汚染度の高い水では消費される酸素の量が多いため溶存する酸素は少なくなり、きれいな水ほど溶存酸素の量は多くなります。

(1) 環境基準（公共用水域）

① 人の健康の保護に関する環境基準

（平成24年4月1日現在）

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.03mg/L以下
鉛	0.01mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
六価クロム	0.05mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下	チウラム	0.006mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下	シマジン	0.003mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/L以下
P C B	検出されないこと	ベンゼン	0.01mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	セレン	0.01mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	ふっ素	0.8mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	ほう素	1mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下		

(別表) 要監視項目及び指針値

	項目	指針値		項目	指針値
1	クロホルム	0.06mg/L以下	14	クロルニトロフェン(CNP)	-(注1)
2	トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	15	イプロベンホス(IBP)	0.008mg/L以下
3	1,2-ジクロロプロパン	0.06mg/L以下	16	E P N	0.006mg/L以下
4	p-ジクロロベンゼン	0.2mg/L以下	17	トルエン	0.6mg/L以下
5	イソキサチオン	0.008mg/L以下	18	キシレン	0.4mg/L以下
6	ダイアジノン	0.005mg/L以下	19	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06mg/L以下
7	フェニトロチオン(MEP)	0.003mg/L以下	20	ニッケル	-(注2)
8	イソプロチオラン	0.04mg/L以下	21	モリブデン	0.07mg/L以下
9	クロロタロニル(TPN)	0.05mg/L以下	22	アンチモン	0.02mg/L以下
10	プロピザミド	0.008mg/L以下	23	塩化ビニルモノマー	0.002mg/L以下
11	オキシシン銅(有機銅)	0.04mg/L以下	24	エピクロロヒドリン	0.0004mg/L以下
12	ジクロロボス(DDVP)	0.008mg/L以下	25	全マンガン	0.2mg/L以下
13	フェノブカルブ(BPMC)	0.03mg/L以下	26	ウラン	0.002mg/L以下

※ 要監視項目は、現時点では直ちに環境基準とはしないが、継続して監視測定を行い、その推移を把握していくこととされた物質。

(注1) 胆のうがんと因果関係が明らかになるまで、指針値は設定しない。

(注2) 毒性についての定量的評価が定まっていないため、指針値が削除された。

② 生活環境の保全に関する環境基準

ア 河川

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基 準 値					参 考
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
AA	水道1級 自然環境保全	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL以下	
A	水道2級 水産1級 水浴	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL以下	九頭竜川(中流) 足羽川(上流) 荒川(上流) 天王川
B	水道3級 水産2級	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/ 100mL以下	九頭竜川(下流) 日野川(下流) 足羽川(下流) 荒川(下流) 底喰川(上流)
C	水産3級 工業用水1級	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—	
D	工業用水2級 農業用水	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—	底喰川(下流) 狐川(下流)
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ゴミ等の浮 遊が認めら れないこと	2mg/L 以上	—	

- 備考 1. 基準値は、日間平均値とする
 2. 農業利用水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする
 (湖沼もこれに準ずる)

- (注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2. 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 " 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 " 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3. 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並び水産2級並び水産3級の水産生物用
 " 2級：サケ科魚類及びアユ貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 " 3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
 4. 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 " 2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 " 3級：特殊の浄水操作を行うもの
 5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等含む）において不快感を生じない限度

イ 海域

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基 準 値					参 考
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン抽出物質 (油分等)	
A	水産1級 水浴 自然環境保全	7.8以上 8.3以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN /100mL以下	検出され ないこと	福井市地先海域
B	水産2級 工業用水	7.8以上 8.3以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	—	検出され ないこと	
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	—	—	

- 備考 1. 基準値は、日間平均値とする
 (注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2. 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産物用及び水産2級水産生物用
 " 2級：ボラ、ノリ等の水産生物用
 3. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等含む）において不快感を生じない限度

③ 水生生物保全水質環境基準

水域	類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値 (mg/L以下)		
			全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸 及びその塩
河川及び湖沼	生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03	0.001	0.03
	生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03	0.0006	0.02
	生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03	0.002	0.05
	生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03	0.002	0.04
海域	生物A	水生生物の生育する水域	0.02	0.001	0.01
	生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.01	0.0007	0.006

(※1) 基準値は年間平均値とする

(別表) 要監視項目及び指針値

項目	水域	類型	指針値 (mg/L)	項目	水域	類型	指針値 (mg/L)
クロロホルム	河川及び湖沼	生物A	0.7	4-t-オクチルフェノール	河川及び湖沼	生物A	0.001
		生物特A	0.006			生物特A	0.0007
		生物B	3			生物B	0.004
		生物特B	3			生物特B	0.003
	海域	生物A	0.8		海域	生物A	0.0009
		生物特A	0.8			生物特A	0.0004
フェノール	河川及び湖沼	生物A	0.05	アニリン	河川及び湖沼	生物A	0.02
		生物特A	0.01			生物特A	0.02
		生物B	0.08			生物B	0.02
		生物特B	0.01			生物特B	0.02
	海域	生物A	2		海域	生物A	0.1
		生物特A	0.2			生物特A	0.1
ホルムアルデヒド	河川及び湖沼	生物A	1	2,4-ジクロロフェノール	河川及び湖沼	生物A	0.03
		生物特A	1			生物特A	0.003
		生物B	1			生物B	0.03
		生物特B	1			生物特B	0.02
	海域	生物A	0.3		海域	生物A	0.02
		生物特A	0.03			生物特A	0.01

(2) 公共用水域調査地点

番号	河川名	調査地点	調査機関	番号	河川名	調査地点	調査機関	番号	海域名	調査地点	調査機関
1	九頭竜川	中角橋	◎	13	天王川	末端	○	25	石橋地先		○
2	〃	高屋橋	◎	14	馬渡川	馬渡北橋	○	26	浜住地先		○
3	〃	布施田橋	◎	15	〃	黒丸新橋	○	27	亀島地先		○
4	日野川	清水山橋	○	16	八ヶ川	高江橋	○	28	菅生地先		○
5	〃	日光橋	◎	17	江端川	江守橋	○	29	三本木川地先		○
6	〃	明治橋	◎	18	朝六川	大島新橋	○	30	一光川地先		○
7	足羽川	美山橋	○	19	七瀬川	御鷹橋	○	31	大味川地先		○
8	〃	天神橋	○	20	未更毛川	やすだ橋	○				
9	〃	水越橋	○	21	底喰川	護国橋	○				
10	荒川	東今泉橋	○	22	〃	西野橋	○				
11	〃	水門	○	23	芳野川	古市ふれあい橋	○				
12	狐川	狐橋	○	24	志津川	水門	○				

(注)調査機関 ◎…国土交通省 ○…福井市

図2-2-1 公共用水域水質調査地点



(3) 水質汚濁の現況

福井市内の公共用水域における「人の健康の保護に関する環境基準」は、すべての調査地点で基準を満たしていました。

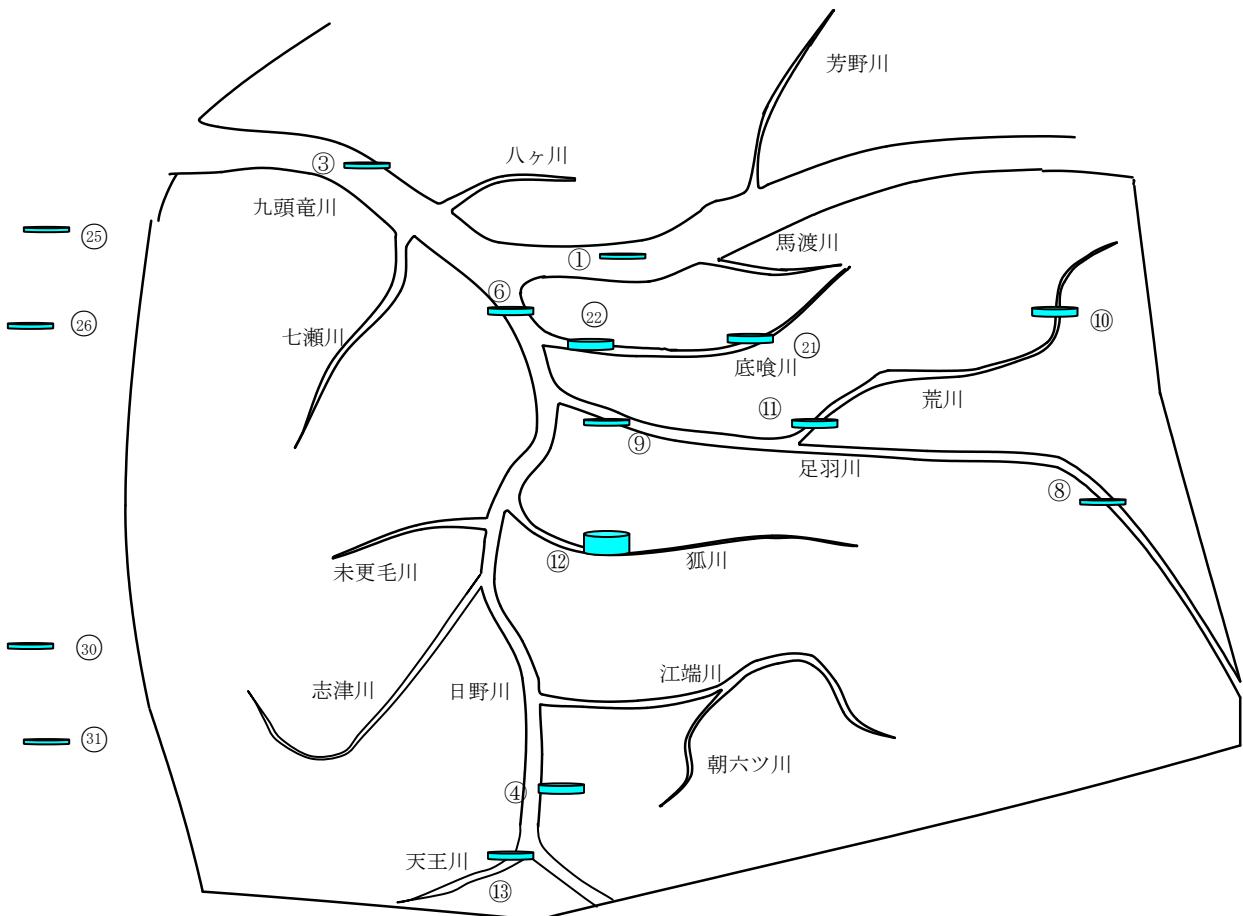
また、BODやCODなどの「生活環境の保全に関する環境基準」は、類型指定された7河川(九頭竜川、日野川、足羽川、荒川、狐川、底喰川、天王川)について、ほぼ基準を満たしていました。

表・図 2-3-1 市内環境基準点の水質状況(BOD・COD 75%値) (単位: mg/L)

番号	河川名	調査地点	類型	BOD	番号	河川名	調査地点	類型	BOD
1	九頭竜川	中角橋	A	0.7	12	狐川	狐橋	D	3.2
3	〃	布施田橋	B	1.0	13	天王川	末端	A	1.4
4	日野川	清水山橋	B	1.4	21	底喰川	護国橋	B	1.7
6	〃	明治橋	B	1.5	22	〃	西野橋	D	1.5
8	足羽川	天神橋	A	0.7	25	石橋地先	沖合500m	A	(1.3)
9	〃	水越橋	B	0.9	26	浜住地先	沖合500m	A	(1.1)
10	荒川	東今泉橋	A	1.5	30	一光川地先	沖合500m	A	(1.1)
11	〃	水門	B	1.3	31	大味川地先	沖合500m	A	(1.0)

(注) 河川はBOD、海域はCOD (カッコ内)

75%値とは、n個の測定値を水質の良いものから並べたとき、 $0.75 \times n$ 番目にくる数値のことをいう。










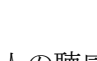
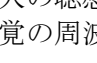


3 騒音・振動

特定工場・特定建設作業及び交通機関等から発生する音のうち、生活環境を損なうおそれのあるものは騒音として規制されています。また、公害として問題にされる振動とは、特定工場・特定建設作業・各種交通機関の運行などにより、人為的に地盤振動が発生し、建物を振動させ、物的被害を与えたり、あるいは、私たちの日常生活に影響を与えるものをいいます。

これらの騒音・振動には、法律や条例で基準が設けられており、これに基づき規制や指導を行っています。また、法規制になじまない日常生活にともなう近隣騒音による苦情も多く、これらについては、私たちの日頃の心掛けが大切です。

■ 騒音の大きさの例〔単位はdB(A)〕

120	飛行機のエンジンの近く	
110	自動車の警笛（前方2m）	
100	電車が通るときのガード下	
90	騒々しい工場の中	
80	地下鉄の車内	
70	騒々しい事務所の中	
60	普通の会話	
50	静かな事務所	
40	市内の深夜・図書館	
30	郊外の深夜	
20	木の葉のふれあう音	

■ 振動による影響〔単位はdB〕

90	人体に生理的影響が生じ始める	震度4
80	深い睡眠にも影響がある	震度3
70	浅い睡眠に影響が出始める	震度2
60	振動を感じ始める	震度1
50	ほとんど睡眠影響はない	震度0
40	常時微動	

・ 騒音レベル

騒音計で測定した音の強さを、人の聴感に補正した騒音の大きさのことです。単位はデシベル（dB）を用いますが、人の聴覚の周波数特性を模した回路Aで測定するので、dB（A）というように表記します。

・ 等価騒音レベル

騒音が大きく変動するような場合には、どのように平均をとり、評価するかが問題となりますが、そのような騒音を評価する方法の一つです。「変動する騒音」を一旦、エネルギーの大きさに変換した後、そのエネルギーと同じ大きさを持つ「変動しない騒音」に変換し直し、その騒音レベルで示します。

・ 振動レベル

振動加速度レベルに、振動感覚の周波数特性に基づく補正を加えた振動加速度のことです。単位にはデシベル（dB）を用います。

(1) 騒音及び振動に係る環境基準等

① 騒音に係る環境基準

ア 一般地域（道路に面する地域以外の地域）

（単位：dB、等価騒音レベル）

時間の区分 地域の類型	昼間 (AM6~PM10)	夜間 (PM10~AM6)
AA	50以下	40以下
A	55以下	45以下
B	55以下	45以下
C	60以下	50以下

AA：療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域

A：第1種、第2種低層住居専用地域及び第1種、第2種中高層住居専用地域

B：第1種、第2種住居地域及び準住居地域

C：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

イ 道路に面する地域の環境基準

（単位：dB、等価騒音レベル）

地域の区分	時間の区分 昼間 (AM6~PM10)	夜間 (PM10~AM6)
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60以下	55以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65以下	60以下

A：第1種、第2種低層住居専用地域及び第1種、第2種中高層住居専用地域

B：第1種、第2種住居地域及び準住居地域

C：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

<道路に面する地域のうち幹線交通を担う道路に近接する空間に係る特例>

（単位：dB、等価騒音レベル）

昼間 (AM6~PM10)	夜間 (PM10~AM6)
70以下	65以下

(注) 1 個別の住居等において、騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ通過する騒音に係る基準（昼間にあっては45dB以下、夜間にあっては40dB以下）によることができる。

2 幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、県道及び4車線以上の市道をいう。

3 近接する空間とは、道路端からの距離が、2車線以下の道路にあっては15m、2車線を越える道路にあっては20mまでをいう。

② 自動車騒音の限度値

(単位：dB、等価騒音レベル)

区域の区分	時間の区分	
	昼間 (AM6~PM10)	夜間 (PM10~AM6)
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	6 5	5 5
a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	7 0	6 5
b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	7 5	7 0

a 区域：第 1 種、第 2 種低層住居専用地域及び第 1 種、第 2 種中高層住居専用地域

b 区域：第 1 種、第 2 種住居地域及び準住居地域

c 区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

③ 特定工場に係る騒音の規制基準

(単位：dB(A))

	朝 (AM6~AM8)	昼間 (AM8~PM7)	夕 (PM7~PM10)	夜間 (PM10~AM6)
第 1 種区域	4 5	5 0	4 0	4 0
第 2 種区域	5 0	6 0	5 0	4 5
第 3 種区域	6 0	6 5	6 0	5 5
第 4 種区域	6 5	7 0	6 5	6 0

第 1 種区域：第 1 種及び第 2 種低層住居専用地域

第 2 種区域：第 1 種及び第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種及び第 2 種住居地域、準住居地域

第 3 種区域：近隣商業地域、商業地域及び準工業地域

第 4 種区域：工業地域

④ 道路交通振動の限度値

(単位：dB)

区 域	用 途 地 域	昼間 (AM6~PM10)	夜間 (PM10~AM6)
第 1 種	第 1 種及び第 2 種低層住居専用地域 第 1 種及び第 2 種中高層住居専用地域 第 1 種及び第 2 種住居地域 準 住 居 地 域	6 5	6 0
第 2 種	近 隣 商 業 地 域 商 業 地 域 準 工 業 地 域 工 業 地 域	7 0	6 5

⑤ 特定工場に係る振動の規制基準

(単位：dB)

区 域	用 途 地 域	昼間 (AM6~PM10)	夜間 (PM10~AM6)
第 1 種	第 1 種及び第 2 種低層住居専用地域 第 1 種及び第 2 種中高層住居専用地域 第 1 種及び第 2 種住居地域 準 住 居 地 域	6 0	5 5
第 2 種	近 隣 商 業 地 域 商 業 地 域 準 工 業 地 域 工 業 地 域	6 5	6 0

(2) 騒音及び振動の現況

① 一般地域の環境騒音調査

平成24年度、一般地域において、3地点で環境騒音調査を実施しました。その結果、すべての地点で環境基準を満たしていました。

表 3-2-1 一般地域の環境騒音調査の結果

地域の類型	環境基準 (d B)		騒音測定結果 (d B)
	昼間	夜間	
A (1 地点)	昼間	55	40
	夜間	45	32
B (2 地点)	昼間	55	39~42
	夜間	45	36
C (-)	昼間	60	-
	夜間	50	-
類型なし (-)	昼間	-	-
	夜間	-	-

(注) 地域の類型は、「騒音に係る環境基準」に定める地域の類型を指す。

② 道路に面する地域の騒音調査

平成24年度、道路に面する地域(4路線、7評価区間)で騒音調査を行いました。この測定結果等をもとに、市内の主要幹線道路で環境基準の達成状況の評価を行った結果、一部の路線で環境基準が達成されていない箇所があるものの、ほぼ環境基準を満たしていました。

表 3-2-2 道路に面する地域の騒音調査の結果

騒音測定結果 (d B)		評価対象 住居等数	昼間・夜間とも 基準値以下	昼間のみ 基準値以下	夜間のみ 基準値以下	昼間・夜間とも 基準値超過
昼間	66~71		1,742 戸	1,733 戸	4 戸	2 戸
夜間	59~69	99.5 %		0.2 %	0.1 %	0.2 %

③ 要請限度自動車交通騒音調査

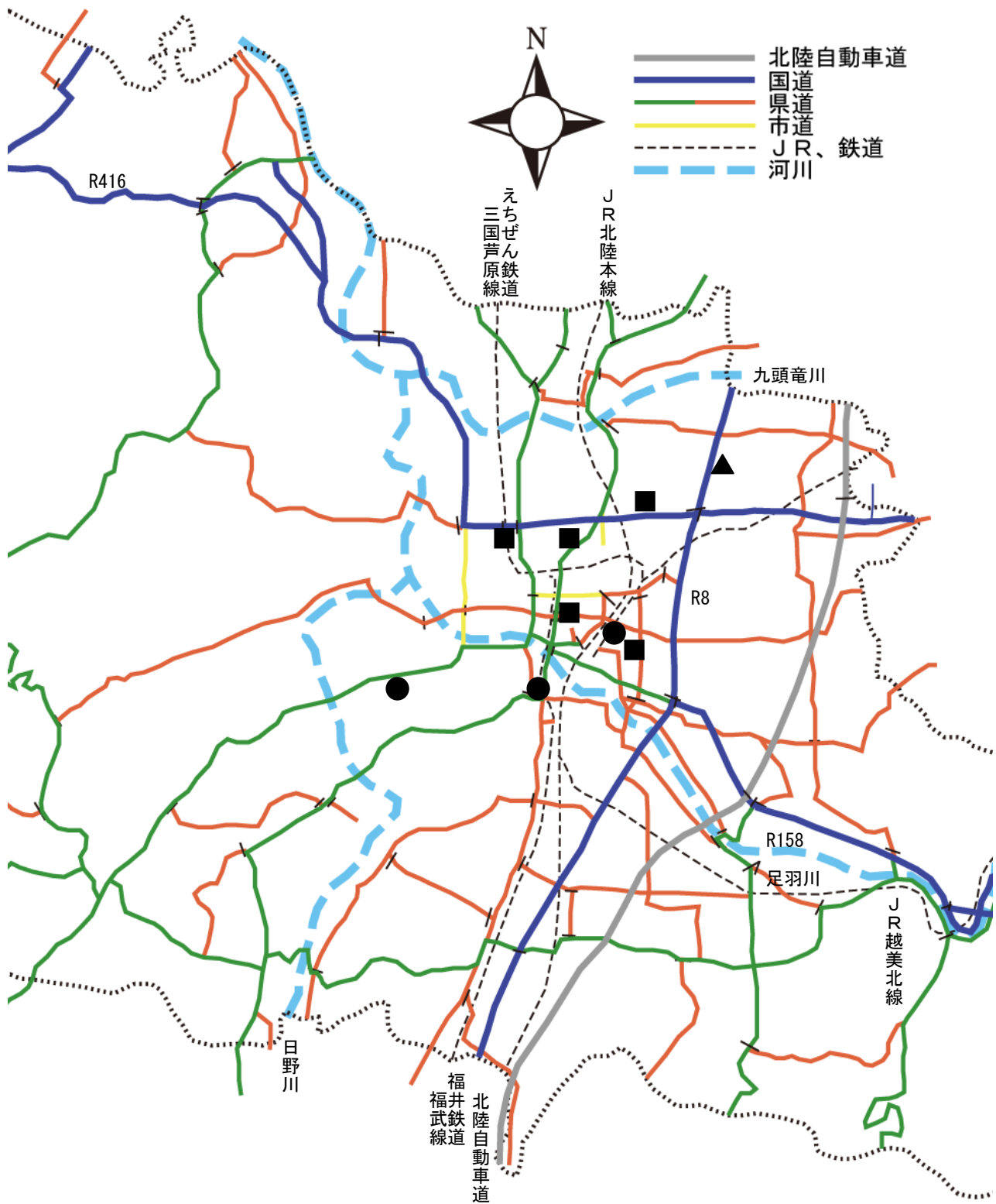
平成24年度、幹線道路（一般国道8号）に面した地域で、要請限度の評価のための騒音測定を1地点で行いました。その結果、自動車による騒音レベルが騒音規制法に定める要請限度値を僅かに超過したものの、道路周辺的生活環境が著しく損なわれているとは認められませんでした。

表 3-2-3 要請限度自動車交通騒音調査の結果

区域の区分	自動車騒音の要請限度値 (dB)		平均騒音レベル (dB)
	(特例)	昼間	75
夜間		70	71

(注) 区域の区分とは、環境省令（平成12年総理府令第15号）で定める要請限度の区域区分を指す。なお、「(特例)」については、同省令中「幹線交通を担う道路に近接する区域に係る限度の特例」で定められた区域である。

図 3-2-4 平成24年度 騒音測定地点



- : 一般地域環境騒音測定地点
- ▲ : 要請限度自動車交通騒音
(道路に面する地域の自動車交通騒音測定地点)
- : 道路に面する地域の自動車交通騒音測定地点

4 悪臭

悪臭は、事業活動等によって発生する不快なおいによって生活環境が損なわれることによって起こる公害です。

本市では工場や事業場に対する規制として、悪臭防止法、福井県公害防止条例または福井市公害防止条例に基づく「臭気指数規制」を行っています。

(1) 臭気指数について

臭気指数とは、人間の嗅覚（きゅうかく）によってにおいの程度を数値化したものです。においの原因となる物質は 40 万種類以上あるといわれており、また、物質同士が混ざり合うことによる相加・相乗効果が起こる場合もあるため、機器測定では実際に感じている通りのにおいを測ることはできません。臭気指数は、鼻で感じるにおいの程度を基にしてにおいの強弱を評価するため、実際の被害感覚に即した規制を行うことができます。

<臭気指数の算出方法>

においの付いた大気や水を、においが感じられなくなるまで無臭の空気（水の場合は無臭の水）で薄めたときの希釈倍率（臭気濃度）から計算されます。このにおいの判定試験は、臭気判定士の管理のもと、予め嗅覚が正常と判断された嗅覚試験者（パネル）によって行われます。

算出式 臭気指数 = $10 \times \text{Log}$ （臭気濃度）

※においの質にもよりますが、臭気指数 10 はだいたい何のにおいかわかるくらいの弱いにおい、20 は楽に感知できるくらいのにおいです。



試料採取の風景



判定試験の風景

(2) 規制基準

① 悪臭防止法に係る規制基準

規制地域	規制基準			
	都市計画法の規定による 用途地域の区分	敷地境界線	気体排出口	排水水
第1種区域	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域	12	悪臭防止法施行規則第6条の2 で定められた方法により算出 される値	28
第2種区域	第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域			
第3種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	15		31
第4種区域	工業地域	18		34

※規制対象となるのは全ての工場または事業場です。

② 福井県公害防止条例または福井市公害防止条例に係る規制基準

規制地域	福井県公害防止条例		福井市公害防止条例
	都市計画法の規定による 用途地域の区分	敷地境界線	敷地境界線
第5種区域	工業専用地域	18	18
その他の区域	第1～5種区域以外の地域	18	15

※規制対象となるのは福井県公害防止条例または福井市公害防止条例の規定の適用を受ける工場または事業場です。なお、福井県公害防止条例の規定の適用を受ける工場または事業場については、福井市公害防止条例の規制基準は適用されません。

(3) 悪臭の現況

平成24年度、市内一般地域3地点において大気環境中の悪臭の状況を把握するため、臭気指数の測定を行いました。いずれの地点も特に問題はありませんでした。

用途地域の区分	臭気指数
第一種低層住居専用地域	10未満
第一種住居地域	10未満
第一種住居地域	10未満

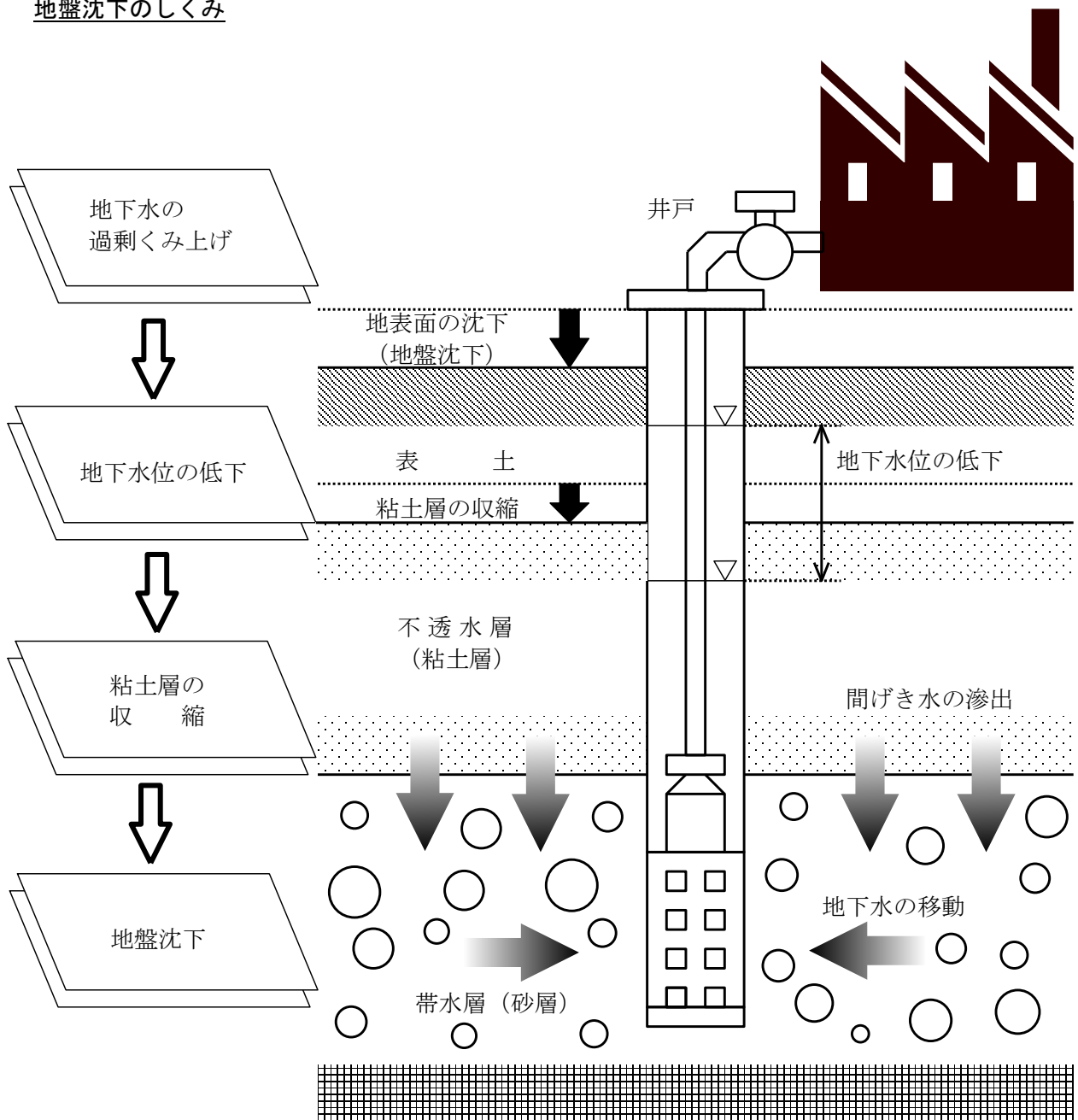
5 地盤沈下

地盤沈下とは、大量の地下水を汲み上げることにより、帯水層の水圧が下がり、これによって粘土層中の水がしぼり出され、粘土層が収縮することにより起こるとされています。一度収縮すると、元に戻ることはほとんどないといわれています。

地盤沈下が進行すると、建物や井戸の抜け上がり、ガス管・水道管・橋や護岸等の破損、低地部での排水障害が起こりやすくなります。

市内で使用されている地下水の内訳は、工業用、水道用が大部分を占めています。しかし、最近は消雪のために地下水を利用することも多くなってきており、地盤沈下を引き起こさないように、地下水の合理的な使用や節水が求められています。

地盤沈下のしくみ



(1) 観測体制

観測所

(平成24年4月1日現在)

観測所名(観測開始日)	所在地	井戸深度 (m)	ストレナー位置 (m)	観測項目		施工主体
				地盤沈下	地下水位	
1 木田観測所 (昭51. 4. 28)	木田1丁目1360 (明倫中学校校庭)	28	26.5 ~ 28.0	○	○	県
		130	50.5 ~ 57.5	○	○	市
			61.0 ~ 66.5 75.5 ~ 81.0			
2 下荒井観測所 (昭51. 4. 28)	下荒井町 (八幡神社境内)	51	49.0 ~ 51.0	○	○	県
3 春山観測所 (昭59. 4. 1)	文京3丁目13-1 (春山小学校校庭)	43	38.5 ~ 42.5	○	○	市
		150	70.0 ~ 75.5	○	○	
			83.0 ~ 88.5 128.0 ~ 133.5			
4 湊観測所 (平元. 7. 1・水位) (平 4. 4. 1・沈下)	学園1丁目4-8 (湊小学校校庭)	204	72.0 ~ 79.5 88.5 ~ 90.5 96.5 ~ 99.5 132.5 ~ 138.0	○	○	市

図5-1-1 地盤沈下観測所位置図 (平成24年4月1日現在)



(2) 各観測所における観測結果

昭和60年頃まで顕著な地盤沈下の傾向が見られましたが、平成に入り、その傾向は総じて沈静化しております。これは、地下水利用抑制等に伴う工場の地下水使用量の低下などによって、地下水位が回復してきていることが要因と考えられます。

近年では、著しい降雪があった年度において、消雪目的の地下水利用が原因と考えられる地盤沈下が見られます。

図5-2-1

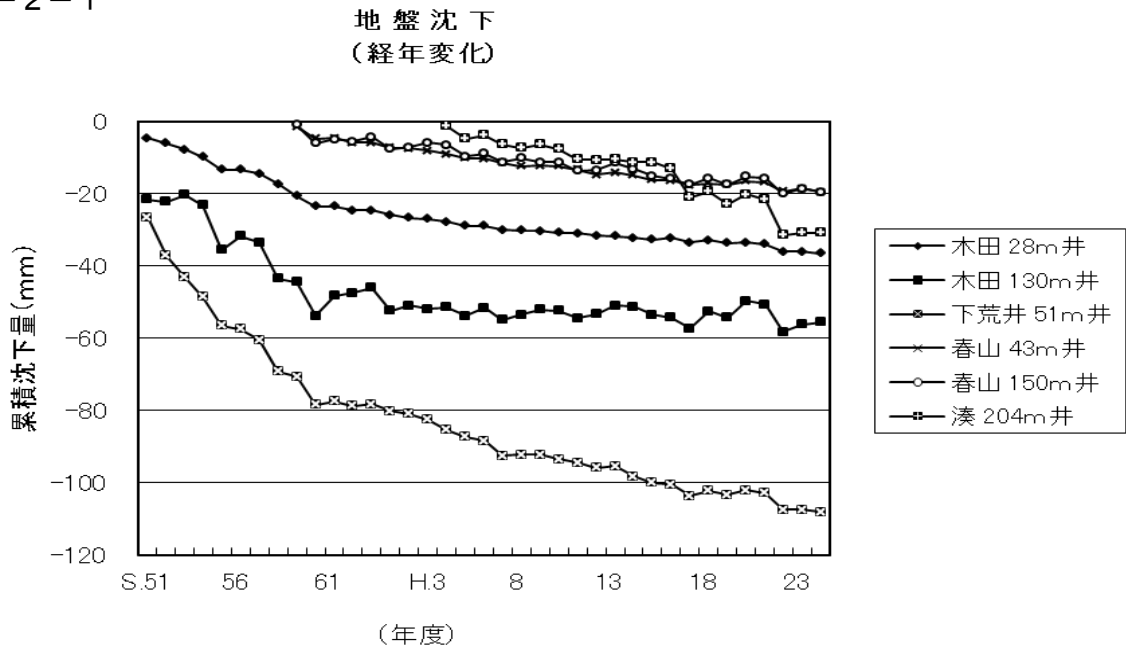
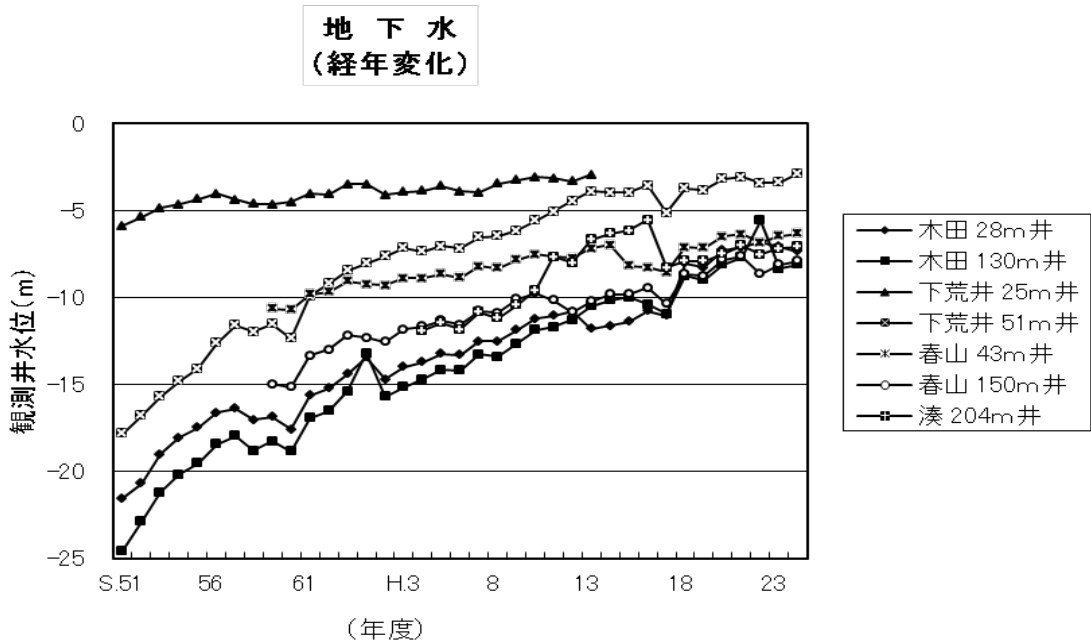


図5-2-2



年間の変動では、12月から2月の期間に、消雪目的の地下水利用によって地下水位が低下し、それに伴い地盤が沈下する傾向が見られます。また、3月からは、地下水位の回復とともに、地盤高が緩やかに回復する傾向が見られます。

図5-2-3

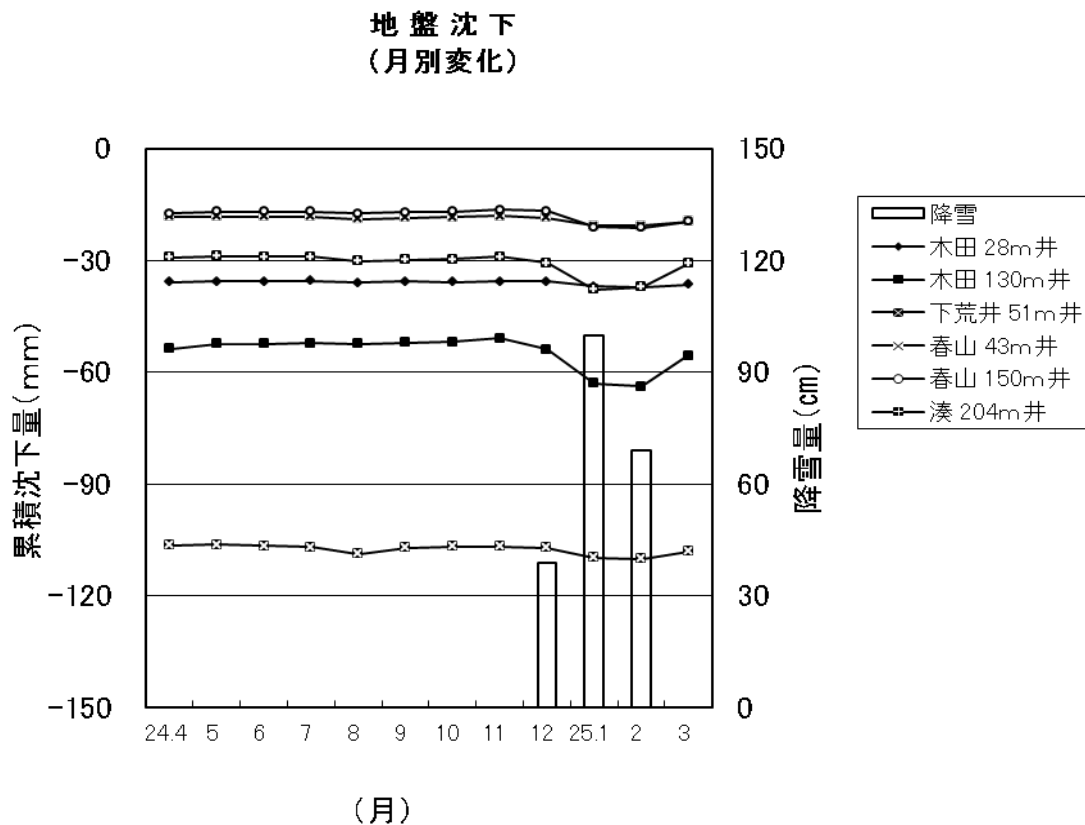
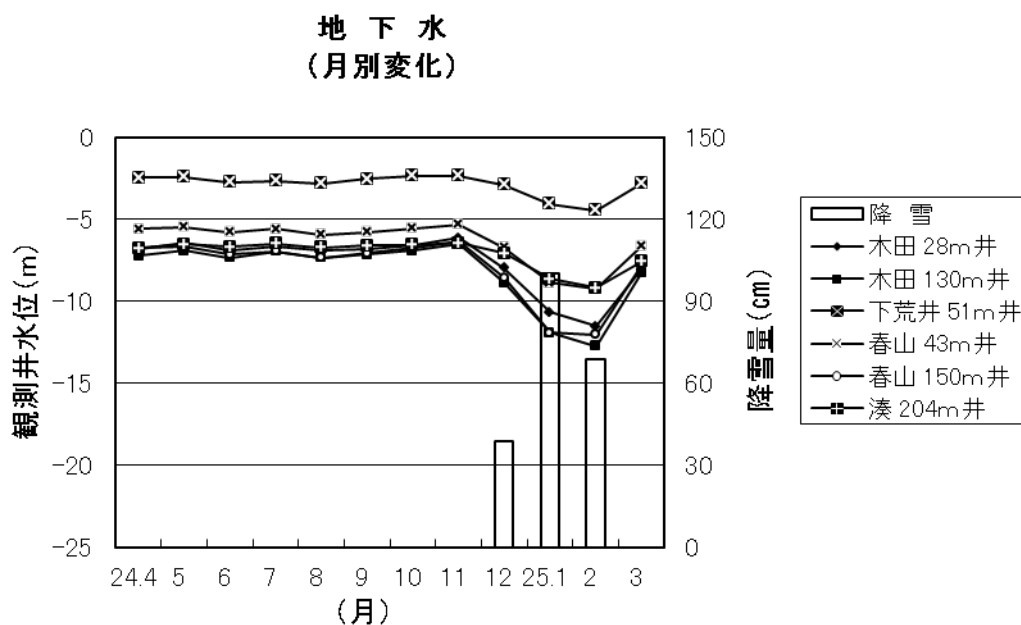


図5-2-4



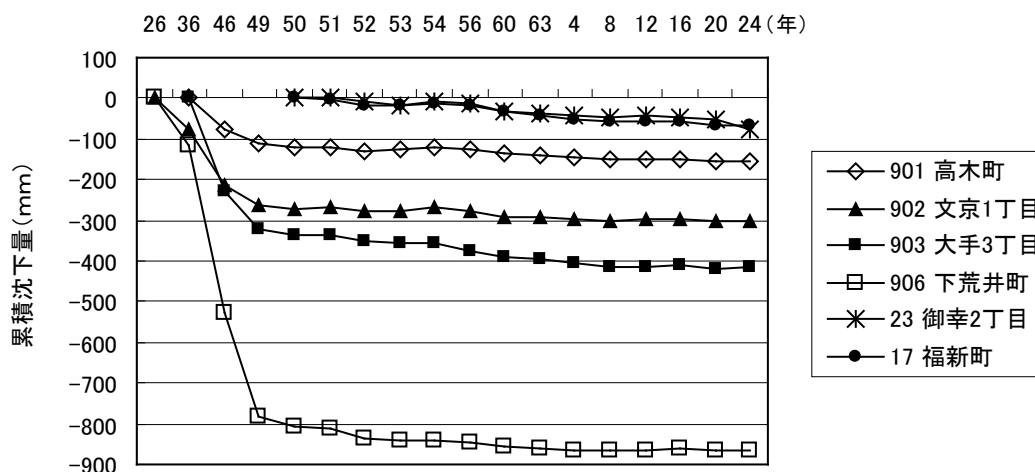
(3) 水準測量による地盤変動の現況

水準測量による地盤変動の観測は国土地理院が実施していますが、基準地点以外の変動を把握できないため、福井平野全体にわたる広い範囲の地盤変動を把握することを目的として、昭和50年度に福井県が更に細かく水準点を設置しました。その後、本市も水準点を設置し、国、県の実施に合わせて4年に1度、水準測量を実施しています。

平成24年度には、市内86地点で、基準日を平成24年10月1日、旧基準日を平成20年10月1日として4年間の変動量が測定されました。市内の4年間での最大沈下量は御幸2丁目(No.23)の25mmでしたが、水準点周辺での工事が影響したと推測されます。調査開始からの最大累積沈下量は、下荒井町(No.906)の867mmですが、昭和63年度の測定以降、年間1cm以上の沈下は見られず、沈静化しています。また、平成4年度以降の測定では、ほとんどの地点において年間5mm未満の沈下量であり、市内の地盤沈下は総じて沈静化しているといえます。

図5-3-1

水準点の経年変化



(注) グラフの凡例数字は、水準点番号

水準点の高さは水準測量によって求めます。

水準測量は、2地点に標尺を立て、その中間に水準儀を水平に置いて、2つの標尺の目盛を読み、その差から高低差を求めます。

この測量を繰り返して、水準点間の高さの測量を行います。



水準測量観測

6 土壌汚染

土壌汚染とは、人の活動にともなって排出された有害な物質が土壌に蓄積されている状態をいいます。土壌はいったん汚染されると、有害物質が蓄積され、汚染が長期にわたるといった特徴があります。土壌汚染による影響としては、人の健康への影響や、農作物や植物の生育阻害、生態系への影響が考えられます。特に人への影響については、汚染された土壌に直接触れたり口にしたりする直接摂取によるリスクと、汚染土壌から溶出した有害物質で汚染された地下水を飲用するなどの間接的なリスクが考えられます。

そこで、平成3年に人の健康保護と生活環境保全のために維持することが望ましい基準（環境基準）が定められました。これは、汚染された土壌から地下水等への溶出の観点、農作物（米）に対する影響及び農作物（米）に蓄積して人の健康に対する影響の観点から計27項目について基準が設定されています。

また、平成14年5月29日に土壌汚染対策法が公布され、平成15年2月15日より施行されました。この法律は、土壌汚染の状況を把握して、人の健康被害を防止するために対策を実行することを目的としています。

なお、平成25年3月31日現在、法第3条に定める土壌汚染状況調査結果の報告が10件ありました。このうち、法第11条に定める形質変更時要届出区域として、1件指定を行っています。

(1) 環境基準

(平成24年4月1日現在)

項目	環境上の基準	項目	環境上の基準
カドミウム	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 未満であること	ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下
		四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下
		1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下
全シアン	検液中に検出されないこと	1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.02mg 以下
有機燐	検液中に検出されないこと	シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下	1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下	1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること	トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03mg 以下
		テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下
		1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下
		チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下	シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下
アルキル水銀	検液中に検出されないこと	チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下
P C B	検液中に検出されないこと	ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること	セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下
		ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下
		ほう素	検液 1L につき 1.0mg 以下

(2) 土壤汚染対策法に定める対象物質（特定有害物質）とその基準（指定基準）

特定有害物質 (法第2条第1項)		土壤汚染対策法の指定基準（法第6条第1項）	
		〈直接摂取によるリスク〉	〈地下水等の摂取によるリスク〉
		土壤含有量基準	土壤溶出量基準
揮発性有機化合物 (第1種特定有害物質)	四塩化炭素	—	検液 1L につき 0.002mg 以下
	1,2-ジクロロエタン	—	検液 1L につき 0.004mg 以下
	1,1-ジクロロエチレン	—	検液 1L につき 0.02mg 以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	—	検液 1L につき 0.04mg 以下
	1,3-ジクロロプロペン	—	検液 1L につき 0.002mg 以下
	ジクロロメタン	—	検液 1L につき 0.02mg 以下
	テトラクロロエチレン	—	検液 1L につき 0.01mg 以下
	1,1,1-トリクロロエタン	—	検液 1L につき 1mg 以下
	1,1,2-トリクロロエタン	—	検液 1L につき 0.006mg 以下
	トリクロロエチレン	—	検液 1L につき 0.03mg 以下
	ベンゼン	—	検液 1L につき 0.01mg 以下
重金属等 (第2種特定有害物質)	カドミウム及びその化合物	土壤 1kg につき 150mg 以下	検液 1L につき 0.01mg 以下
	六価クロム化合物	土壤 1kg につき 250mg 以下	検液 1L につき 0.05mg 以下
	シアン化合物	土壤 1kg につき 遊離シアン 50mg 以下	検液に検出されないこと
	水銀及びその化合物	土壤 1kg につき 15mg 以下	検液 1L につき 0.0005mg 以下
	うちアルキル水銀		検液に検出されないこと
	セレン及びその化合物	土壤 1kg につき 150mg 以下	検液 1L につき 0.01mg 以下
	鉛及びその化合物	土壤 1kg につき 150mg 以下	検液 1L につき 0.01mg 以下
	砒素及びその化合物	土壤 1kg につき 150mg 以下	検液 1L につき 0.01mg 以下
	ふっ素及びその化合物	土壤 1kg につき 4000mg 以下	検液 1L につき 0.8mg 以下
ほう素及びその化合物	土壤 1kg につき 4000mg 以下	検液 1L につき 1mg 以下	
農薬等 (第3種特定有害物質)	シマジン	—	検液 1L につき 0.003mg 以下
	チウラム	—	検液 1L につき 0.006mg 以下
	チオベンカルブ	—	検液 1L につき 0.02mg 以下
	PCB	—	検液に検出されないこと
	有機りん化合物	—	検液に検出されないこと

(3) 土壤汚染の現況

平成24年度において、市内の一般地域における土壤環境調査を1地点で実施しました。ボーリング調査の結果、一部の深度において土壤中に地質由来によるヒ素が含有していることを確認しましたが、本調査地点の土質と同じである層が、どの程度の範囲まで連続してつながっているかは不明です。

7 その他の化学物質

(1) ダイオキシン類

ダイオキシン類とは、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン（PCDD）、コプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）の総称です。ダイオキシン類は毒性の強い物質として知られていますが、それには多くの種類があり、種類によって毒性が異なります。全体のダイオキシン類の毒性評価は、最も毒性が強い2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン（2,3,7,8-TeCDD）の毒性を1として異性体を係数で換算し、毒性等量（TEQ）として表示されます。

ダイオキシン類は、炭素・水素・塩素を含むものが燃焼すると生成され、その主な発生源は廃棄物焼却施設であり、塩化ビニールの焼却が主な原因といわれています。

環境基準（人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準）は下表のとおりです。

ダイオキシン類に係る環境基準

媒体	基準値
大気	0.6 pg-TEQ/m ³ 以下
水質（水底の底質を除く）	1 pg-TEQ/L 以下
水底の底質	150 pg-TEQ/g 以下
土壌	1,000 pg-TEQ/g 以下
備考	
1	基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
2	大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。

※pgは1兆分の1g

(2) ダイオキシン類の現況

平成24年度は3地点の土壌中のダイオキシン類の調査を行いました。結果は、すべての地点で環境基準を満たしていました。

(単位：pg-TEQ/g)

調査地点	測定結果
川尻町	3.1
高田町	8.0
三尾野町	13
環境基準（土壌）	1,000以下

8 公害苦情

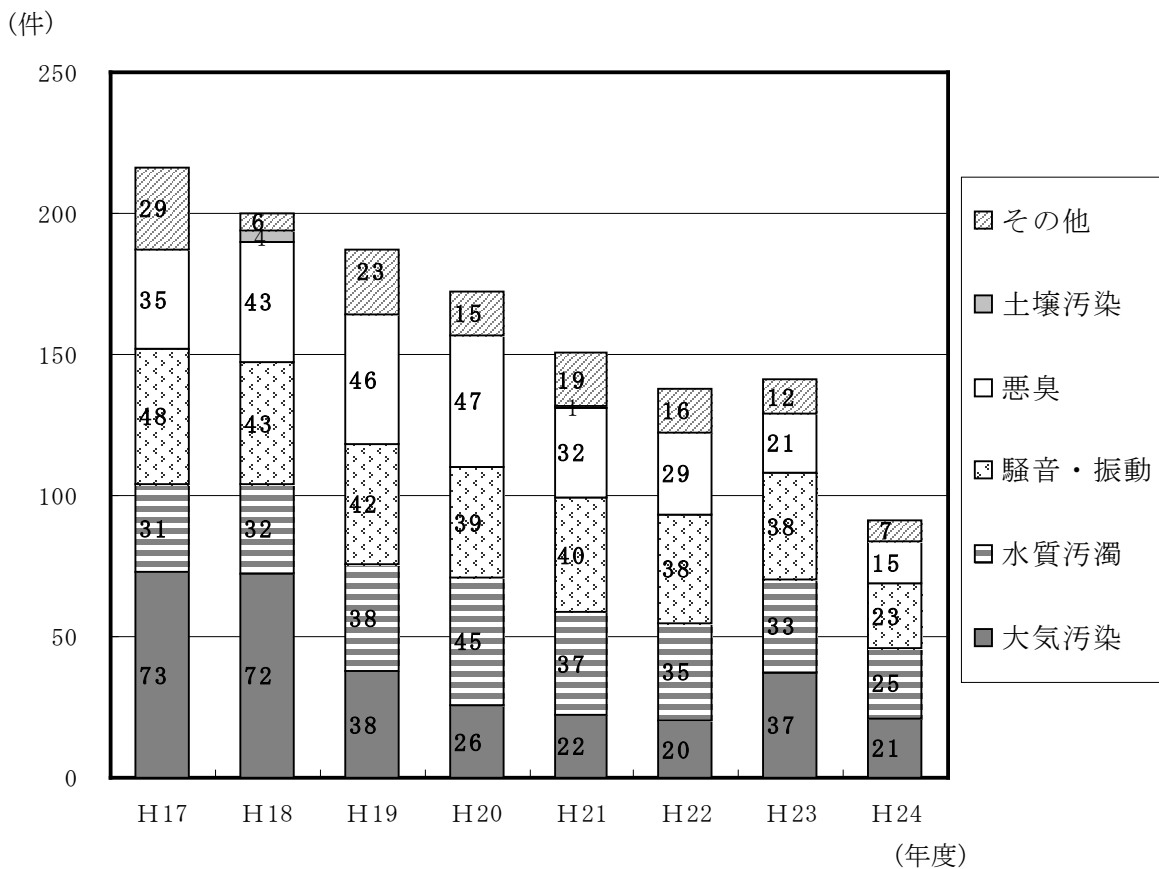
平成24年度に受け付けた公害苦情件数は91件で、前年度の141件に比べ大幅に減少しました。

公害の種類別の内訳は、大気汚染21件(23%)、水質汚濁25件(28%)、騒音・振動23件(25%)、悪臭15件(17%)となっています。大気汚染の割合が前年度に比べ低下した主な要因は、野外焼却による苦情が減少したためです(前年度31件→17件)。また、騒音及び振動に関する割合も減少しています。

用途地域別の分類では、第1・2種住居地域の19件で最も多く、次に第1・2種中高層住居専用地域が18件、準工業地域が17件の順となっており、準工業地域の件数(前年度42件)が前年度に比べ大幅に減少しました。また、公害苦情の発生源では建設業の27件が最も多く、製造業の12件と比べ2倍以上の件数となっています。

これらのことから、住居地域における建築物の解体作業に伴う苦情が多くなっていることが伺えます。また、資材置場の管理に関する苦情や油の漏洩事故に関する件数が依然として多いことも特徴的です。

図 8-1-1 公害苦情件数の推移



IV 廃棄物処理等

1 ごみの収集

(1) 家庭系ごみ収集

家庭系の一般廃棄物（ごみ）については、粗大ごみ等を除き原則として指定ごみ袋により、分別排出することとしている。

なお、分別については、下表のとおりである。また、平成23年4月から、ライターは、中身を完全に使い切り、燃やせないごみの収集日に、燃やせないごみとは別に透明または半透明の袋に入れて出すように変更している。

■ 福井・美山区域

(平成25年4月1日現在)

区 分		収 集 回 数	収 集 方 法
燃やせるごみ		週2回（一部、週6回）	ステーション方式 ※資源物(スプレー缶を除く)は、資源回収拠点場所へ持ち込む方法もある
燃やせないごみ		月2回（第1, 3又は第2, 4の指定曜日）	
資 源 物	プラスチック製容器包装	週1回（指定曜日）	
	缶	月2回（指定の水曜日）	
	びん	月1回（指定の水曜日）※美山区域は、1月、2月の収集はなし	
	ペットボトル	月1回（指定の水曜日）	
	ダンボール・紙製容器・紙パック		
	乾電池	月1回（指定の水曜日）※美山区域は、1月、2月の収集はなし	
	スプレー缶	月2回（第1, 3又は第2, 4の指定曜日）	
蛍光灯	年6回（奇数月又は偶数月の指定水曜日） ※美山区域は、1月の収集はなし		
粗大ごみ	燃やせる粗大ごみ	・収集、自己搬入受付（月～金曜日） ・自己搬入のみ受付（第2日曜日）	自己搬入、または申し込みによる戸別収集
	燃やせない粗大ごみ		

■ 越前・清水区域

(平成25年4月1日現在)

区 分		収 集 回 数	収 集 方 法
燃やせるごみ		週2回（火・金曜日）	ステーション方式 ※資源物(スプレー缶を除く)は、資源回収拠点場所へ持ち込む方法もある
燃やせないごみ		月2回（第2, 4の木曜日）	
資 源 物	プラスチック製容器包装	週1回（月曜日）	
	缶	月2回（第1, 3の水曜日）	
	びん・ペットボトル	月1回（指定の水曜日）	
	ダンボール・紙製容器・紙パック	月1回（第3の水曜日）	
	乾電池	月1回（指定の水曜日）	
	スプレー缶	月2回（第2, 4の木曜日）	
蛍光灯	月1回（第4木曜日）		
粗大ごみ	燃やせる粗大ごみ	・収集、自己搬入受付（月～金曜日） ・自己搬入のみ受付（第2日曜日）	自己搬入、または申し込みによる戸別収集
	燃やせない粗大ごみ		

(2) 事業系ごみ収集

事業系の一般廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、事業者の責任のもとに処理（自己処理、自己搬入、委託収集）することが義務づけられていることから、ほとんどの事業系ごみは許可業者によって収集されている。

しかしながら、月に50袋以内（約250kg）の少量排出事業者の便宜を図るため、ごみステーションの管理者（自治会長等）の同意を得たうえで、事業所用指定袋を使用して排出することができることとしている。

◎ 家庭系ごみ・事業系ごみ別排出状況

		20	21	22	23	24
家庭系ごみ	燃やせるごみ	47,124t	45,358t	44,623t	45,384t	45,672t
	燃やせないごみ	9,928t	8,813t	8,927t	9,096t	9,072t
小計 (①)		57,052t	54,171t	53,550t	54,480t	54,744t
事業系ごみ	燃やせるごみ	31,673t	31,030t	31,468t	31,658t	31,652t
	燃やせないごみ	2,545t	2,492t	2,401t	2,434t	2,328t
小計 (②)		34,218t	33,522t	33,869t	34,092t	33,980t
合計 (①+②)		91,270t	87,693t	87,419t	88,572t	88,724t

2 ごみの処理

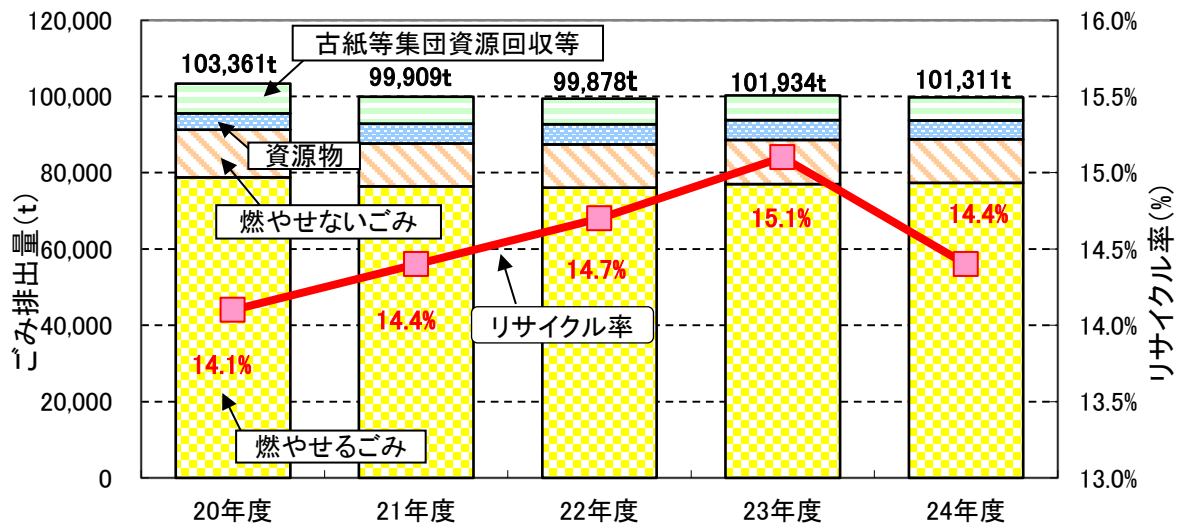
平成24年度のごみ総排出量は101,311 tで、前年度に比べ833 tの減少となった。

内訳としては、焼却等処理ごみ（燃やせるごみ及び燃やせないごみ）が88,724 tで152 t増加、資源物は5,025 tで191 t減少となった。

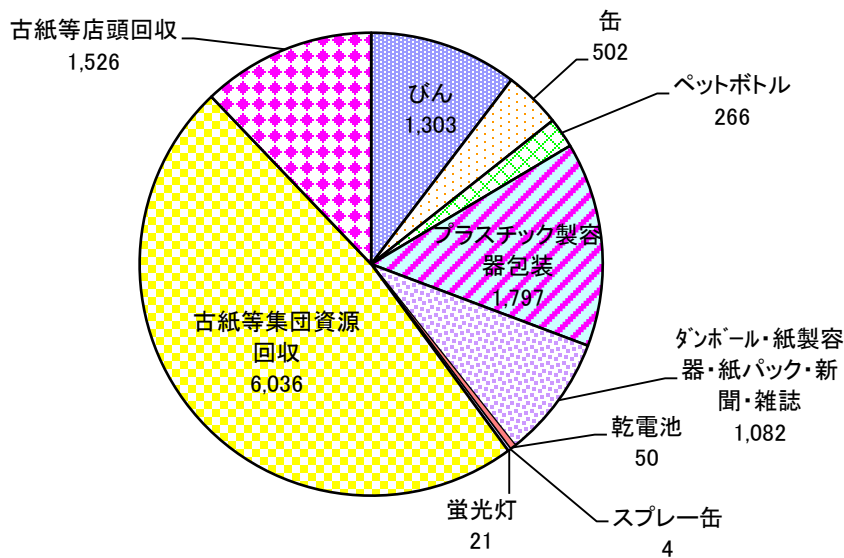
資源物については、プラスチック製容器包装が1,797 tで前年度に比べ38 tと、やや増加したが、缶が502 tで52 t減少、ダンボール・紙製容器が1,058 tで133 t減少などとなった。

また、古紙等集団資源回収は6,036 tで394 t減少し、古紙等店頭回収も1,526 tとなり、190 tの減少となった。

これらの資源回収量の減少によって、リサイクル率は14.4%となり、前年度に比べ、0.7ポイントの減少となった。



ごみ処理量及びリサイクル率の推移



資源物処理量 内訳

(1) ごみ処理実績の推移

■ ごみ処理量の推移

分別の種類		排出量 (t)					構成比 (%) [H24]	前年度比 (%)	
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度			
再資源化	①資源物	びん	1,369	1,355	1,362	1,318	1,303	—	△ 1.1 %
	缶	633	620	580	556	502	—	△ 9.7 %	
	ペットボトル	281	291	309	285	266	—	△ 6.7 %	
	プラスチック製容器包装	693	1,548	1,716	1,759	1,797	—	2.2 %	
	ダンボール・紙製容器	1,258	1,259	1,251	1,191	1,058	—	△ 11.2 %	
	紙パック	15	19	18	17	15	—	△ 11.8 %	
	新聞紙・雑誌	4	—	—	8	9	—	12.5 %	
	乾電池	53	60	51	58	50	—	△ 13.8 %	
	スプレー缶	7	5	5	4	4	—	0.0 %	
	蛍光灯	2	1	15	20	21	—	5.0 %	
小計		4,315	5,158	5,307	5,216	5,025	4.9%	△ 3.7 %	
②処理過程における資源化物		2,450	2,194	2,182	2,009	1,999	—	△ 0.5 %	
③古紙等集団資源回収		7,776	7,058	6,709	6,430	6,036	6.0%	△ 6.1 %	
④古紙等店頭回収		—	—	443	1,716	1,526	1.5%	△ 11.1 %	
再資源化合計 (①+②+③+④)		14,541	14,410	14,641	15,371	14,586	—	△ 5.1 %	
焼却・ 破碎等	⑤燃やせるごみ	家庭系	47,124	45,358	44,623	45,384	45,672	45.1%	0.6 %
		事業系	31,673	31,030	31,468	31,658	31,652	31.2%	△ 0.0 %
	⑥燃やせないごみ	家庭系	9,928	8,813	8,927	9,096	9,072	9.0%	△ 0.3 %
		事業系	2,545	2,492	2,401	2,434	2,328	2.3%	△ 4.4 %
小計 (⑤+⑥)		91,270	87,693	87,419	88,572	88,724	—	0.2 %	
収集・持込量 (①+⑤+⑥)		95,585	92,851	92,726	93,788	93,749	—	△ 0.0 %	
総排出量 (①+③+④+⑤+⑥)		103,361	99,909	99,878	101,934	101,311	100.0%	△ 0.6 %	
リサイクル率		14.1%	14.4%	14.7%	15.1%	14.4%			

■ 1人一日あたりのごみの量

分別の種類	排出量 (g)					前年度比 (%)
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
1人一日あたりのごみの量 *1	969	943	944	954	958	0.4 %
1人一日あたりの総排出ごみの量*2	1,048	1,015	1,017	1,037	1,035	△ 0.2 %
家庭から出る 1人一日あたりの総排出ごみの量*3	695	673	671	690	688	△ 0.3 %

※基準人口は各年度4月1日現在

*1 (資源物+燃やせるごみ+燃やせないごみ) /人・日

*2 (資源物+古紙等集団資源回収+燃やせるごみ+燃やせないごみ) /人・日

*3 (資源物+古紙等集団資源回収+燃やせるごみ(家庭系)+燃やせないごみ(家庭系)) /人・日

(2) 燃やせるごみの処理実績

■ 福井市クリーンセンターへの持込量実績及び処理状況 <<福井・美山区域>> (t)

区分\年度		20	21	22	23	24
直 営 収 集		14,555	14,120	13,860	14,133	14,185
委 託 収 集		28,303	27,825	27,398	27,863	28,078
許 可 収 集		28,779	28,376	28,488	28,646	28,642
持 込	一 般 可 燃	248	270	297	338	359
	粗 大 可 燃	1,000	1,017	995	1,026	1,051
	事 業 可 燃	930	874	815	736	732
	一 般 減 免	146	152	120	119	112
	下 水 減 免	98	71	65	59	59
	市 関 係	1,383	1,325	1,317	1,327	1,319
合 計		75,442	74,030	73,355	74,247	74,537
処 理 内 訳	焼 却	72,729	73,156	69,192	73,524	71,606
	紙 類 ※1	183	152	141	113	107
	再搬入 ※2	29	0	10	7	5
	未処理分※3	2,501	722	4,012	603	2,819

※1：紙類は、福井市古紙等リサイクル協同組合へ搬入

※2：再搬入は、広域圏清掃センターへ搬入

※3：未処理分は、水分蒸発を含む

■ 鯖江クリーンセンターへの持込量実績 <<越廼・清水区域>> (t)

区分\年度		20	21	22	23	24
委 託 収 集		2,153	1,881	1,871	1,943	1,914
許 可 収 集 ※		—	—	702	668	670
持 込	一 般 可 燃	25	24	17	22	26
	事 業 可 燃	494	446	141	157	176
	減 免	4	7	5	5	1
合 計		2,676	2,358	2,736	2,795	2,787

※ 平成21年度までは持込（事業可燃）を含む

(3) 燃やせないごみの処理実績

■ 広域圏清掃センターへの持込量実績 <<福井・美山区域>> (t)

区分\年度		20	21	22	23	24
委託収集		8,284	7,322	7,477	7,487	7,468
直営粗大		423	325	271	322	202
委託粗大		2	—	—	—	—
許可収集		1,936	1,970	1,928	1,929	1,817
持込	一般不燃	1,470	891	868	957	1,074
	事業不燃		422	385	417	418
	減免		51	36	37	39
合計		12,115	10,981	10,965	11,149	11,018
①燃やせないごみ		10,234	9,321	9,422	9,435	9,300
②燃やせない粗大ごみ		1,881	1,660	1,543	1,714	1,718

■ 鯖江クリーンセンターへの持込量実績 <<越廼・清水区域>> (t)

区分\年度		20	21	22	23	24
委託収集		81	75	76	79	76
委託粗大		17	0	2	—	—
許可収集※		—	—	1	12	1
持込	一般不燃	204	199	233	251	252
	事業不燃	42	22	31	22	36
	減免	14	28	20	17	17
合計		358	324	363	381	382

※ 平成21年度までは持込（事業可燃）を含む

(4) ごみ処理の体系

基本分類	区 域	収集運搬	処理方法			処分方法
燃やせるごみ	福 井	直営・委託	週 2 回	焼 却	クリーンセンター※ 1	焼却灰(埋立) 金属類(資源化)
	美 山 越 廼・清水	委 託			鯖江クリーンセンター※ 2	
燃やせない ごみ	福井・美山	委 託	月 2 回	破 碎	清掃センター※ 3	焼却灰(埋立) 金属類(資源化)
	越廼・清水				鯖江クリーンセンター	
プラスチック 製 容器包装	全 域	委 託	週 1 回	分 別	委 託	資源化
びん	全 域	委 託	月 1 回	分 別	委 託	
ペットボトル	全 域	委 託	月 1 回	分 別	委 託	
ダンボール 紙製容器 紙パック	全 域	委 託	月 1 回	分 別	委 託	
缶	福 井	直営・委託	月 2 回	分 別	委 託	
	美 山 越 廼・清水	委 託				
乾電池	全 域	委 託	月 1 回	分 別	清掃センター	
スプレー缶	福井・美山	委 託	月 2 回	分 別	清掃センター	
	越廼・清水				鯖江クリーンセンター	
蛍光灯	福 井	委 託	年 6 回	分 別	委 託	
	美 山		年 5 回			
越廼・清水	月 1 回					
粗大ごみ	福井・美山	自己搬入 申込収集	随 時	可燃(焼却)	クリーンセンター	焼却灰(埋立) 不燃物(埋立) 金属類(資源化)
	越廼・清水			不燃(破碎)	清掃センター	
				可燃(焼却)	鯖江クリーンセンター	
	不燃(破碎)					
動物の死体	全 域	自己搬入 申込収集	随 時	焼 却	クリーンセンター	遺骨(埋立)

※ 1 クリーンセンター : 福井市クリーンセンター

※ 2 鯖江クリーンセンター : 鯖江広域衛生施設組合鯖江クリーンセンター

※ 3 清掃センター : 福井坂井地区広域市町村圏事務組合清掃センター

(5) ごみ処理経費

■ 1トンあたりの収集・処分経費 (円/t)

区分 \ 年度		21	22	23	24	
全体		23,669	23,160	22,437	22,593	
	燃やせる ごみ		19,032	18,984	18,871	18,656
		収集経費	7,243	7,085	6,995	6,858
		処分経費	11,789	11,899	11,876	11,798
	燃やせない ごみ		38,655	32,890	29,107	32,984
		収集経費	6,082	5,333	5,237	8,346
		処分経費	32,573	27,557	23,870	24,638
	資源物		38,793	38,646	36,107	36,268
		収集経費	30,413	30,562	28,744	28,413
		処分経費	8,380	8,084	7,363	7,855

■ 1人あたりの収集運搬・処分経費 (円/人)

区分 \ 年度		21	22	23	24
合計		8,764	8,593	8,516	8,537
	収集経費	3,682	3,696	3,718	3,718
	処分経費	5,082	4,897	4,798	4,819

■ 1世帯あたりの収集運搬・処分経費 (円/世帯)

区分 \ 年度		21	22	23	24
合計		24,864	24,155	23,730	23,590
	収集経費	10,446	10,389	10,360	10,274
	処分経費	14,418	13,766	13,370	13,316

3 ごみ質の分析(福井市クリーンセンターにおける可燃性ごみの組成)

福井市クリーンセンターにおけるごみ質分析の結果は次のとおりとなっている。

■ 平均値(ドライベース)

(%)

成分 \ 年度		20	21	22	23	24
可燃物	紙・セロハン	55.1	57.2	47.1	50.7	55.1
	木・竹・わら類	7.9	6.9	4.9	8.0	3.8
	繊維類	6.4	5.6	10.8	8.2	9.1
	厨芥類	8.8	7.8	7.5	7.5	8.1
	皮革・ゴム類	1.7	1.0	1.0	0.2	0.4
	雑物5mm以上	4.0	6.9	10.3	7.9	7.9
	小計(%)	83.9	85.4	81.6	82.5	84.4
焼却不適物	ビニール・プラスチック類	11.2	10.2	11.5	11.1	11.4
	小計(%)	11.2	10.2	11.5	11.1	11.4
不燃物	ガラス・石類・陶磁器類	0.7	0.5	0.6	1.2	0.3
	金属類	1.2	0.3	0.6	1.0	0.7
	雑物5mm以上	3.0	3.6	5.7	4.2	3.2
	小計(%)	4.9	4.4	6.9	6.4	4.2

■ 理化学的性状

(%)

項目 \ 年度	20	21	22	23	24
見かけ比重	0.21	0.21	0.19	0.20	0.18
水分 (%)	44.4	45.4	47.3	49.7	48.2
灰分 (%)	6.0	5.5	6.3	6.3	6.0
可燃分 (%)	49.6	49.1	46.4	44.0	45.8
推定低位発熱量 (J/kg)	8,220	8,111	7,550	7,041	7,421
熱灼減量 (%)	0.7	0.1	0.5	0.4	0.4

4 ごみの削減、資源化

本市では、毎週水曜日を「資源物の日」とし、月1回の空きびん及び月2回の空き缶の収集に取り組んできた。

その後、容器包装リサイクル法の施行により、ペットボトルの収集、プラスチック製容器包装及びダンボール・紙製容器・紙パックの収集に取り組んでいる。また、平成21年4月からプラスチック製容器包装の毎週収集、さらに、平成22年7月から福井市全域で蛍光灯の収集を開始し、リサイクルを通じたごみ減量化の取組みにより資源化率の向上を目指している。

また、空き缶等の売却金については、売却金の一部を各自治会連合会が行っている環境活動の費用及び各自治会で管理しているごみステーションの維持管理費用などとして交付している。

しかし、近年、資源物の収集量が減少傾向となっている。そこで、市民の資源物排出の利便を高めるため、平成25年3月より、民間事業者の協力を得、2か所の事業所に福井市資源回収拠点「わけるば」を設置し、資源物排出の機会を提供している。

(1) 資源物

《資源物①》

区分 \ 年度		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
びん		1,369	1,355	1,362	1,318	1,303
	白びん	574	572	568	542	562
	茶びん	503	494	509	475	456
	青びん	159	161	162	169	165
	黒びん	42	43	33	46	43
	生びん	91	86	90	87	77
缶		633	620	580	556	502
	スチール缶	355	337	312	291	259
	アルミ缶	278	284	268	266	243
ペットボトル	福井市全域 (月1回収集)	281	291	309	285	266
プラスチック製 容器包装	福井市全域 (毎週1回収集)	693	1,548	1,716	1,759	1,797
ダンボール	福井市全域 (月1回収集)	974	1,001	981	944	827
紙製容器	福井市全域 (月1回収集)	283	258	270	247	231
紙パック	福井市全域 (月1回収集)	15	19	18	17	15

《資源物②》

区 分 \ 年 度		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
新聞・雑誌	福井市全域(H23～) (収集資源センター での拠点回収)	※2 4	—	—	8	9
乾電池※1	福井市全域 (月1回収集)	53	60	51	58	50
スプレー缶	福井市全域 (月2回収集)	7	5	5	4	4
蛍光灯	福井市全域 (2か月に1回収 集)	※3 2	※3 1	15	20	21

※1 ボタン型電池・充電電池の回収は行っていない。

※2 平成20年度まで越廼地域では、行政回収を行っていた。

※3 平成21年度まで越廼・清水地域のみ、行政回収を行っていた。

《古紙等集団資源回収》

資源のリサイクルおよびごみの減量化による処理経費の軽減を図るため、奨励金を交付することにより、市内の地域住民で組織する各種団体による新聞・雑誌類の集団回収活動を促している。

なお、奨励金は、前期（1月から6月まで実施分）・後期（7月から12月まで実施分）の2回に分けて、収集量・実施回数に応じて交付している。

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
新聞(t)	3,973	3,681	3,514	3,340	3,146
雑誌(t)	3,800	3,373	3,192	3,087	2,887
紙パック(t)	3	4	3	3	3
合計(t)	7,776	7,058	6,709	6,430	6,036
団体登録数	304	306	309	309	309
奨励金(千円)	37,211	34,141	32,583	31,207	29,063

(2) 資源回収拠点事業

《小売店における資源回収拠点事業》

平成16年度にモデル事業として、市内小売店に資源回収拠点※としての回収箱を設置してもらい、プラスチック製容器包装及び紙製容器の回収に取り組んだ。

なお、小売店が設置した回収ボックス、看板及び保管庫の設置に要した費用の一部を補助し、平成17年度からは、回収ボックスに排出された資源物の収集を市が行うこととした。

※資源回収拠点：地区ごとの収集日まで待つことなく、いつでも誰もがプラスチック製容器包装等の資源物を分別排出できる場所として、回収ボックスを設置した小売店舗のこと。(スーパーなどの小売店が独自に取り組んでいた食品トレイ、牛乳パックやペットボトルの回収ボックスを発展させたもの。)

[平成24年度資源回収拠点協力店]

協力店舗名	所在地
ハーツ 羽水店	木田3丁目2802
Aコープ 堀の宮店	堀の宮1丁目215
〃 やしろ店	淵2丁目1711
ハニー 麻生津店	今市町14-11-1
アル・プラザ ベル	花堂南2丁目16-1
ハーツ 学園店	学園2丁目9-22
くみあいマーケット東郷店	東郷二ヶ町34-27



[回収時間]

- ・店舗営業時間と同じ

[回収品目]

- ・プラスチック製容器包装

(kg)

年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
回収量	26,483	32,217	33,563	35,629	34,428

《民間事業所における資源回収拠点事業》（名称：わけるば）

平成25年3月より、(株)増田喜（福井営業所）・福井環境事業(株)二日市リサイクルセンターの2か所に資源回収ボックスを設置し、資源物の拠点回収を実施している。

〔回収時間〕

- ・各事業所の営業時間と同じ

〔回収品目〕

- ・びん、缶、ペットボトル、プラスチック製容器包装、蛍光灯、乾電池、古紙（ダンボール・紙製容器、新聞・チラシ、雑誌・本）

《市有施設における資源回収拠点事業》

平成23年4月1日より、収集資源センターに資源回収ボックスを設置し、資源物の拠点回収を実施している。

〔回収時間〕

- ・収集資源センターの開設時間と同じ

〔回収品目〕

- ・びん、缶、ペットボトル、蛍光灯、乾電池、古紙（ダンボール・紙製容器、新聞・チラシ、雑誌・本）

回収実績

(kg)

年度 \ 品目	びん	缶	ペット ボトル	蛍光灯	乾電池	古紙	合計
23年度	1,129	568	214	384	196	12,070	14,561
24年度	2,228	562	227	254	154	15,170	18,595

(3) 生ごみ

《事業所から排出される生ごみの堆肥化》

生ごみの資源化については、市内の業者に生ごみ処理専用車による中間処理を平成14年度に許可し、当該事業者が市内の事業系生ごみの処理を行っている。

この生ごみ処理専用車により、市有施設（市立保育園、学校給食センター等）や民間事業所の食品残渣を年間約500トン処理し、堆肥化している。

なお、処理した完熟堆肥については、市内の農家で有機肥料として使用しており、地域リサイクルループが構築されている。

(t)

区分 \ 年度		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
市 有 施 設	市立保育園	調理くず等	47.2	24.0	22.4	17.6	16.3
		食べ残し等		23.9	20.5	16.3	14.6
	ふれ愛園	調理くず等	7.3	2.6	1.9	1.6	1.5
		食べ残し等		5.6	4.9	4.7	4.2
	学校給食センター	調理くず等	118.4	65.2	58.3	64.3	65.2
		食べ残し等		75.7	61.4	56.3	44.1
	単独給食校	調理くず等	98.8	69.6	68.5	63.1	63.2
		食べ残し等		27.2	23.0	20.4	18.7
	小計	調理くず等	271.7	161.4	151.1	146.6	146.2
		食べ残し等		132.4	109.8	97.7	81.6
	民間事業所	調理くず等	188.0	140.7	126.9	119.2	124.5
		食べ残し等		39.4	107.9	123.2	155.1
合計		459.7	473.9	495.7	486.7	507.4	

(4) 意識啓発

《普及啓発事業》

ごみの正しい分別及び排出をしてもらうため、各地区の公民館等に職員が出向き、分別説明会を開催している。

また、ごみの出し方を分かりやすく説明したパンフレットを作成し、随時、配布している。

分別説明会の開催状況

(回)

年 度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
開催回数	161	60	54	19	26

そのほか、キャラクターヒーローに扮した「リサイクル戦隊 ワケルンジャー」のDVDの作成など、子供からお年寄りまで各年齢層に対し、正しいごみ分別の啓発に努めている。

《まだまだ使えますコーナー》



ごみとして出された粗大ごみの中には、そのまま十分使えるものや、少し手を加えれば再利用可能なものが数多く含まれていることから、昭和57年6月から取り組んでいる「環境月間」の行事として、「物の大切さ、有効再利用の必要性」を啓蒙するため、これらのものを展示するとともに、抽選により無料で贈呈した。

さらに、平成13年度からは「福井市環境展」における展示コーナーの一部として「まだまだ使えますコーナー」を設け、環境問題に関する啓発パネル等の展示と併せ、物の大切さ等の啓発に取り組んでいる。

(5) 事業系ごみ対策

《ふくい優エコ事業所》

福井市内で事業系一般廃棄物の削減等に取り組む事業所を「ふくい^優エコ事業所」として認定し、その活動を広く他の事業所へ広報することにより、ごみ削減の取り組みを推進している。

- ・平成24年12月 募集開始
- ・平成25年4月 7事業所を認定

認定事業所

事業所名	認定期間
株式会社清水勉商店	平成25年4月1日～平成27年3月31日
福井環境事業株式会社 本社	平成25年4月1日～平成27年3月31日
福井環境事業株式会社 二日市リサイクルセンター	平成25年4月1日～平成27年3月31日
清水紙料株式会社	平成25年4月1日～平成27年3月31日
株式会社増田喜	平成25年4月1日～平成27年3月31日
株式会社クリンマスター	平成25年4月1日～平成27年3月31日
有限会社藤井商店	平成25年4月1日～平成27年3月31日

(5) 指定ごみ袋

ごみ減量化と分別排出の徹底および限りある資源を有効に活用するため、市指定ごみ袋として所定のごみ袋を作成し、平成9年4月1日から完全実施した。また、平成16年4月からは家庭でのごみを分別しやすくするため、次の表のとおり「色別指定ごみ袋」の販売を開始し、現在、試行を行っている。

資源物（空き缶、ペットボトル）については、分別排出の促進と処理負担の軽減を図るために、透明又は半透明の袋を用いて排出することもできることとしている。

事業系一般廃棄物については、事業所用指定袋を利用し、ごみステーションの管理者（自治会等）の同意のうえで、1カ月250kg（50袋以内）以下に限り排出できる。

色別指定ごみ袋	種類	印刷色	指定袋に入れるごみ	サイズ
	家庭用	緑	燃やせるごみ (燃やせないごみ、及び プラスチック製容器包装も 可)	大・中・ 小
		青	燃やせないごみ	大・中
		オレンジ	プラスチック製容器包装	大・中
	事業所用	赤	燃やせるごみ 燃やせないごみ プラスチック製容器包装	大

■ 指定袋の規格

項目	仕様内容
材質	高密度ポリエチレン
種類・透明度	透明度 半透明
	寸法
	大… 厚さ 0.03mm 縦 800mm 横 650mm
	中… 厚さ 0.03mm 縦 700mm 横 480mm
小… 厚さ 0.03mm 縦 550mm 横 300mm/400mm	

5 美しいまちづくりのために

(1) あき地等の清潔保持

市街地を中心とするあき地等の清潔保持に関しては、法によりその所有者もしくは管理者が適切に行うこととなっているが、福井市では市民の迷惑を防止するため、福井市あき地等の清潔保持に関する条例（昭和52年制定）に基づき、当該あき地等の草刈り等を実施するよう指導・勧告を行っている。また、自らが実施できない者（個人）に対しては、草刈り委託業者の紹介を行っている。

① 私有あき地（指導・勧告件数） （件）

年 度	指 導	処 理		
	勧告	自己処理	未処理	処理割合
22年度	158	137	21	86.7%
23年度	116	104	12	89.7%
24年度	139	126	13	90.6%

② 公共等所有あき地

国、県、市およびその他の公共団体等所管のあき地（道路、河川、軌道敷地等を含む）等については、市民から通報があった場合、速やかに草刈り等を実施するよう要請している。

(2) 都市環境の美化

福井市では、都市環境の美化を図り市民の快適な生活を確保し、清潔で美しいまちをつくるため、「福井市空き缶等の散乱及びふん害の防止に関する条例」（平成8年12月25日）を制定した。

◆ 対 象 者

事業者 容器に収納する飲料やタバコ又はチューインガムを製造する製造者並びにこれらの商品を販売する販売者

市民等 福井市内に居住している人、勤務若しくは滞在者又は市内を通過する人

◆ 区 域 福井市全域

- ポイ捨てはやめよう！
- ふんの始末は飼い主が、責任をもって処分しましょう。
- 自動販売機には回収容器を設置しましょう。



重点区域

特に空き缶等の散乱及びふん害を防止する必要がある区域のことで、JR福井駅を含む駅周辺の区域が指定されている。

平成24年3月1日からは、この区域を拡大し、面積を従来の52.8haから73.3haとした。

なお、この重点区域内で条例に規定する行為を行った人に対しては、市長が勧告命令を行い、罰金、過料を科すことができる。

周囲総延長 5.2km
面積 73.3ha



◎街頭啓発活動

重点区域内の福井駅周辺において、ポイ捨て防止を啓発する街頭活動を実施。

(H22. 10、H24. 2、H24. 3)

(3) 動物（犬・猫等）死体処理

飼い犬・飼い猫等の死体については、収集・処分を有料で行っている。

(自己搬入の場合・・・945円/体、申込収集の場合・・・1,575円/体)

また、路上、空き地等に放置された野良犬・猫等の死体については、収集資源センターが市民からの連絡を受け、委託業者に収集を依頼している。回収された死体は、福井市クリーンセンターの動物用焼却炉にて焼却処分する。

(単位：体)

区分\年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
収集	1,768	1,839	1,689	1,556	1,518
持ち込み	488	519	492	514	496
保健所	319	349	384	202	272
鳥類他 ※	1,186	1,391	1,513	1,193	1,491
合計	3,761	4,098	4,078	3,465	3,777

※市による有害鳥獣駆除

(4) 不法投棄対策

山間部や高速道路脇など、通常人の目が届き難い所に対し、不法投棄防止パトロールを行っている。また、平成23年7月より、不法投棄の未然防止を図るとともに、不法投棄があった場合に行為者を特定することを目的として、山間部の道路沿い、山林、河川敷などで不法投棄が多発している場所、既に不法投棄が発生し、更に拡大するおそれがある場所、又は行政による常時監視が困難であり、かつ地域住民による監視の目が行き届かない場所などに監視カメラを設置している。

(箇所)

年度	23年度	24年度
設置箇所数	6	8

(5) 野外焼却の指導

野外焼却については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の第16条の2により、原則禁止されていることから、職員によるパトロールを行い、野外焼却の防止に向けた啓発に努めている。また、野外焼却の通報を受けた場合、職員が現場に行き直接指導を行っている。

(件)

年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
通報	20 (処理件数)	35	31	47	29
指導		17	22	38	20
パトロール中の指導		18	4	2	0

※20年度までは環境保全課への苦情数

V 資料

1 大気汚染

1-1 二酸化硫黄月別結果表

(1) 一般観測局

測定局名	用途区域	項目/月	24年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	25年 1月	2月	3月	年間	
順化	商	有効測定日数	30	31	30	31	29	30	31	30	31	31	26	31	361	
		測定時間数	719	737	717	738	708	717	741	718	741	741	656	741	8,674	
		平均値 (ppm)	0.004	0.004	0.004	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.002	0.003	0.003	0.004	0.003
		1時間値の最高値 (ppm)	0.009	0.013	0.012	0.013	0.012	0.017	0.013	0.01	0.009	0.012	0.01	0.011	0.017	
		日平均値の最高値 (ppm)	0.007	0.006	0.007	0.005	0.005	0.005	0.004	0.005	0.004	0.005	0.005	0.005	0.007	0.007
社	近商	有効測定日数	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31	365	
		測定時間数	719	740	717	740	735	718	740	717	741	741	666	741	8,715	
		平均値 (ppm)	0.004	0.004	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.002	0.003	0.003	0.004	0.003	
		1時間値の最高値 (ppm)	0.012	0.012	0.011	0.007	0.006	0.009	0.009	0.011	0.012	0.012	0.007	0.008	0.01	0.012
		日平均値の最高値 (ppm)	0.006	0.006	0.006	0.004	0.004	0.003	0.004	0.005	0.005	0.004	0.004	0.004	0.006	0.006
福井	一住	有効測定日数	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	26	31	363	
		測定時間数	716	738	716	740	739	712	739	715	740	739	637	738	8,669	
		平均値 (ppm)	0.001	0.002	0.001	0.001	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.002	0.001	0.001	0.001
		1時間値の最高値 (ppm)	0.006	0.007	0.009	0.011	0.01	0.009	0.012	0.011	0.008	0.008	0.009	0.006	0.012	
		日平均値の最高値 (ppm)	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.002	0.002	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003

(福井局は県観測局)

(2) 福井市クリーンセンター監視局

測定局名	用途区域	項目/月	24年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	25年 1月	2月	3月	年間	
岡保	調	有効測定日数	30	31	30	30	29	25	31	30	31	31	27	26	351	
		測定時間数	719	736	717	736	719	622	741	717	741	741	663	643	8,495	
		平均値 (ppm)	0.004	0.004	0.003	0.002	0.003	0.002	0.003	0.003	0.002	0.002	0.002	0.003	0.004	0.003
		1時間値の最高値 (ppm)	0.009	0.010	0.012	0.009	0.007	0.005	0.006	0.022	0.007	0.013	0.008	0.011	0.022	
		日平均値の最高値 (ppm)	0.006	0.005	0.006	0.004	0.004	0.003	0.004	0.006	0.003	0.004	0.004	0.006	0.006	
吉野	調	有効測定日数	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	27	29	362	
		測定時間数	718	739	717	738	736	718	741	718	741	741	663	721	8,691	
		平均値 (ppm)	0.003	0.003	0.003	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.003	0.002
		1時間値の最高値 (ppm)	0.013	0.009	0.013	0.009	0.007	0.004	0.010	0.005	0.007	0.006	0.006	0.010	0.013	
		日平均値の最高値 (ppm)	0.006	0.005	0.005	0.004	0.004	0.002	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.007	0.007
松岡	調	有効測定日数	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	26	31	363	
		測定時間数	718	737	717	738	737	718	741	718	741	741	645	738	8,689	
		平均値 (ppm)	0.003	0.003	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.003	0.002
		1時間値の最高値 (ppm)	0.009	0.010	0.011	0.005	0.005	0.005	0.006	0.005	0.005	0.005	0.006	0.007	0.011	0.011
		日平均値の最高値 (ppm)	0.005	0.005	0.005	0.003	0.003	0.003	0.004	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.006	0.006

1-2 二酸化窒素月別結果表

(1) 一般観測局

測定局名	用途区域	項目 / 月	24年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	25年 1月	2月	3月	年間	
石橋	/	有効測定日数	29	31	30	30	28	29	31	30	28	31	28	31	356	
		測定時間数	705	739	713	734	712	701	739	715	685	737	663	739	8,582	
		平均値 (ppm)	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.001	0.002	0.002	0.002
		1時間値の最高値 (ppm)	0.009	0.011	0.011	0.008	0.009	0.006	0.007	0.015	0.025	0.012	0.021	0.009	0.025	
		日平均値の最高値 (ppm)	0.004	0.005	0.004	0.003	0.003	0.003	0.004	0.006	0.005	0.004	0.006	0.004	0.006	
河合	調	有効測定日数	30	31	30	30	30	30	31	29	31	31	28	31	362	
		測定時間数	716	738	715	733	732	714	738	705	739	738	664	738	8,670	
		平均値 (ppm)	0.005	0.004	0.004	0.003	0.003	0.004	0.005	0.007	0.007	0.007	0.007	0.005	0.004	0.005
		1時間値の最高値 (ppm)	0.024	0.016	0.016	0.015	0.011	0.017	0.019	0.026	0.036	0.03	0.038	0.016	0.038	
		日平均値の最高値 (ppm)	0.008	0.009	0.008	0.006	0.005	0.007	0.007	0.012	0.014	0.018	0.011	0.008	0.018	
順化	商	有効測定日数	30	31	30	31	29	10	31	30	29	31	28	31	341	
		測定時間数	716	734	712	731	709	258	738	715	712	739	662	739	8,165	
		平均値 (ppm)	0.011	0.014	0.007	0.006	0.007	0.007	0.008	0.011	0.012	0.012	0.011	0.008	0.010	
		1時間値の最高値 (ppm)	0.042	0.05	0.028	0.018	0.037	0.02	0.023	0.035	0.036	0.039	0.038	0.035	0.050	
		日平均値の最高値 (ppm)	0.019	0.025	0.015	0.01	0.019	0.011	0.012	0.018	0.023	0.025	0.019	0.016	0.025	
社	近商	有効測定日数	30	31	30	31	30	30	31	30	31	31	28	31	364	
		測定時間数	716	738	715	737	732	715	736	714	739	737	665	739	8,683	
		平均値 (ppm)	0.006	0.004	0.004	0.004	0.004	0.004	0.006	0.008	0.009	0.009	0.009	0.007	0.006	
		1時間値の最高値 (ppm)	0.031	0.019	0.021	0.014	0.012	0.017	0.018	0.03	0.037	0.038	0.038	0.031	0.038	
		日平均値の最高値 (ppm)	0.011	0.011	0.008	0.007	0.006	0.007	0.008	0.015	0.02	0.019	0.018	0.012	0.020	
麻生津	調	有効測定日数	30	31	29	30	31	30	31	30	31	31	26	31	361	
		測定時間数	715	739	692	724	739	713	738	711	737	736	640	740	8,624	
		平均値 (ppm)	0.01	0.007	0.007	0.008	0.006	0.007	0.01	0.012	0.013	0.013	0.013	0.011	0.010	
		1時間値の最高値 (ppm)	0.048	0.038	0.027	0.031	0.023	0.029	0.033	0.04	0.039	0.046	0.042	0.048	0.048	
		日平均値の最高値 (ppm)	0.022	0.018	0.012	0.013	0.009	0.013	0.016	0.019	0.028	0.028	0.023	0.024	0.028	
福井	一住	有効測定日数	29	31	30	31	31	27	31	30	31	31	21	31	354	
		測定時間数	700	738	713	740	738	689	739	715	738	738	516	737	8,501	
		平均値 (ppm)	0.009	0.007	0.007	0.006	0.006	0.006	0.008	0.01	0.011	0.012	0.012	0.009	0.009	
		1時間値の最高値 (ppm)	0.034	0.025	0.026	0.021	0.021	0.022	0.026	0.033	0.036	0.04	0.036	0.035	0.040	
		日平均値の最高値 (ppm)	0.015	0.018	0.011	0.012	0.01	0.009	0.013	0.017	0.022	0.026	0.02	0.017	0.026	
センター	調	有効測定日数	30	31	30	31	31	30	30	30	31	31	26	31	362	
		測定時間数	716	737	713	740	738	712	730	716	736	739	642	740	8,659	
		平均値 (ppm)	0.009	0.007	0.007	0.006	0.006	0.007	0.009	0.01	0.011	0.012	0.011	0.01	0.008	
		1時間値の最高値 (ppm)	0.033	0.034	0.028	0.024	0.025	0.027	0.029	0.038	0.037	0.044	0.04	0.037	0.044	
		日平均値の最高値 (ppm)	0.014	0.016	0.012	0.013	0.01	0.012	0.014	0.019	0.026	0.029	0.02	0.02	0.029	

(麻生津・福井・センター局は県観測局)

(2) 自動車排出ガス観測局

測定局名	用途区域	項目 / 月	24年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	25年 1月	2月	3月	年間
自排月見	近商	有効測定日数	30	25	25	31	30	30	30	30	31	31	27	31	351
		測定時間数	716	621	618	734	733	714	733	713	739	738	660	738	8,457
		平均値 (ppm)	0.014	0.013	0.011	0.011	0.009	0.012	0.015	0.017	0.017	0.016	0.017	0.014	0.014
		1時間値の最高値 (ppm)	0.056	0.039	0.034	0.029	0.022	0.036	0.041	0.042	0.045	0.046	0.041	0.043	0.056
		日平均値の最高値 (ppm)	0.024	0.023	0.016	0.017	0.013	0.017	0.02	0.023	0.026	0.028	0.025	0.024	0.028
自排福井	調	有効測定日数	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	26	31	363
		測定時間数	716	737	714	740	739	713	737	714	735	740	637	740	8,662
		平均値 (ppm)	0.014	0.015	0.014	0.012	0.01	0.012	0.014	0.016	0.017	0.019	0.019	0.017	0.015
		1時間値の最高値 (ppm)	0.051	0.046	0.039	0.037	0.028	0.029	0.035	0.046	0.045	0.049	0.055	0.057	0.057
		日平均値の最高値 (ppm)	0.023	0.029	0.022	0.021	0.017	0.019	0.023	0.027	0.033	0.035	0.03	0.028	0.035

(自排福井局は県観測局)

(3) 福井市クリーンセンター監視局

測定局名	用途区域	項目 / 月	24年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	25年 1月	2月	3月	年間
岡保	調	有効測定日数	30	31	30	30	30	30	31	30	31	31	28	31	363
		測定時間数	716	738	715	734	732	715	738	715	739	738	664	739	8,683
		平均値 (ppm)	0.006	0.005	0.005	0.004	0.004	0.004	0.005	0.007	0.009	0.010	0.010	0.007	0.006
		1時間値の最高値 (ppm)	0.028	0.024	0.020	0.020	0.015	0.018	0.030	0.035	0.036	0.043	0.042	0.037	0.043
		日平均値の最高値 (ppm)	0.011	0.011	0.010	0.009	0.007	0.008	0.008	0.016	0.021	0.025	0.018	0.013	0.025
吉野	調	有効測定日数	30	31	30	31	30	30	31	30	31	28	28	31	361
		測定時間数	716	739	714	735	731	715	738	715	738	685	664	734	8,624
		平均値 (ppm)	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.002	0.003	0.003	0.003	0.004	0.005	0.004	0.003
		1時間値の最高値 (ppm)	0.015	0.014	0.013	0.012	0.012	0.008	0.014	0.023	0.019	0.022	0.030	0.016	0.030
		日平均値の最高値 (ppm)	0.006	0.005	0.005	0.004	0.005	0.004	0.005	0.008	0.008	0.010	0.012	0.006	0.012
松岡	調	有効測定日数	30	30	30	31	30	30	31	30	31	31	27	31	362
		測定時間数	716	733	714	734	733	715	738	716	739	738	663	738	8,677
		平均値 (ppm)	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.002	0.003	0.004	0.005	0.005	0.005	0.004	0.004
		1時間値の最高値 (ppm)	0.015	0.016	0.012	0.013	0.013	0.008	0.011	0.023	0.027	0.025	0.028	0.017	0.028
		日平均値の最高値 (ppm)	0.005	0.006	0.005	0.005	0.005	0.004	0.005	0.007	0.011	0.010	0.011	0.007	0.011

1-3 浮遊粒子状物質等月別結果表

(1) 一般観測局

測定局名	用途区域	項目 / 月	24年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	25年 1月	2月	3月	年間
河合調		有効測定日数	30	31	30	30	31	30	31	29	31	31	28	31	363
		測定時間数	718	743	714	733	736	716	743	709	743	743	669	743	8,710
		平均値 (mg/m ³)	0.023	0.024	0.02	0.027	0.028	0.018	0.017	0.015	0.01	0.013	0.015	0.026	0.020
		1時間値の最高値 (mg/m ³)	0.08	0.088	0.073	0.119	0.165	0.075	0.097	0.074	0.042	0.066	0.048	0.093	0.165
		日平均値の最高値 (mg/m ³)	0.059	0.049	0.033	0.06	0.054	0.028	0.028	0.036	0.022	0.029	0.026	0.061	0.061
順化商		有効測定日数	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	27	31	364
		測定時間数	720	740	719	738	736	719	743	720	742	742	665	743	8,727
		平均値 (mg/m ³)	0.021	0.023	0.019	0.027	0.022	0.016	0.015	0.015	0.009	0.014	0.015	0.021	0.018
		1時間値の最高値 (mg/m ³)	0.071	0.067	0.055	0.111	0.081	0.045	0.045	0.064	0.048	0.061	0.047	0.077	0.111
		日平均値の最高値 (mg/m ³)	0.058	0.047	0.031	0.055	0.036	0.027	0.027	0.033	0.02	0.035	0.028	0.051	0.058
社近商		有効測定日数	30	31	28	31	30	30	31	30	31	31	28	31	362
		測定時間数	720	742	696	741	732	719	743	719	742	743	668	743	8,708
		平均値 (mg/m ³)	0.019	0.02	0.017	0.023	0.021	0.015	0.015	0.013	0.008	0.011	0.012	0.02	0.016
		1時間値の最高値 (mg/m ³)	0.066	0.093	0.053	0.093	0.113	0.038	0.053	0.052	0.038	0.048	0.04	0.079	0.113
		日平均値の最高値 (mg/m ³)	0.049	0.052	0.027	0.043	0.039	0.024	0.026	0.028	0.016	0.027	0.026	0.048	0.052
麻生津調		有効測定日数	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31	365
		測定時間数	720	743	718	743	744	719	738	719	743	741	669	743	8,740
		平均値 (mg/m ³)	0.024	0.026	0.02	0.025	0.02	0.016	0.017	0.016	0.011	0.014	0.015	0.021	0.019
		1時間値の最高値 (mg/m ³)	0.109	0.087	0.057	0.076	0.063	0.071	0.085	0.085	0.059	0.048	0.049	0.073	0.109
		日平均値の最高値 (mg/m ³)	0.069	0.062	0.033	0.047	0.038	0.025	0.03	0.031	0.024	0.029	0.03	0.05	0.069
福井一住		有効測定日数	30	31	30	30	31	30	31	30	31	31	28	31	364
		測定時間数	720	743	720	738	744	719	743	720	744	744	668	740	8,743
		平均値 (mg/m ³)	0.025	0.026	0.021	0.028	0.022	0.017	0.016	0.014	0.009	0.012	0.013	0.022	0.019
		1時間値の最高値 (mg/m ³)	0.104	0.074	0.055	0.091	0.12	0.056	0.065	0.074	0.046	0.095	0.045	0.087	0.120
		日平均値の最高値 (mg/m ³)	0.071	0.055	0.036	0.052	0.044	0.031	0.029	0.034	0.014	0.031	0.025	0.049	0.071
センター調		有効測定日数	30	31	30	31	31	30	30	30	31	31	28	31	364
		測定時間数	719	742	718	742	740	719	732	720	743	744	668	743	8,730
		平均値 (mg/m ³)	0.025	0.027	0.023	0.03	0.023	0.017	0.017	0.017	0.01	0.014	0.016	0.024	0.020
		1時間値の最高値 (mg/m ³)	0.109	0.073	0.053	0.086	0.073	0.062	0.102	0.078	0.045	0.058	0.054	0.085	0.109
		日平均値の最高値 (mg/m ³)	0.063	0.05	0.037	0.056	0.044	0.029	0.036	0.04	0.019	0.032	0.034	0.058	0.063

(麻生津・福井・センター局は県観測局)

(2) 自動車排出ガス観測局

測定局名	用途区域	項目 / 月	24年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	25年 1月	2月	3月	年間
自排月見	近商	有効測定日数	30	31	30	31	31	30	31	29	31	31	27	31	363
		測定時間数	720	743	719	741	741	719	743	714	743	743	658	743	8,727
		平均値 (mg/m ³)	0.024	0.025	0.019	0.026	0.023	0.016	0.015	0.014	0.011	0.014	0.016	0.024	0.019
		1時間値の最高値 (mg/m ³)	0.081	0.094	0.055	0.08	0.104	0.044	0.046	0.062	0.052	0.069	0.047	0.112	0.112
		日平均値の最高値 (mg/m ³)	0.063	0.052	0.033	0.044	0.046	0.024	0.027	0.032	0.02	0.036	0.031	0.056	0.063
自排福井	調	有効測定日数	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31	365
		測定時間数	718	741	717	743	742	717	741	718	742	743	667	743	8,732
		平均値 (mg/m ³)	0.022	0.025	0.019	0.025	0.019	0.016	0.016	0.017	0.011	0.014	0.016	0.024	0.019
		1時間値の最高値 (mg/m ³)	0.07	0.07	0.048	0.081	0.076	0.043	0.067	0.06	0.049	0.056	0.041	0.141	0.141
		日平均値の最高値 (mg/m ³)	0.057	0.052	0.033	0.045	0.037	0.027	0.026	0.031	0.022	0.032	0.029	0.05	0.057

(3) 福井市クリーンセンター監視局

測定局名	用途区域	項目 / 月	24年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	25年 1月	2月	3月	年間
岡保	調	有効測定日数	30	31	30	30	31	30	31	30	31	31	27	31	363
		測定時間数	720	743	719	738	740	719	743	719	742	742	667	739	8,731
		平均値 (mg/m ³)	0.022	0.023	0.019	0.026	0.021	0.016	0.015	0.013	0.007	0.011	0.012	0.020	0.017
		1時間値の最高値 (mg/m ³)	0.074	0.068	0.068	0.067	0.072	0.048	0.049	0.053	0.030	0.045	0.044	0.126	0.126
		日平均値の最高値 (mg/m ³)	0.056	0.046	0.030	0.046	0.040	0.026	0.028	0.029	0.013	0.027	0.022	0.046	0.056
吉野	調	有効測定日数	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	27	31	364
		測定時間数	720	743	719	739	739	719	743	720	742	742	666	743	8,735
		平均値 (mg/m ³)	0.020	0.022	0.018	0.025	0.021	0.016	0.015	0.011	0.006	0.009	0.011	0.020	0.016
		1時間値の最高値 (mg/m ³)	0.084	0.072	0.063	0.071	0.066	0.059	0.041	0.051	0.032	0.040	0.040	0.082	0.084
		日平均値の最高値 (mg/m ³)	0.056	0.050	0.030	0.046	0.041	0.025	0.026	0.026	0.012	0.023	0.021	0.050	0.056
松岡	調	有効測定日数	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	27	31	364
		測定時間数	717	741	719	738	740	719	743	720	742	743	667	742	8,731
		平均値 (mg/m ³)	0.019	0.022	0.017	0.024	0.019	0.015	0.013	0.011	0.006	0.009	0.010	0.018	0.015
		1時間値の最高値 (mg/m ³)	0.070	0.064	0.048	0.083	0.128	0.042	0.057	0.056	0.031	0.049	0.038	0.089	0.128
		日平均値の最高値 (mg/m ³)	0.050	0.046	0.029	0.043	0.042	0.026	0.027	0.028	0.013	0.022	0.020	0.047	0.050

(自排福井局は県観測局)

1-4 光化学オキシダント月別結果表

(1) 一般観測局

測定局名	用途区域	項目 / 月	24年	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	25年	2月	3月	年間
			4月									1月			
石橋	/	昼間測定日数	30	31	30	31	31	30	31	30	29	31	28	31	363
		昼間の測定時間数	441	464	449	459	449	440	464	450	429	463	417	464	5,389
		昼間の平均値(ppm)	0.056	0.057	0.048	0.038	0.035	0.037	0.041	0.036	0.036	0.041	0.043	0.053	0.044
		昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数	119	194	70	16	19	19	16	2	0	1	4	78	538
		昼間の1時間値の最高値(ppm)	0.088	0.096	0.084	0.075	0.072	0.071	0.068	0.066	0.048	0.061	0.063	0.079	0.096
		昼間の最高1時間値の平均値(ppm)	0.065	0.069	0.058	0.052	0.052	0.05	0.053	0.045	0.043	0.047	0.05	0.061	0.054
河合	調	昼間測定日数	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31	365
		昼間の測定時間数	446	464	449	458	460	448	464	441	464	464	416	464	5,438
		昼間の平均値(ppm)	0.052	0.055	0.049	0.037	0.034	0.035	0.037	0.03	0.029	0.034	0.038	0.047	0.040
		昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数	97	175	87	17	13	14	15	0	0	0	2	40	460
		昼間の1時間値の最高値(ppm)	0.089	0.098	0.086	0.07	0.075	0.068	0.07	0.05	0.048	0.058	0.064	0.077	0.098
		昼間の最高1時間値の平均値(ppm)	0.064	0.069	0.06	0.051	0.049	0.05	0.052	0.042	0.039	0.043	0.049	0.059	0.052
順化	商	昼間測定日数	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31	365
		昼間の測定時間数	439	460	448	459	463	449	458	449	463	463	419	464	5,434
		昼間の平均値(ppm)	0.048	0.051	0.044	0.033	0.032	0.032	0.033	0.025	0.026	0.029	0.034	0.046	0.036
		昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数	66	148	39	13	11	6	7	0	0	0	2	42	334
		昼間の1時間値の最高値(ppm)	0.088	0.091	0.077	0.068	0.075	0.064	0.066	0.048	0.045	0.055	0.062	0.078	0.091
		昼間の最高1時間値の平均値(ppm)	0.061	0.066	0.056	0.048	0.047	0.046	0.049	0.038	0.036	0.041	0.047	0.058	0.049
社	近商	昼間測定日数	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31	365
		昼間の測定時間数	442	463	448	461	463	448	460	447	463	464	419	464	5,442
		昼間の平均値(ppm)	0.049	0.051	0.044	0.033	0.029	0.03	0.031	0.025	0.027	0.031	0.034	0.045	0.036
		昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数	71	148	45	10	3	0	4	0	0	0	1	37	319
		昼間の1時間値の最高値(ppm)	0.084	0.093	0.082	0.07	0.065	0.058	0.063	0.046	0.046	0.057	0.062	0.079	0.093
		昼間の最高1時間値の平均値(ppm)	0.062	0.066	0.056	0.047	0.042	0.043	0.046	0.038	0.036	0.042	0.047	0.058	0.049
麻生津	調	昼間測定日数	21	31	30	31	31	30	31	30	26	30	28	31	350
		昼間の測定時間数	305	465	430	454	465	450	460	442	381	432	415	465	5,164
		昼間の平均値(ppm)	0.048	0.051	0.044	0.033	0.032	0.031	0.031	0.024	0.024	0.027	0.031	0.042	0.035
		昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数	56	168	71	20	17	8	5	0	0	0	3	36	384
		昼間の1時間値の最高値(ppm)	0.091	0.095	0.086	0.077	0.079	0.066	0.063	0.047	0.045	0.055	0.062	0.079	0.095
		昼間の最高1時間値の平均値(ppm)	0.063	0.068	0.058	0.05	0.049	0.048	0.049	0.04	0.035	0.04	0.045	0.058	0.050
福井	一住	昼間測定日数	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	19	31	356
		昼間の測定時間数	450	465	450	465	465	450	462	445	465	465	285	452	5,319
		昼間の平均値(ppm)	0.05	0.053	0.044	0.034	0.031	0.029	0.029	0.022	0.021	0.021	0.02	0.045	0.033
		昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数	81	182	49	13	6	0	0	0	0	0	0	45	376
		昼間の1時間値の最高値(ppm)	0.094	0.098	0.084	0.073	0.069	0.059	0.058	0.042	0.038	0.038	0.035	0.079	0.098
		昼間の最高1時間値の平均値(ppm)	0.063	0.068	0.057	0.049	0.045	0.042	0.043	0.034	0.03	0.029	0.028	0.058	0.046
センター	調	昼間測定日数	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31	365
		昼間の測定時間数	442	465	450	464	465	450	447	450	465	465	420	460	5,443
		昼間の平均値(ppm)	0.047	0.053	0.045	0.035	0.032	0.032	0.032	0.026	0.026	0.029	0.033	0.042	0.036
		昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数	71	179	85	21	13	16	8	0	0	0	0	21	414
		昼間の1時間値の最高値(ppm)	0.086	0.097	0.082	0.077	0.078	0.069	0.067	0.047	0.044	0.053	0.06	0.073	0.097
		昼間の最高1時間値の平均値(ppm)	0.062	0.07	0.059	0.052	0.05	0.05	0.05	0.04	0.036	0.041	0.045	0.055	0.051

(麻生津・福井・センター局は県観測局)
(昼間とは5:00~20:00までの時間帯を言う)

1-5 一酸化炭素月別結果表

(1) 一般観測局

測定局名	用途区域	項目 / 月	24年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	25年 1月	2月	3月	年間
順 化	商	有効測定日数	30	31	30	30	31	30	31	30	31	31	28	31	364
		測定時間数	718	736	717	736	738	717	740	718	741	741	667	741	8,710
		平均値 (ppm)	0.3	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
		1時間値の最高値 (ppm)	0.6	0.6	0.5	0.4	0.3	0.3	0.4	0.7	0.8	0.8	0.8	0.6	0.8
		日平均値の最高値 (ppm)	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.4	0.4	0.5	0.5	0.4	0.5

(2) 自動車排出ガス観測局

測定局名	用途区域	項目 / 月	24年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	25年 1月	2月	3月	年間
自 排 月 見	近 商	有効測定日数	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	27	31	364
		測定時間数	718	741	716	739	738	716	741	717	741	740	666	740	8,713
		平均値 (ppm)	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4
		1時間値の最高値 (ppm)	1	0.7	0.7	0.7	1	0.7	0.7	1.1	1.3	1.2	1.1	0.9	1.3
		日平均値の最高値 (ppm)	0.5	0.4	0.4	0.5	0.4	0.4	0.4	0.5	0.6	0.7	0.6	0.5	0.7
自 排 福 井	調	有効測定日数	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31	365
		測定時間数	716	738	715	740	739	716	738	714	740	740	668	739	8,703
		平均値 (ppm)	0.3	0.3	0.3	0.3	0.2	0.2	0.3	0.3	0.3	0.4	0.3	0.3	0.3
		1時間値の最高値 (ppm)	0.7	0.6	0.5	0.6	0.5	0.5	0.5	0.7	0.8	0.9	0.9	0.7	0.9
		日平均値の最高値 (ppm)	0.4	0.4	0.3	0.4	0.3	0.3	0.4	0.4	0.5	0.5	0.4	0.5	

(自排福井局は県観測局)

1-6 炭化水素月別結果表

<非メタン炭化水素>

(1) 一般観測局

測定局名	用途区域	項目 / 月	24年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	25年 1月	2月	3月	年間	
順化	商	測定時間数	714	731	706	732	739	688	736	712	738	731	665	716	8,608	
		平均値 (ppmC)	0.09	0.09	0.11	0.11	0.1	0.11	0.11	0.11	0.11	0.1	0.1	0.09	0.08	0.10
		6～9時平均値 (ppmC)	0.09	0.1	0.11	0.12	0.12	0.11	0.11	0.11	0.1	0.09	0.09	0.09	0.09	0.10
		6～9時測定日数	30	31	30	31	31	29	31	30	31	31	28	30	363	
		6～9時・3時間平均値 最高値 (ppmC)	0.23	0.2	0.22	0.17	0.2	0.18	0.19	0.16	0.17	0.19	0.2	0.15	0.23	
		最低値 (ppmC)	0.03	0.03	0.06	0.05	0.06	0.04	0.04	0.06	0.02	0.02	0.03	0.04	0.02	
		6～9時/3時間平均値が0.20ppmCを 超えた日数	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	
		6～9時/3時間平均値が0.31ppmCを 超えた日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
福井	一住	測定時間数	716	735	714	738	668	583	738	712	738	738	665	727	8,472	
		平均値 (ppmC)	0.06	0.07	0.08	0.09	0.1	0.1	0.1	0.1	0.11	0.1	0.09	0.09	0.09	
		6～9時平均値 (ppmC)	0.07	0.07	0.08	0.1	0.13	0.12	0.11	0.11	0.1	0.11	0.09	0.11	0.10	
		6～9時測定日数	30	31	30	31	28	24	31	30	31	31	28	31	356	
		6～9時・3時間平均値 最高値 (ppmC)	0.22	0.17	0.18	0.17	0.21	0.25	0.17	0.23	0.19	0.26	0.22	0.18	0.26	
		最低値 (ppmC)	0	0	0.01	0.01	0.05	0.06	0.03	0.01	0.02	0.02	0.03	0.04	0.00	
		6～9時/3時間平均値が0.20ppmCを 超えた日数	1	0	0	0	1	1	0	2	0	4	2	0	11	
		6～9時/3時間平均値が0.31ppmCを 超えた日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

(福井局は県観測局)

(2) 自動車排出ガス観測局

測定局名	用途区域	項目 / 月	24年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	25年 1月	2月	3月	年間	
自排月見	近商	測定時間数	712	738	704	734	736	689	736	709	738	705	664	712	8,577	
		平均値 (ppmC)	0.13	0.11	0.12	0.16	0.13	0.13	0.14	0.15	0.15	0.14	0.14	0.13	0.14	
		6～9時平均値 (ppmC)	0.16	0.14	0.14	0.18	0.18	0.16	0.16	0.17	0.15	0.15	0.16	0.16	0.16	
		6～9時測定日数	30	31	30	31	31	29	31	29	31	30	27	30	360	
		6～9時・3時間平均値 最高値 (ppmC)	0.36	0.28	0.29	0.33	0.3	0.22	0.24	0.3	0.28	0.35	0.3	0.26	0.36	
		最低値 (ppmC)	0.04	0.05	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.03	0.04	0.06	0.03	
		6～9時/3時間平均値が0.20ppmCを 超えた日数	10	4	1	11	10	3	4	7	8	7	7	9	81	
		6～9時/3時間平均値が0.31ppmCを 超えた日数	1	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	3	
自排福井	調	測定時間数	716	737	716	738	739	711	738	714	739	738	668	735	8,689	
		平均値 (ppmC)	0.07	0.08	0.09	0.1	0.08	0.07	0.08	0.09	0.08	0.08	0.08	0.08	0.07	0.08
		6～9時平均値 (ppmC)	0.1	0.09	0.1	0.12	0.11	0.09	0.1	0.09	0.07	0.09	0.08	0.1	0.10	
		6～9時測定日数	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31	365	
		6～9時・3時間平均値 最高値 (ppmC)	0.28	0.21	0.22	0.19	0.21	0.22	0.2	0.25	0.18	0.3	0.2	0.2	0.30	
		最低値 (ppmC)	0	0.02	0.04	0.01	0.02	0.01	0.02	0.03	0	0	0	0.01	0.00	
		6～9時/3時間平均値が0.20ppmCを 超えた日数	3	1	1	0	1	1	0	1	0	1	0	0	9	
		6～9時/3時間平均値が0.31ppmCを 超えた日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

(自排福井局は県観測局)

1-7 特定施設等届出状況 (「一般粉じん発生施設に係る届出状況以外」は、県環境政策課による)

(1) 大気汚染防止法に基づく特定施設

<ばい煙発生施設>

(平成25年3月31日現在)

政令別表第1	施設	施設数	工場数	
		24年度	24年度	
第1項	ボイラー	419	184	
第5項	金属の精製又は鑄造の用に供する溶解炉	13	2	
第11項	乾燥炉	20	13	
第13項	廃棄物焼却炉	13	8	
第19項	化学製品の製造の用に供する塩素反応施設、塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設	7	1	
第27項	硝酸の製造の用に供する吸収施設	1	1	
第29項	ガスタービン	電気事業法・ガス事業法対象外	2	2
		電気事業法・ガス事業法対象	33	29
第30項	ディーゼル機関	電気事業法・ガス事業法対象外	19	8
		電気事業法・ガス事業法対象	92	68
合計		619	316	

<一般粉じん発生施設>

(平成25年3月31日現在)

政令別表第2	施設	施設数	工場数
		24年度	24年度
第2項	堆積場	12	10
第3項	ベルトコンベア	35	9
第4項	破碎機及び摩砕機	24	7
第5項	ふるい	2	2
合計		73	28

<揮発性有機化合物排出施設>

(平成25年3月31日現在)

政令別表第1-2	施設	施設数	工場数
		24年度	24年度
第1項	乾燥施設(化学製品製造用)	4	1
第2項	塗装施設	2	1
合計		6	2

※ その他の製造用(木材または木製品の製造用を除く)

(2) 福井県公害防止条例に基づく特定施設(平成9年3月施行)

<ばい煙に係る特定施設>

(平成25年3月31日現在)

施設	施設数	工場数
	24年度	24年度
金属の精製又は鑄造の用に供する溶解炉	12	6
廃棄物焼却炉	13	8
塩酸または弗酸による反応施設および表面処理施設	9	4
合計	34	18

<炭化水素に係る特定施設>

(平成25年3月31日現在)

施設	施設数	工場数
	24年度	24年度
燃料小売業の用に供する地下タンク (燃料用ガソリンを貯蔵する地下タンク)	24	9
合計	24	9

2 水質汚濁

2-1 公共用水域の水質調査結果

(1) 河川

河川名称	九頭竜川				竜川				水系				
	九頭竜川				九頭竜川				九頭竜川				
調査地点	中角橋				高屋橋				布施田橋				
環境基準点	*								*				
水域類型	A				A				B				
調査機関	国土交通省				国土交通省				国土交通省				
	平均	最小	最大	m/n	平均	最小	最大	m/n	平均	最小	最大	m/n	
目般項	p	7.5	7.4	7.6	0/12	7.6	7.5	7.6	0/4	7.5	7.2	9.0	1/12
	D	10	7.6	12	0/12	9.8	7.4	12	1/4	9.9	6.5	12	0/12
	B	0.6(0.7)	<0.5	0.8	0/12	0.6(0.7)	0.5	0.8	0/4	1.0(1.0)	0.5	3.1	0/12
	C	1.6	1.1	2.1	-/12	1.9	1.6	2.5	-/4	3.0	1.3	6.9	-/12
	S	3	1	6	0/12	4	2	6	0/4	6	2	11	0/12
	大腸菌群数	5000	330	22000	6/12	2400	140	7900	2/4	22000	330	130000	6/12
	油												
	全窒素	0.53	0.44	0.65	-/4								
	全リン	0.026	0.017	0.040	-/4								
	健康	カドミウム	<0.001		<0.001	0/4				<0.001		<0.001	0/2
全シアン		<0.1		<0.1	0/4				<0.1		<0.1	0/2	
鉛		<0.002		<0.002	0/4				<0.002		<0.002	0/4	
六価クロム		<0.02		<0.02	0/4				<0.02		<0.02	0/2	
砒素		<0.005		<0.005	0/4				<0.005		<0.005	0/2	
総水銀		<0.0005		<0.0005	0/4				<0.0005		<0.0005	0/2	
アルキル水銀													
P		<0.0005		<0.0005	0/1				<0.0005		<0.0005	0/1	
ジクロロメタン		<0.002		<0.002	0/4				<0.002		<0.002	0/2	
四塩化炭素		<0.0002		<0.0002	0/4				<0.0002		<0.0002	0/2	
1,2-ジクロロエタン		<0.0004		<0.0004	0/4				<0.0004		<0.0004	0/2	
1,1-ジクロロエチレン		<0.002		<0.002	0/4				<0.002		<0.002	0/2	
シス-1,2-ジクロロエチレン		<0.004		<0.004	0/4				<0.004		<0.004	0/2	
1,1,1-トリクロロエタン		<0.0005		<0.0005	0/4				<0.0005		<0.0005	0/2	
1,1,2-トリクロロエタン		<0.0006		<0.0006	0/4				<0.0006		<0.0006	0/2	
トリクロロエチレン		<0.002		<0.002	0/4				<0.002		<0.002	0/2	
テトラクロロエチレン		<0.0005		<0.0005	0/4				<0.0005		<0.0005	0/2	
1,3-ジクロロプロペン		<0.0002		<0.0002	0/1				<0.0002		<0.0002	0/1	
チウラム		<0.0006		<0.0006	0/1				<0.0006		<0.0006	0/1	
シマジン(CAT)		<0.0003		<0.0003	0/1				<0.0003		<0.0003	0/1	
チオベンカルブ	<0.002		<0.002	0/1				<0.002		<0.002	0/1		
ベンゼン	<0.001		<0.001	0/4				<0.001		<0.001	0/2		
セレン	<0.002		<0.002	0/4				<0.002		<0.002	0/2		
ふっ素	<0.1		<0.1	0/4				0.1	<0.1	0.1	0/2		
ほう素	0.03	<0.02	0.05	0/4				0.09	<0.02	0.16	0/4		
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (硝酸性窒素)	0.40	0.29	0.53	0/4				0.39	0.22	0.55	0/2		
(亜硝酸性窒素)	0.39	0.28	0.52	-/4				0.38	0.21	0.54	-/2		
1,4-ジオキサン	<0.01		<0.01	-/4				0.01	<0.01	0.01	-/2		
要監視	クロロホルム	<0.005		<0.005	0/4				<0.005		<0.005	0/2	
	トランス-1,2-ジクロロエチレン	<0.004		<0.004	0/1								
	1,2-ジクロロプロペン	<0.006		<0.006	0/1								
	p-ジクロロベンゼン	<0.03		<0.03	0/1								
	イソキサチオン	<0.0008		<0.0008	0/1								
	ダイアジノン	<0.0005		<0.0005	0/1								
	フェニトロチオン	<0.0003		<0.0003	0/1								
	イソプロチオラン	<0.004		<0.004	0/1								
	オキシシン銅	<0.004		<0.004	0/1								
	クロロタロニル	<0.004		<0.004	0/1								
	プロピザミド	<0.0008		<0.0008	0/1								
	E P N	<0.0006		<0.0006	0/1								
	ジクロルボス	<0.001		<0.001	0/1								
	フェノブカルブ	<0.002		<0.002	0/1								
	イプロベンホス	<0.0008		<0.0008	0/1								
	クロルニトロフェン	<0.0001		<0.0001	0/1								
	トルエン	<0.06		<0.06	0/1								
	キシレン	<0.04		<0.04	0/1								
	フタル酸ジエチルヘキシル	<0.006		<0.006	0/1								
	ニッケル	<0.005		<0.005	-/1	<0.005		<0.005	-/2	<0.005		<0.005	-/2
モリブデン	<0.01		<0.01	0/1									
アンチモン	<0.001		<0.001	0/1	<0.001		<0.001	0/2	0.002	<0.001	0.002	0/2	
塩化ビニルモノマー	<0.0002		<0.0002	0/1									
エピクロヒドリン	<0.0001		<0.0001	0/1									
全マンガン	<0.02		<0.02	0/1									
ウラン	<0.0002		<0.0002	0/1									
特殊	フェノール類	<0.01		<0.01	-/1				<0.01		<0.01	-/1	
	銅	<0.01		<0.01	-/1	<0.01		<0.01	-/1	<0.01		<0.01	-/1
	溶解性鉄	<0.1		<0.1	-/1				0.1		0.1	-/1	
	溶解性マンガン	<0.05		<0.05	-/1				<0.05		<0.05	-/1	
	クロム	<0.02		<0.02	-/1								
	塩化物イオン	4.3	3.5	5.4	-/12	52	3.6	140	-/4	177	6.5	708	-/12
等	塩素イオン												
	アンモニウム態窒素	0.02	<0.01	0.03	-/4				0.04	0.02	0.05	-/2	
	全亜鉛	0.004	0.004	0.005	-/4	0.004	0.004	0.004	0/2	0.005	0.003	0.006	-/4
	クロロホルム	<0.003		<0.003	-/2					<0.003		<0.003	-/1
保水	フェノール	<0.005		<0.005	-/1								
	ホルムアルデヒド	<0.03		<0.03	-/1								

<備考> m/nは、環境基準（又は指針値）に適合しない検体数/総検体数
 BODの（）内は75%値 NDは不検出。
 単位は、pH・大腸菌群数を除き、mg/L。大腸菌群数はMPN/100mL。

河川名称	九 頭 川				竜 野 川				水 野 川			
	日 野 川				日 光 橋				明 治 橋			
調査地点	清水山橋				日光橋				明治橋			
環境基準点	*								*			
水域類型	B				B				B			
調査機関	福井市				国土交通省				国土交通省			
目 般 項		平均	最小 ~ 最大	m/n	平均	最小 ~ 最大	m/n	平均	最小 ~ 最大	m/n		
目 健 康 項 目	pH	7.3	7.2 ~ 7.4	0/12	7.5	7.2 ~ 8.2	0/4	7.5	7.2 ~ 8.9	1/12		
	D.O	9.5	6.6 ~ 12	0/12	9.4	8.7 ~ 11	0/4	9.2	6.6 ~ 11	0/12		
目 要 監 視 項 目	BOD ₅	1.2(1.4)	0.7 ~ 2.0	0/12	1.8(1.2)	0.6 ~ 4.2	1/4	1.2(1.5)	<0.5 ~ 2.7	0/12		
	COD	3.0	1.5 ~ 5.1	-/12	4.1	2.4 ~ 6.9	-/4	3.2	1.5 ~ 5.6	-/12		
目 特 殊 項 目	大腸菌群数	10600	330 ~ 79000	5/12	11000	1100 ~ 17000	3/4	24000	490 ~ 130000	6/12		
	油分											
目 保 全 生 項 目 物	全窒素											
	全リン											
目 特 殊 項 目	カドミウム	<0.001	~ <0.001	0/2				<0.001	~ <0.001	0/4		
	全シアン	<0.1	~ <0.1	0/2				<0.1	~ <0.1	0/4		
目 特 殊 項 目	鉛	<0.002	~ <0.002	0/2	<0.002	~ <0.002	0/2	<0.002	~ <0.002	0/4		
	六価クロム	<0.01	~ <0.01	0/1				<0.02	~ <0.02	0/4		
目 特 殊 項 目	砒素	<0.005	~ <0.005	0/2				<0.005	~ <0.005	0/4		
	総水銀	<0.0005	~ <0.0005	0/2				<0.0005	~ <0.0005	0/4		
目 特 殊 項 目	アルキル水銀											
	P.C.B	<0.0005	~ <0.0005	0/1				<0.0005	~ <0.0005	0/1		
目 特 殊 項 目	ジクロロメタン	<0.002	~ <0.002	0/4				<0.002	~ <0.002	0/4		
	四塩化炭素	<0.0002	~ <0.0002	0/2				<0.0002	~ <0.0002	0/4		
目 特 殊 項 目	1,2-ジクロロエタン	<0.0004	~ <0.0004	0/2				<0.0004	~ <0.0004	0/4		
	1,1-ジクロロエチレン	<0.002	~ <0.002	0/2				<0.002	~ <0.002	0/4		
目 特 殊 項 目	シス-1,2-ジクロロエチレン	<0.004	~ <0.004	0/2				<0.004	~ <0.004	0/4		
	1,1,1-トリクロロエタン	<0.0005	~ <0.0005	0/2				<0.0005	~ <0.0005	0/4		
目 特 殊 項 目	1,1,2-トリクロロエタン	<0.0006	~ <0.0006	0/2				<0.0006	~ <0.0006	0/4		
	トリクロロエチレン	<0.002	~ <0.002	0/2				<0.002	~ <0.002	0/4		
目 特 殊 項 目	テトラクロロエチレン	<0.0005	~ <0.0005	0/2				<0.0005	~ <0.0005	0/4		
	1,3-ジクロロプロペン	<0.0002	~ <0.0002	0/2				<0.0002	~ <0.0002	0/1		
目 特 殊 項 目	チウラム	<0.0006	~ <0.0006	0/2				<0.0006	~ <0.0006	0/1		
	シマジン(CAT)	<0.0003	~ <0.0003	0/2				<0.0003	~ <0.0003	0/1		
目 特 殊 項 目	チオベンカルブ	<0.002	~ <0.002	0/2				<0.002	~ <0.002	0/1		
	ベンゼン	<0.001	~ <0.001	0/2				<0.001	~ <0.001	0/4		
目 特 殊 項 目	セレン	<0.002	~ <0.002	0/2				<0.002	~ <0.002	0/4		
	ふっ素	1.06	0.53 ~ 1.59	0/2				0.1	<0.1 ~ 0.1	0/4		
目 特 殊 項 目	ほう素	0.09	0.04 ~ 0.14	0/2				0.03	<0.02 ~ 0.04	0/4		
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	1.14	0.57 ~ 1.7	0/2				0.87	0.27 ~ 2.0	0/4		
目 特 殊 項 目	(硝酸性窒素)	<0.1	~ <0.1	-/2				0.83	0.26 ~ 1.9	-/4		
	(亜硝酸性窒素)	<0.02	~ <0.02	-/2				0.04	0.01 ~ 0.09	-/4		
目 特 殊 項 目	1,4-ジオキサン	<0.005	~ <0.005	0/4				<0.005	~ <0.005	0/4		
	クロロホルム							<0.003	~ <0.003	0/2		
目 特 殊 項 目	トランス-1,2-ジクロロエチレン							<0.004	~ <0.004	0/1		
	1,2-ジクロロプロペン							<0.006	~ <0.006	0/1		
目 特 殊 項 目	p-ジクロロベンゼン							<0.03	~ <0.03	0/1		
	イソキサチオン							<0.0008	~ <0.0008	0/1		
目 特 殊 項 目	ダイアジノン							<0.0005	~ <0.0005	0/1		
	フェニトロチオン							<0.0003	~ <0.0003	0/1		
目 特 殊 項 目	イソプロチオラン							<0.004	~ <0.004	0/1		
	オキシシン銅							<0.004	~ <0.004	0/1		
目 特 殊 項 目	クロロタロニル	<0.004	~ <0.004	-/1				<0.004	~ <0.004	0/1		
	プロピザミド							<0.0008	~ <0.0008	0/1		
目 特 殊 項 目	E.P.N							<0.0006	~ <0.0006	0/1		
	ジクロルボス							<0.001	~ <0.001	0/1		
目 特 殊 項 目	フェノプロカルブ							<0.002	~ <0.002	0/1		
	イプロベンホス							<0.0008	~ <0.0008	0/1		
目 特 殊 項 目	クロルニトロフェン							<0.0001	~ <0.0001	-/1		
	トルエン							<0.06	~ <0.06	0/1		
目 特 殊 項 目	キシレン							<0.04	~ <0.04	0/1		
	フタル酸ジエチルヘキシル							<0.006	~ <0.006	0/1		
目 特 殊 項 目	ニッケル	<0.005	~ <0.005	-/1	<0.005	~ <0.005	-/2	<0.005	~ <0.005	-/1		
	モリブデン	<0.01	~ <0.01	-/1				<0.01	~ <0.01	0/1		
目 特 殊 項 目	アンチモン				0.004	<0.001 ~ 0.007	0/2	0.001	0.001 ~ 0.001	0/2		
	塩化ビニルモノマー							<0.0002	~ <0.0002	0/1		
目 特 殊 項 目	エピクロロヒドリン							<0.0001	~ <0.0001	0/1		
	全マンガン							0.07	0.06 ~ 0.10	0/2		
目 特 殊 項 目	ウラン							<0.0002	~ <0.0002	0/1		
	フェノール類							<0.01	~ <0.01	-/1		
目 特 殊 項 目	銅				<0.01	~ <0.01	-/1	<0.01	~ <0.01	-/1		
	溶解性鉄							0.1	~ 0.1	-/1		
目 特 殊 項 目	溶解性マンガン							<0.05	~ <0.05	-/1		
	クロム							<0.02	~ <0.02	-/1		
目 特 殊 項 目	塩化物イオン				11.8	10.0 ~ 14.1	-/4	23.8	7.3 ~ 81.2	-/12		
	塩素イオン											
目 特 殊 項 目	アンモニウム態窒素							0.14	0.02 ~ 0.33	-/4		
	全亜鉛	0.004	0.003 ~ 0.005	-/4	0.005	0.004 ~ 0.006	-/2	0.006	0.002 ~ 0.013	0/4		
目 特 殊 項 目	クロロホルム	<0.003	~ <0.003	-/1				<0.003	~ <0.003	-/2		
	フェノール	<0.005	~ <0.005	-/1				<0.005	~ <0.005	-/1		
目 特 殊 項 目	ホルムアルデヒド	0.02	~ 0.02	-/1				<0.03	~ <0.03	-/1		

<備考> m/nは、環境基準（又は指針値）に適合しない検体数/総検体数
BODの（）内は75%値 NDは不検出。
単位は、pH・大腸菌群数を除き、mg/L。大腸菌群数はMPN/100mL。

河川名称	九 頭 竜 川 水 系															
	足 羽 川				足 羽 川				足 羽 川							
調査地点	美 山 橋				天 神 橋				水 越 橋							
環境基準点					*				*							
水域類型	A				A				B							
調査機関	福 井 市				福 井 市				福 井 市							
	平均	最小	～	最大	m/n	平均	最小	～	最大	m/n	平均	最小	～	最大	m/n	
一般項目	p	8.1	7.6	～	8.9	3/12	8.0	7.6	～	9.1	1/12	7.5	7.4	～	7.6	0/12
	D	11	8.8	～	13	0/12	11	9.0	～	13	0/12	10	6.5	～	13	0/12
	B	0.6(0.6)	0.5	～	0.8	0/12	0.7(0.8)	0.5	～	0.9	0/12	0.8(0.9)	0.5	～	1.2	0/12
	C	1.3	0.8	～	2.1	-/12	1.4	1.0	～	2.0	-/12	2.0	1.1	～	3.2	-/12
	S	3	<1	～	8	0/12	3	<1	～	8	0/12	5	2	～	10	0/12
	大腸菌群数	2200		～	2200	1/1	1500	33	～	7900	5/12	10500	140	～	49000	5/12
	油分															
健康項目	カドミウム										<0.001		～	<0.001	0/2	
	全シアン										<0.1		～	<0.1	0/2	
	鉛										<0.002		～	<0.002	0/2	
	六価クロム										<0.01		～	<0.01	0/1	
	砒素										<0.005		～	<0.005	0/2	
	総水銀										<0.0005		～	<0.0005	0/2	
	アルキル水銀															
	P											<0.0005		～	<0.0005	0/1
	ジクロロメタン											<0.002		～	<0.002	0/2
	四塩化炭素											<0.0002		～	<0.0002	0/2
	1,2-ジクロロエタン											<0.0004		～	<0.0004	0/2
	1,1-ジクロロエチレン											<0.002		～	<0.002	0/2
	シス-1,2-ジクロロエチレン											<0.004		～	<0.004	0/2
	1,1,1-トリクロロエタン											<0.0005		～	<0.0005	0/2
	1,1,2-トリクロロエタン											<0.0006		～	<0.0006	0/2
	トリクロロエチレン											<0.002		～	<0.002	0/2
	テトラクロロエチレン											<0.0005		～	<0.0005	0/2
	1,3-ジクロロプロペン											<0.0002		～	<0.0002	0/2
	チウラム											<0.0006		～	<0.0006	0/2
	シマジン(CAT)											<0.0003		～	<0.0003	0/2
	チオベンカルブ											<0.002		～	<0.002	0/2
	ベンゼン											<0.001		～	<0.001	0/2
	セレン											<0.002		～	<0.002	0/2
	ふっ素											0.40	0.36	～	0.44	0/2
	ほう素											<0.01		～	<0.01	0/2
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (硝酸性窒素)											0.41	0.37	～	0.45	0/2
	(亜硝酸性窒素)											<0.1		～	<0.1	-/2
1,4-ジオキサン											<0.02		～	<0.02	-/2	
クロロホルム											<0.005		～	<0.005	0/2	
要監視項目	トランス-1,2-ジクロロエチレン															
	1,2-ジクロロプロペン															
	p-ジクロロベンゼン															
	イソキサチオン															
	ダイアジノン															
	フェニトロチオン															
	イソプロチオラン															
	オキシシン銅															
	クロロタロニル						<0.004		～	<0.004	-/1	<0.004		～	<0.004	-/1
	プロピザミド															
	EPN															
	ジクロルボス															
	フェノブカルブ															
	イプロベンホス															
	クロルニトロフェン															
	トルエン															
	キシレン															
フタル酸ジエチルヘキシル																
ニッケル						<0.005		～	<0.005	-/1	<0.005		～	<0.005	-/1	
モリブデン						<0.01		～	<0.01	-/1	<0.01		～	<0.01	-/1	
アンチモン																
塩化ビニルモノマー																
エビクロロヒドリン																
全マンガン																
ウラン																
特殊項目	フェノール類															
	銅															
	溶解性鉄															
	溶解性マンガン															
	クロム															
	塩化物イオン															
等項目	塩素イオン															
	アンモニウム態窒素															
	全亜鉛						0.002	<0.001	～	0.004	-/4	0.002	0.001	～	0.003	-/4
	クロロホルム						<0.003		～	<0.003	-/1	<0.003		～	<0.003	-/1
保水全生項目	フェノール						<0.005		～	<0.005	-/1	<0.005		～	<0.005	-/1
	ホルムアルデヒド															

<備考> m/nは、環境基準（又は指針値）に適合しない検体数/総検体数
BODの（）内は75%値 NDは不検出。
単位は、pH・大腸菌群数を除き、mg/L。大腸菌群数はMPN/100mL。

河川名称	九 頭 竜 川 水 系															
	荒 川				荒 川				天 王 川							
調査地点	東 今 泉 橋				水 門				末 端							
環境基準点	*				*				*							
水域類型	A				B				A							
調査機関	福 井 市				福 井 市				福 井 市							
	平均	最小	～	最大	m/n	平均	最小	～	最大	m/n	平均	最小	～	最大	m/n	
目 般 項	p H	7.5	7.2	～	7.9	0/12	7.5	7.2	～	7.9	0/12	7.3	7.2	～	7.5	0/12
	D O	11	9.2	～	13	0/12	10	8.3	～	12	0/12	10	8.0	～	13	0/12
	B O D	1.3(1.5)	0.6	～	2.2	1/12	1.2(1.3)	0.7	～	1.6	0/12	1.0(1.4)	0.5	～	1.6	0/12
	C O D	2.5	1.7	～	3.8	-/12	3.2	2.1	～	5.0	-/12	3.0	1.6	～	4.9	-/12
	S S	6	3	～	12	0/12	9	3	～	18	0/12	7	2	～	12	0/12
	大腸菌群数	6200	1300	～	11000	2/2	8600	7900	～	9200	2/2	13100	9200	～	17000	2/2
	油分															
目 健 康 項	全窒素															
	全リン															
	カドミウム					<0.001		～	<0.001	0/2	<0.001		～	<0.001	0/2	
	全シアン					<0.1		～	<0.1	0/2	<0.1		～	<0.1	0/2	
	鉛					<0.002		～	<0.002	0/2	<0.002		～	<0.002	0/2	
	六価クロム					<0.01		～	<0.01	0/1	<0.01		～	<0.01	0/1	
	砒素					<0.005		～	<0.005	0/2	<0.005		～	<0.005	0/2	
	総水銀					<0.0005		～	<0.0005	0/2	<0.0005		～	<0.0005	0/2	
	アルキル水銀															
	P C B															
	ジクロロメタン					<0.002		～	<0.002	0/2	<0.002		～	<0.002	0/2	
	四塩化炭素					<0.0002		～	<0.0002	0/2	<0.0002		～	<0.0002	0/2	
	1,2-ジクロロエタン					<0.0004		～	<0.0004	0/2	<0.0004		～	<0.0004	0/2	
	1,1-ジクロロエチレン					<0.002		～	<0.002	0/2	<0.002		～	<0.002	0/2	
	トリス(1,2-ジクロロエチレン)					<0.004		～	<0.004	0/2	<0.004		～	<0.004	0/2	
	1,1,1-トリクロロエタン					<0.0005		～	<0.0005	0/2	<0.0005		～	<0.0005	0/2	
	1,1,2-トリクロロエタン					<0.0006		～	<0.0006	0/2	<0.0006		～	<0.0006	0/2	
	トリクロロエチレン					<0.002		～	<0.002	0/2	<0.002		～	<0.002	0/2	
	テトラクロロエチレン					<0.0005		～	<0.0005	0/2	<0.0005		～	<0.0005	0/2	
	1,3-ジクロロプロペン					<0.0002		～	<0.0002	0/2	<0.0002		～	<0.0002	0/2	
	チウラム					<0.0006		～	<0.0006	0/2	<0.0006		～	<0.0006	0/2	
	シマジン(CAT)					<0.0003		～	<0.0003	0/2	<0.0003		～	<0.0003	0/2	
	チオベンカルブ					<0.002		～	<0.002	0/2	<0.002		～	<0.002	0/2	
	ベンゼン					<0.001		～	<0.001	0/2	<0.001		～	<0.001	0/2	
	セレン					<0.002		～	<0.002	0/2	<0.002		～	<0.002	0/2	
ふっ素					0.41	0.4	～	0.41	0/2	0.49	0.37	～	0.61	0/2		
ほう素					0.01	0.01	～	0.01	0/2	0.02	0.02	～	0.02	0/2		
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (硝酸性窒素)					0.42	0.41	～	0.42	0/2	0.51	0.39	～	0.63	0/2		
(亜硝酸性窒素)					<0.1		～	<0.1	-/2	<0.1		～	<0.1	-/2		
1,4-ジオキサン					0.04	0.02	～	0.05	-/2	0.02	<0.02	～	0.02	-/2		
クロロホルム					<0.005		～	<0.005	0/2	<0.005		～	<0.005	0/2		
目 要 監 視 項	トランス-1,2-ジクロロエチレン															
	1,2-ジクロロプロペン															
	p-ジクロロベンゼン															
	イソキサチオン															
	ダイアジノン															
	フェニトロチオン															
	イソプロチオラン															
	オキシシン銅															
	クロロタロニル					<0.004		～	<0.004	-/1	<0.004		～	<0.004	-/1	
	プロピザミド															
	E P N															
	ジクロルボス															
	フェノブカルブ															
	イプロベンホス															
	クロルニトロフェン															
	トルエン															
	キシレン															
	フタル酸ジエチルヘキシル															
ニッケル					<0.005		～	<0.005	-/1	<0.005		～	<0.005	-/1		
モリブデン					<0.01		～	<0.01	-/1	<0.01		～	<0.01	-/1		
アンチモン																
塩化ビニルモノマー																
エピクロロヒドリン																
全マンガン																
ウラン																
目 特 殊 項 等	フェノール類															
	銅															
	溶解性鉄															
	溶解性マンガン															
	クロム															
	塩化物イオン															
塩素イオン																
アンモニウム態窒素																
保水全生項目物	全亜鉛					0.006	0.003	～	0.008	-/4	0.004	0.003	～	0.005	-/4	
	クロロホルム					<0.003		～	<0.003	-/1	<0.003		～	<0.003	-/1	
	フェノール					<0.005		～	<0.005	-/1	<0.005		～	<0.005	-/1	
	ホルムアルデヒド															

<備考> m/nは、環境基準(又は指針値)に適合しない検体数/総検体数
BODの()内は75%値 NDは不検出。
単位は、pH・大腸菌群数を除き、mg/L。大腸菌群数はMPN/100mL。

河川名称	九 頭 竜 川 水 系																	
	狐 川				馬 渡 川				馬 渡 川									
調査地点	狐 橋				馬 渡 北 橋				黒 丸 新 橋									
環境基準点	*																	
水域類型	D																	
調査機関	福 井 市				福 井 市				福 井 市									
	平均	最小	～	最大	m/n	平均	最小	～	最大	m/n	平均	最小	～	最大	m/n			
目 般 項	p	H	7.5	7.4	～	7.6	0/12	7.4	7.1	～	7.7	-/12	7.4	7.3	～	7.7	-/12	
	D	O	8.1	5.6	～	11	0/12	9.2	7.5	～	12	-/12	7.3	5.2	～	9.7	-/12	
	B	O	D	2.8(3.2)	1.8	～	3.6	0/12	1.3(1.4)	1.0	～	1.7	-/12	22(27)	5.3	～	44	-/12
	C	O	D	12	6.6	～	17	-/12	3.0	1.7	～	4.5	-/12	36	16	～	61	-/12
	S	S		14	5	～	33	0/12	6	4	～	10	-/12	25	12	～	36	-/12
	大腸菌群数			89000	7900	～	170000	-/2	54000		～	54000	-/1	24000		～	24000	-/1
	油	分																
	全窒素																	
目 健 康 項	カドミウム		<0.001		～	<0.001	0/4	<0.001		～	<0.001	0/1	<0.001		～	<0.001	0/4	
	全シアン		<0.1		～	<0.1	0/4	<0.1		～	<0.1	0/1	<0.1		～	<0.1	0/4	
	鉛		<0.002		～	<0.002	0/4	<0.002		～	<0.002	0/1	<0.002		～	<0.002	0/4	
	六価クロム		<0.01		～	<0.01	0/2	<0.01		～	<0.01	0/1	<0.01		～	<0.01	0/2	
	砒素		<0.005		～	<0.005	0/4	<0.005		～	<0.005	0/1	<0.005		～	<0.005	0/4	
	総水銀		<0.0005		～	<0.0005	0/4	<0.0005		～	<0.0005	0/1	<0.0005		～	<0.0005	0/4	
	アルキル水銀																	
	P	C	B															
	ジクロロメタン		<0.002		～	<0.002	0/4	<0.002		～	<0.002	0/1	<0.002		～	<0.002	0/4	
	四塩化炭素		<0.0002		～	<0.0002	0/4	<0.0002		～	<0.0002	0/1	<0.0002		～	<0.0002	0/4	
	1,2-ジクロロエタン		<0.0004		～	<0.0004	0/4	<0.0004		～	<0.0004	0/1	<0.0004		～	<0.0004	0/4	
	1,1-ジクロロエチレン		<0.002		～	<0.002	0/4	<0.002		～	<0.002	0/1	<0.002		～	<0.002	0/4	
	シス-1,2-ジクロロエチレン		<0.004		～	<0.004	0/4	<0.004		～	<0.004	0/1	<0.004		～	<0.004	0/4	
	1,1,1-トリクロロエタン		<0.0005		～	<0.0005	0/4	<0.0005		～	<0.0005	0/1	<0.0005		～	<0.0005	0/4	
	1,1,2-トリクロロエタン		<0.0006		～	<0.0006	0/4	<0.0006		～	<0.0006	0/1	<0.0006		～	<0.0006	0/4	
	トリクロロエチレン		<0.002		～	<0.002	0/4	<0.002		～	<0.002	0/1	<0.002		～	<0.002	0/4	
	テトラクロロエチレン		<0.0005		～	<0.0005	0/4	<0.0005		～	<0.0005	0/1	<0.0005		～	<0.0005	0/4	
	1,3-ジクロロプロペン		<0.0002		～	<0.0002	0/4	<0.0002		～	<0.0002	0/1	<0.0002		～	<0.0002	0/4	
	チウラム		<0.0006		～	<0.0006	0/4	<0.0006		～	<0.0006	0/1	<0.0006		～	<0.0006	0/4	
	シマジン(CAT)		<0.0003		～	<0.0003	0/4	<0.0003		～	<0.0003	0/1	<0.0003		～	<0.0003	0/4	
	チオベンカルブ		<0.002		～	<0.002	0/4	<0.002		～	<0.002	0/1	<0.002		～	<0.002	0/4	
	ベンゼン		<0.001		～	<0.001	0/4	<0.001		～	<0.001	0/1	<0.001		～	<0.001	0/4	
	セレン		<0.002		～	<0.002	0/4	<0.002		～	<0.002	0/1	<0.002		～	<0.002	0/4	
	ふっ素		1.0	0.74	～	1.4	0/4	1.02		～	1.02	0/1	0.33	0.21	～	0.57	0/4	
	ほう素		0.06	0.03	～	0.12	0/4	0.03		～	0.03	0/1	0.02	<0.01	～	0.04	0/4	
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素(硝酸性窒素)		1.1	0.86	～	1.4	0/4	1		～	1	0/1	0.36	0.22	～	0.61	0/4	
(亜硝酸性窒素)		<0.1		～	<0.1	-/4	<0.1		～	<0.1	-/1	<0.1		～	<0.1	-/4		
1,4-ジオキサン		<0.03	0.02	～	0.05	-/4	<0.02		～	<0.02	-/1	0.03	<0.02	～	0.03	-/4		
クロロホルム		<0.005		～	<0.005	0/4	<0.005		～	<0.005	0/1	<0.005		～	<0.005	0/4		
目 要 監 視 項	トランス-1,2-ジクロロロロエチレン																	
	1,2-ジクロロプロペン																	
	p-ジクロロベンゼン																	
	イソキサチオン																	
	ダイアジノン																	
	フェニトロチオン																	
	イソプロチオラン																	
	オキシシン銅																	
	クロロタロニル		<0.004		～	<0.004	-/1					<0.004		～	<0.004	-/1		
	プロピザミド																	
	E P N																	
	ジクロルボス																	
	フェノブカルブ																	
	イプロベンホス																	
	クロルニトロフェン																	
	トルエン																	
	キシレン																	
フタル酸ジエチルヘキシル																		
ニッケル		<0.005		～	<0.005	-/1					0.09	0.014	～	0.3	-/4			
モリブデン		<0.01		～	<0.01	-/1					<0.01		～	<0.01	-/1			
アンチモン		0.024	0.015	～	0.03	-/4					0.028	0.024	～	0.031	-/4			
塩化ビニルモノマー																		
エピクロヒドリン																		
全マンガン																		
ウラン																		
目 特 殊 項 等	フェノール類																	
	銅																	
	溶解性鉄																	
	溶解性マンガン																	
	クロム																	
	塩化物イオン																	
目 保 全 生 項 目 物	アンモニウム態窒素																	
	全亜鉛		0.015	0.011	～	0.018	-/4	0.007	0.006	～	0.01	-/4	0.022	0.017	～	0.03	-/4	
	クロロホルム		<0.003		～	<0.003	-/1				<0.003		～	<0.003	-/1			
	フェノール		<0.005		～	<0.005	-/1				<0.005		～	<0.005	-/1			
ホルムアルデヒド		0.01		～	0.01	-/1				0.02		～	0.02	-/1				

<備考> m/nは、環境基準(又は指針値)に適合しない検体数/総検体数
BODの()内は75%値 NDは不検出。
単位は、pH・大腸菌群数を除き、mg/L。大腸菌群数はMPN/100mL。

河川名称		九 頭 竜 川 水 系											
		八ヶ川				江 端 川				朝 六 川			
調査地点		高 江 橋				江 守 橋				大 島 新 橋			
環境基準点													
水域類型													
調査機関		福 井 市				福 井 市				福 井 市			
		平均	最小	最大	m/n	平均	最小	最大	m/n	平均	最小	最大	m/n
目 般 項	p H	7.3	7.0	~ 7.6	-/12	7.4	7.2	~ 7.6	-/12	7.4	7	~ 7.6	-/12
	D O	8.7	6.4	~ 11	-/12	9.4	7.4	~ 12	-/12	9.3	7.3	~ 12	-/12
	B O D	2.3(2.2)	1.5	~ 6.2	-/12	1.5(1.2)	0.6	~ 5.2	-/12	1.5(1.9)	0.8	~ 2.4	-/12
	C O D	5.4	3.2	~ 13	-/12	3.2	2.1	~ 4.9	-/12	3.6	2.2	~ 5.0	-/12
	S S	10	4	~ 19	-/12	12	4	~ 34	-/12	8	3	~ 38	-/12
	大腸菌群数	35000		~ 35000	-/1	35000		~ 35000	-/1	7900		~ 7900	-/1
	油分												
目 健 康 項	全窒素	<0.001		~ <0.001	0/2	<0.001		~ <0.001	0/2	<0.001		~ <0.001	0/1
	全リン	<0.1		~ <0.1	0/2	<0.1		~ <0.1	0/2	<0.1		~ <0.1	0/1
	鉛	<0.002		~ <0.002	0/2	<0.002		~ <0.002	0/2	<0.002		~ <0.002	0/1
	六価クロム	<0.01		~ <0.01	0/1	<0.01		~ <0.01	0/1	<0.01		~ <0.01	0/1
	砒素	<0.005		~ <0.005	0/2	<0.005		~ <0.005	0/4	<0.005		~ <0.005	0/4
	総水銀	<0.0005		~ <0.0005	0/2	<0.0005		~ <0.0005	0/2	<0.0005		~ <0.0005	0/1
	アルキル水銀												
	P C B												
	ジクロロメタン	<0.002		~ <0.002	0/2	<0.002		~ <0.002	0/4	<0.002		~ <0.002	0/1
	四塩化炭素	<0.0002		~ <0.0002	0/2	<0.0002		~ <0.0002	0/2	<0.0002		~ <0.0002	0/1
	1,2-ジクロロエタン	<0.0004		~ <0.0004	0/2	<0.0004		~ <0.0004	0/2	<0.0004		~ <0.0004	0/1
	1,1-ジクロロエチレン	<0.002		~ <0.002	0/2	<0.002		~ <0.002	0/2	<0.002		~ <0.002	0/1
	シス-1,2-ジクロロエチレン	<0.004		~ <0.004	0/2	<0.004		~ <0.004	0/2	<0.004		~ <0.004	0/1
	1,1,1-トリクロロエタン	<0.0005		~ <0.0005	0/2	<0.0005		~ <0.0005	0/2	<0.0005		~ <0.0005	0/1
	1,1,2-トリクロロエタン	<0.0006		~ <0.0006	0/2	<0.0006		~ <0.0006	0/2	<0.0006		~ <0.0006	0/1
	トリクロロエチレン	<0.002		~ <0.002	0/2	<0.002		~ <0.002	0/2	<0.002		~ <0.002	0/1
	テトラクロロエチレン	<0.0005		~ <0.0005	0/2	<0.0005		~ <0.0005	0/2	<0.0005		~ <0.0005	0/1
	1,3-ジクロロプロペン	<0.0002		~ <0.0002	0/2	<0.0002		~ <0.0002	0/2	<0.0002		~ <0.0002	0/1
	チウラム	<0.0006		~ <0.0006	0/2	<0.0006		~ <0.0006	0/2	<0.0006		~ <0.0006	0/1
	シマジン(CAT)	<0.0003		~ <0.0003	0/2	<0.0003		~ <0.0003	0/2	<0.0003		~ <0.0003	0/1
チオベンカルブ	<0.002		~ <0.002	0/2	<0.002		~ <0.002	0/2	<0.002		~ <0.002	0/1	
ベンゼン	<0.001		~ <0.001	0/2	<0.001		~ <0.001	0/2	<0.001		~ <0.001	0/1	
セレン	<0.002		~ <0.002	0/2	<0.002		~ <0.002	0/2	<0.002		~ <0.002	0/1	
ふっ素	0.435	0.39	~ 0.48	0/2	0.485	0.45	~ 0.52	0/2	0.9		~ 0.9	0/1	
ほう素	0.02	0.01	~ 0.03	0/2	0.02	0.02	~ 0.02	0/2	0.02		~ 0.02	0/1	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (硝酸性窒素)	0.46	0.4	~ 0.51	0/2	0.51	0.47	~ 0.54	0/2	0.92		~ 0.92	0/1	
(亜硝酸性窒素)	<0.1		~ <0.1	-/2	<0.1		~ <0.1	-/2	<0.1		~ <0.1	-/1	
1,4-ジオキサン	0.04	0.03	~ 0.04	-/2	<0.02		~ <0.02	-/2	<0.02		~ <0.02	-/1	
クロロホルム	<0.005		~ <0.005	0/2	<0.005		~ <0.005	0/2	<0.005		~ <0.005	0/1	
目 要 監 視 項	トランス-1,2-ジクロロエチレン												
	1,2-ジクロロプロペン												
	p-ジクロロベンゼン												
	イソキサチオン												
	ダイアジノン												
	フェニトロチオン												
	イソプロチオラン												
	オキシシン銅												
	クロロタロニル	<0.004		~ <0.004	-/1	<0.004		~ <0.004	-/1				
	プロピザミド												
	E P N												
	ジクロルボス												
	フェノブカルブ												
	イプロベンホス												
	クロルニトロフェン												
	トルエン												
	キシレン												
フタル酸ジエチルヘキシル													
ニッケル	<0.005		~ <0.005	-/1	<0.005		~ <0.005	-/1					
モリブデン	<0.01		~ <0.01	-/1	<0.01		~ <0.01	-/1					
アンチモン													
塩化ビニルモノマー													
エピクロヒドリン													
全マンガン													
ウラン													
目 特 殊 項 等	フェノール類												
	銅												
	溶解性鉄												
	溶解性マンガン												
	クロム												
	塩化物イオン												
塩素イオン													
アンモニウム態窒素													
保水全生項目物	全亜鉛	0.008	0.006	~ 0.009	-/2	0.005	0.002	~ 0.009	-/4	0.007	0.002	~ 0.012	-/2
	クロロホルム	<0.003		~ <0.003	-/1	<0.003		~ <0.003	-/1				
	フェノール	<0.005		~ <0.005	-/1	<0.005		~ <0.005	-/1				
	ホルムアルデヒド												

<備考> m/nは、環境基準（又は指針値）に適合しない検体数/総検体数
BODの（）内は75%値 NDは不検出。
単位は、pH・大腸菌群数を除き、mg/L。大腸菌群数はMPN/100mL。

河川名称		九 頭 竜 川 水 系															
		七 瀬 川				末 更 毛 川				底 噴 川							
調査地点		御 鷹 橋				や す だ 橋				護 国 橋							
環境基準点										*							
水域類型										B							
調査機関		福 井 市				福 井 市				福 井 市							
		平均	最小	～	最大	m/n	平均	最小	～	最大	m/n	平均	最小	～	最大	m/n	
目 般 項	p H	7.6	7.4	～	8.0	-/12	7.4	7.2	～	7.7	-/12	7.5	7.0	～	7.9	0/12	
	D O	10	7.7	～	13	-/12	9.7	7.5	～	12	-/12	10	9.0	～	13.3	0/12	
	B O D	1.0(1.3)	0.5	～	1.9	-/12	0.8(0.8)	0.5	～	1.4	-/12	1.4(1.7)	1.0	～	1.9	0/12	
	C O D	2.9	1.4	～	6.2	-/12	2.3	1.4	～	4.6	-/12	2.8	1.8	～	3.6	-/12	
	S S	9	3	～	22	-/12	5	2	～	14	-/12	7	2	～	14	0/12	
	大腸菌群数	54000		～	54000	-/1	7000		～	7000	-/1	22100	9200	～	35000	2/2	
	油分																
目 健 康 項	全窒素																
	全リン																
	カドミウム	<0.001		～	<0.001	0/1	<0.001		～	<0.001	0/1						
	全シアン	<0.1		～	<0.1	0/1	<0.1		～	<0.1	0/1						
	鉛	<0.002		～	<0.002	0/1	<0.002		～	<0.002	0/1						
	六価クロム	<0.01		～	<0.01	0/1	<0.01		～	<0.01	0/1						
	砒素	<0.005		～	<0.005	0/1	<0.005		～	<0.005	0/1						
	総水銀	<0.0005		～	<0.0005	0/1	<0.0005		～	<0.0005	0/1						
	アルキル水銀																
	P C B																
	ジクロロメタン	<0.002		～	<0.002	0/1	<0.002		～	<0.002	0/1						
	四塩化炭素	<0.0002		～	<0.0002	0/1	<0.0002		～	<0.0002	0/1						
	1,2-ジクロロエタン	<0.0004		～	<0.0004	0/1	<0.0004		～	<0.0004	0/1						
	1,1-ジクロロエチレン	<0.002		～	<0.002	0/1	<0.002		～	<0.002	0/1						
	トリス(1,2-ジクロロエチレン)	<0.004		～	<0.004	0/1	<0.004		～	<0.004	0/1						
	1,1,1-トリクロロエタン	<0.0005		～	<0.0005	0/1	<0.0005		～	<0.0005	0/1						
	1,1,2-トリクロロエタン	<0.0006		～	<0.0006	0/1	<0.0006		～	<0.0006	0/1						
	トリクロロエチレン	<0.002		～	<0.002	0/1	<0.002		～	<0.002	0/1						
	テトラクロロエチレン	<0.0005		～	<0.0005	0/1	<0.0005		～	<0.0005	0/1						
	1,3-ジクロロプロペン	<0.0002		～	<0.0002	0/1	<0.0002		～	<0.0002	0/1						
	チウラム	<0.0006		～	<0.0006	0/1	<0.0006		～	<0.0006	0/1						
	シマジン(CAT)	<0.0003		～	<0.0003	0/1	<0.0003		～	<0.0003	0/1						
	チオベンカルブ	<0.002		～	<0.002	0/1	<0.002		～	<0.002	0/1						
	ベンゼン	<0.001		～	<0.001	0/1	<0.001		～	<0.001	0/1						
	セレン	<0.002		～	<0.002	0/1	<0.002		～	<0.002	0/1						
	ふっ素	0.32		～	0.32	0/1	0.37		～	0.37	0/1						
	ほう素	<0.01		～	<0.01	0/1	<0.01		～	<0.01	0/1						
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	0.33		～	0.33	0/1	0.38		～	0.38	0/1							
(硝酸性窒素)	<0.1		～	<0.1	-/1	<0.1		～	<0.1	-/1							
(亜硝酸性窒素)	<0.02		～	<0.02	-/1	<0.02		～	<0.02	-/1							
1,4-ジオキサン	<0.005		～	<0.005	0/1	<0.005		～	<0.005	0/1							
目 要 監 視 項	クロロホルム																
	トランス-1,2-ジクロロエチレン																
	1,2-ジクロロプロペン																
	p-ジクロロベンゼン																
	イソキサチオン																
	ダイアジノン																
	フェニトロチオン																
	イソプロチオラン																
	オキシシン銅																
	クロロタロニル																
	プロピザミド																
	E P N																
	ジクロルボス																
	フェノブカルブ																
	イプロベンホス																
	クロルニトロフェン																
	トルエン																
	キシレン																
	目 保 全 生 項 目	フタル酸ジエチルヘキシル															
		ニッケル															
		モリブデン															
アンチモン																	
塩化ビニルモノマー																	
エビクロロヒドリン																	
全マンガン																	
ウラン																	
目 特 殊 項 目		フェノール類															
		銅															
		溶解性鉄															
		溶解性マンガン															
		クロム															
目 等		塩化物イオン															
	塩素イオン																
	アンモニウム態窒素																
目 保 全 生 項 目	全亜鉛	0.003	0.003	～	0.003	-/2	0.002	0.001	～	0.003	-/2						
	クロロホルム																
	フェノール																
目 物	ホルムアルデヒド																

<備考> m/nは、環境基準（又は指針値）に適合しない検体数/総検体数
BODの（）内は75%値 NDは不検出。
単位は、pH・大腸菌群数を除き、mg/L。大腸菌群数はMPN/100mL。

河川名称		九 頭 川				竜 芳 野 川				水 志 津 川			
		底 喰 川				古 市 ふ れ あ い 橋				末 端			
調査地点		西 野 橋				古 市 ふ れ あ い 橋				末 端			
環境基準点		*											
水域類型		D											
調査機関		福 井 市				福 井 市				福 井 市			
		平均	最小	最大	m/n	平均	最小	最大	m/n	平均	最小	最大	m/n
目 般 項	p H	7.4	7.1	~ 7.8	0/12	8.0	7.6	~ 8.9	-/12	7.4	7.1	~ 7.6	-/12
	D O	9.6	8.2	~ 12	0/12	10	8.2	~ 12	-/12	10	6.2	~ 13	-/12
	B O D	1.9(1.5)	1.2	~ 5.2	0/12	1.8(1.9)	1	~ 5.7	-/12	0.9(1.2)	0.5	~ 1.6	-/12
	C O D	3.3	2.6	~ 4.6	-/12	2.9	1.9	~ 5.8	-/12	2.7	1.3	~ 5.4	-/12
	S S	8	4	~ 16	0/12	15	2	~ 45	-/12	7	1	~ 16	-/12
	大腸菌群数	4700	1400	~ 7900	-/2	35000		~ 35000	-/1	13000		~ 13000	-/1
	油分												
目 健 康 項	全窒素												
	全リン												
	カドミウム	<0.001		~ <0.001	0/4								
	全シアン	<0.1		~ <0.1	0/4								
	鉛	<0.002		~ <0.002	0/4								
	六価クロム	<0.01		~ <0.01	0/2								
	砒素	<0.005		~ <0.005	0/4								
	総水銀	<0.0005		~ <0.0005	0/4								
	アルキル水銀												
	P C B	<0.0005		~ <0.0005	0/1								
	ジクロロメタン	<0.002		~ <0.002	0/4								
	四塩化炭素	<0.0002		~ <0.0002	0/4								
	1,2-ジクロロエタン	<0.0004		~ <0.0004	0/4								
	1,1-ジクロロエチレン	<0.002		~ <0.002	0/4								
	シス-1,2-ジクロロエチレン	<0.004		~ <0.004	0/4								
	1,1,1-トリクロロエタン	<0.0005		~ <0.0005	0/4								
	1,1,2-トリクロロエタン	<0.0006		~ <0.0006	0/4								
	トリクロロエチレン	<0.002		~ <0.002	0/4								
	テトラクロロエチレン	<0.0005		~ <0.0005	0/4								
	1,3-ジクロロプロペン	<0.0002		~ <0.0002	0/4								
	チウラム	<0.0006		~ <0.0006	0/4								
	シマジン(CAT)	<0.0003		~ <0.0003	0/4								
	チオベンカルブ	<0.002		~ <0.002	0/4								
	ベンゼン	<0.001		~ <0.001	0/4								
	セレン	<0.002		~ <0.002	0/4								
	ふっ素	1.3	0.69	~ 1.83	0/4								
	ほう素	0.05	0.02	~ 0.06	0/4								
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	1.3	0.75	~ 1.8	0/4									
(硝酸性窒素)	<0.1		~ <0.1	-/4									
(亜硝酸性窒素)	0.04	0.02	~ 0.05	-/4									
1,4-ジオキサン	<0.005		~ <0.005	0/4									
目 要 監 視 項	クロロホルム												
	トランス-1,2-ジクロロエチレン												
	1,2-ジクロロプロペン												
	p-ジクロロベンゼン												
	イソキサチオン												
	ダイアジノン												
	フェニトロチオン												
	イソプロチオラン												
	オキシシン銅												
	クロロタロニル	<0.004		~ <0.004	-/1								
	プロピザミド												
	E P N												
	ジクロルボス												
	フェノブカルブ												
	イプロベンホス												
	クロルニトロフェン												
	トルエン												
	キシレン												
	フタル酸ジエチルヘキシル												
	ニッケル	<0.005		~ <0.005	-/1								
モリブデン	<0.01		~ <0.01	-/1									
アンチモン													
塩化ビニルモノマー													
エピクロヒドリン													
全マンガン													
ウラン													
目 特 殊 項 等	フェノール類												
	銅												
	溶解性鉄												
	溶解性マンガン												
	クロム												
	塩化物イオン												
塩素イオン													
アンモニウム態窒素													
保水全生項目物	全亜鉛	0.007	0.006	~ 0.008	-/4	0.006	0.005	~ 0.006	-/2	0.003	0.002	~ 0.004	-/2
	クロロホルム	<0.003		~ <0.003	-/1								
	フェノール	<0.005		~ <0.005	-/1								
	ホルムアルデヒド												

<備考> m/nは、環境基準（又は指針値）に適合しない検体数/総検体数
BODの（）内は75%値 NDは不検出。
単位は、pH・大腸菌群数を除き、mg/L。大腸菌群数はMPN/100mL。

(2) 海域

海域名称		九頭竜川地先海域				越前加賀海岸地先海域										
調査地点		石橋地先				浜住地先				一光川地先						
環境基準点		*				*				*						
水域類型		A				A				A						
調査機関		福井市				福井市				福井市						
		平均	最小	～	最大	m/n	平均	最小	～	最大	m/n	平均	最小	～	最大	m/n
一般項目	p	8.2	8.2	～	8.3	0/4	8.2	8.1	～	8.3	0/4	8.2	8.1	～	8.2	0/4
	D	7.6	6.7	～	8.2	1/4	7.5	6.7	～	8.2	2/4	7.3	6.6	～	8	2/4
	B															
	C	1.3	0.8	～	1.4	0/4	1.1	0.7	～	1.3	0/4	1.1	0.9	～	1.2	0/4
	S															
	大腸菌群数															
	油分	ND		～	ND	0/4	ND		～	ND	0/4	ND		～	ND	0/4
健康項目	カドミウム															
	全シアン															
	鉛															
	六価クロム															
	砒素															
	総水銀															
	アルキル水銀															
	P															
	ジクロロメタン															
	四塩化炭素															
	1,2-ジクロロエタン															
	1,1-ジクロロエチレン															
	シス-1,2-ジクロロエチレン															
	1,1,1-トリクロロエタン															
	1,1,2-トリクロロエタン															
	トリクロロエチレン															
	テトラクロロエチレン															
	1,3-ジクロロプロペン															
	チウラム															
	シマジン(CAT)															
	チオベンカルブ															
	ベンゼン															
	セレン															
	ふっ素															
	ほう素															
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (硝酸性窒素)															
	(亜硝酸性窒素)															
1,4-ジオキサン																
クロロホルム																
要監視項目	トランス-1,2-ジクロロエチレン															
	1,2-ジクロロプロペン															
	p-ジクロロベンゼン															
	イソキサチオン															
	ダイアジノン															
	フェニトロチオン															
	イソプロチオラン															
	オキシシン銅															
	クロロタロニル															
	プロピザミド															
	EPN															
	ジクロルボス															
	フェノブカルブ															
	イプロベンホス															
	クロルニトロフェン															
	トルエン															
	キシレン															
	フタル酸ジエチルヘキシル															
	ニツケル															
	モリブデン															
アンチモン																
塩化ビニルモノマー																
エピクロヒドリン																
全マンガン																
ウラン																
特殊項目	フェノール類															
	銅															
	溶解性鉄															
	溶解性マンガン															
	クロム															
等	塩化物イオン	18900	18100	～	19600	-/4	19100	18700	～	19400	-/4	18900	18200	～	19400	-/4
	塩素イオン															
	アンモニウム態窒素															
	全亜鉛															
保水全生項目	クロロホルム															
	フェノール															
	ホルムアルデヒド															

<備考> m/nは、環境基準に適合しない検体数/総検体数
 CODは、平均値ではなく75%値
 単位は、pHを除き、mg/L。

海 域 名 称		越 前 加 賀 海 岸 地 先 海 域																
調 査 地 点		大 味 川 地 先				亀 島 地 先				菅 生 地 先								
環 境 基 準 点		*																
水 域 類 型		A				A				A								
調 査 機 関		福 井 市				福 井 市				福 井 市								
		平均	最小	～	最大	m/n	平均	最小	～	最大	m/n	平均	最小	～	最大	m/n		
一 般 項	p	H	8.2	8.1	～	8.2	0/4	8.2	8.1	～	8.3	0/4	8.2	8.1	～	8.3	0/4	
	D	O	7.4	6.7	～	8.2	2/4	7.3	6.6	～	8.0	2/4	7.4	6.5	～	8.2	2/4	
	B	O	D															
	C	O	D	1.0	0.8	～	1.1	0/4	0.9	0.7	～	1.2	0/4	1.1	0.7	～	1.3	0/4
	S		S															
		大腸菌群数																
健 康 項 目		油	ND		～	ND	0/4	ND		～	ND	0/4	ND		～	ND	0/4	
		全窒素																
		全リン																
		カドミウム																
		全シアン																
		鉛																
		六価クロム																
		砒素																
		総水銀																
		アルキル水銀																
		P	C	B														
		ジクロロメタン																
		四塩化炭素																
		1,2-ジクロロエタン																
		1,1-ジクロロエチレン																
		シス-1,2-ジクロロエチレン																
		1,1,1-トリクロロエタン																
		1,1,2-トリクロロエタン																
		トリクロロエチレン																
		テトラクロロエチレン																
	1,3-ジクロロプロペン																	
	チウラム																	
	シマジン(CAT)																	
	チオベンカルブ																	
	ベンゼン																	
	セレン																	
	ふっ素																	
	ほう素																	
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (硝酸性窒素)																	
	(亜硝酸性窒素)																	
	1,4-ジオキサン																	
	クロロホルム																	
要 監 視 項 目		トランス-1,2-ジクロロエチレン																
		1,2-ジクロロプロペン																
		p-ジクロロベンゼン																
		イソキサチオン																
		ダイアジノン																
		フェニトロチオン																
		イソプロチオラン																
		オキシシン銅																
		クロロタロニル																
		プロピザミド																
		E P N																
		ジクロルボス																
		フェノブカルブ																
		イプロベンホス																
		クロルニトロフェン																
		トルエン																
		キシレン																
		フタル酸ジエチルヘキシル																
	ニッケル																	
	モリブデン																	
	アンチモン																	
	塩化ビニルモノマー																	
	エピクロロヒドリン																	
	全マンガン																	
	ウラン																	
特 殊 項 目		フェノール類																
		銅																
		溶解性鉄																
		溶解性マンガン																
		クロム																
等		塩化物イオン	18900	17700	～	19700	-/4	19000	18600	～	19400	-/4	19000	18100	～	19700	-/4	
		塩素イオン																
		アンモニウム態窒素																
		全亜鉛																
保 水 全 生 項 目 物		クロロホルム																
		フェノール																
		ホルムアルデヒド																

<備考> m/nは、環境基準に適合しない検体数/総検体数
CODは、平均値ではなく75%値
単位は、pHを除き、mg/L。

海 域 名 称		越前加賀海岸地先海域					
調 査 地 点		三 本 木 川 地 先					
環 境 基 準 点							
水 域 類 型		A					
調 査 機 関		福 井 市					
		平均	最小	～ 最大	m/n		
一 般 項	p	H	8.2	8.1	～ 8.2	0/4	
	D	O	7.2	6.1	～ 8.2	2/4	
	B	O	D				
	C	O	D	1.0	0.7	～ 1.1	0/4
	S		S				
	大腸菌群数						
	油	分	ND		～ ND	0/4	
全窒素							
全リン							
健 康 項 目	カドミウム						
	全シアン						
	鉛						
	六価クロム						
	砒素						
	総水銀						
	アルキル水銀						
	P	C	B				
	ジクロロメタン						
	四塩化炭素						
	1,2-ジクロロエタン						
	1,1-ジクロロエチレン						
	シス-1,2-ジクロロエチレン						
	1,1,1-トリクロロエタン						
	1,1,2-トリクロロエタン						
	トリクロロエチレン						
	テトラクロロエチレン						
	1,3-ジクロロプロペン						
	チウラム						
	シマジン(CAT)						
	チオベンカルブ						
	ベンゼン						
	セレン						
	ふっ素						
	ほう素						
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (硝酸性窒素)							
(亜硝酸性窒素)							
1,4-ジオキサン							
クロロホルム							
トランス-1,2-ジクロロエチレン							
1,2-ジクロロプロペン							
p-ジクロロベンゼン							
イソキサチオン							
ダイアジノン							
フェニトロチオン							
イソプロチオラン							
オキシシン銅							
クロロタロニル							
プロピザミド							
E P N							
ジクロルボス							
フェノブカルブ							
イプロベンホス							
クロルニトロフェン							
トルエン							
キシレン							
フタル酸ジエチルヘキシル							
ニツケル							
モリブデン							
アンチモン							
塩化ビニルモノマー							
エビクロロヒドリン							
全マンガン							
ウラン							
特 殊 項 目	フェノール類						
	銅						
	溶解性鉄						
	溶解性マンガン						
	クロム						
	塩化物イオン	19000	18600	～ 19500	-/4		
塩素イオン							
アンモニウム態窒素							
保水 全生 項生 目物	全亜鉛						
	クロロホルム						
	フェノール						
ホルムアルデヒド							

<備考> m/nは、環境基準に適合しない検体数/総検体数
CODは、平均値ではなく75%値
単位は、pHを除き、mg/L。

2-2 九頭竜川水系主要地点のBODの経年変化

(単位：mg/L)

河川名	調査地点	指定類型	B O D (年度別75%値)										
			15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	
九頭竜川	中角橋	A	0.7	0.7	0.8	0.6	0.7	0.9	0.7	0.8	0.5	0.7	
	布施田橋	B	1.1	1.0	1.1	1.2	1.1	1.2	0.8	1.1	0.7	1.0	
日野川	清水山橋	B	1.8	1.8	1.6	1.9	1.9	1.1	1.4	1.6	1.3	1.4	
	明治橋	B	1.4	1.4	1.4	1.5	1.6	1.4	1.1	1.3	0.7	1.5	
足羽川	美山橋	A	△				0.8	1.0	0.6	0.6	0.6	<0.5	0.6
	天神橋	A	1.2	1.0	1.1	0.8	0.8	0.5	0.8	0.6	<0.5	0.7	
	水越橋	B	1.4	1.5	1.2	1.2	1.5	0.9	0.9	0.9	0.6	0.9	

注) 75%値とは、n個の日間平均値を水質の良いものから並べたとき、 $0.75 \times n$ 番目にくる数値のことをいう。

2-3 九頭竜川支派川のBODの経年変化

(単位：mg/L)

河川名	調査地点	指定類型	B O D (年度別75%値)									
			15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
荒川	東今泉橋	A	1.6	1.8	1.8	1.4	1.5	1.0	1.3	1.2	1.2	1.5
〃	水門	B	1.7	2.0	2.2	1.6	2.0	1.3	1.2	1.2	1.2	1.3
江端川	江守橋	なし	1.9	2.4	3.0	2.1	2.0	1.3	1.4	1.4	1.6	1.2
狐川	狐橋	D	5.7	5.8	6.1	5.4	6.5	4.5	3.2	3.3	4.3	3.2
天王川	末端	A	2.2	1.5	1.6	1.5	1.6	0.9	1.1	1.0	1.2	1.4
馬渡川	馬渡北橋	なし	2.6	2.4	2.4	2.4	2.0	1.2	1.4	1.9	1.6	1.4
〃	黒丸新橋	なし	21	13	20	29	35	21	20	17	27	27
八ヶ川	高江橋	なし	5.3	11	6.4	2.7	3.1	4.3	4.1	2.6	2.8	2.2
底喰川	護国橋	B	4.4	2.9	2.3	1.7	2.8	1.9	2.7	1.9	1.3	1.7
〃	西野橋	D	2.6	3.3	3.1	2.3	2.5	1.5	1.5	1.6	1.5	1.5
朝六川	大島新橋	なし	4.3	3.6	4.4	3.4	2.9	2.0	2.6	2.5	2.1	1.9
未更毛川	やすだ橋	なし	3.0	2.1	2.0	1.7	1.9	1.1	1.2	1.1	0.8	0.8
七瀬川	御鷹橋	なし	1.6	1.8	1.8	1.4	2.0	1.4	1.4	1.2	1.0	1.3
芳野川	古市ふれあい橋	なし	5.1	2.6	3.5	4.1	3.4	2.9	2.1	2.0	1.9	1.9
志津川	末端	なし	△					1.2	0.9	1.2	0.8	1.2

2-4 地下水の水質調査結果

(1) 概況調査結果

平成24年度

項目名		環境基準 (mg/L) ※	測定 地点数	環境基準超過の 地 点 数
環境 基準 項目	カドミウム	0.003	6	0
	全シアン	不検出	6	0
	鉛	0.01	6	0
	六角クロム	0.05	6	0
	ヒ素	0.01	6	0
	総水銀	0.0005	6	0
	PCB	不検出	6	0
	ジクロロメタン	0.02	12	0
	四塩化炭素	0.002	12	0
	塩化ビニルモノマー	0.002	12	0
	1,2-ジクロロエタン	0.004	12	0
	1,1-ジクロロエチレン	0.1	12	0
	1,2-ジクロロエチレン	0.04	12	0
	1,1,1-トリクロロエタン	1	12	0
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006	12	0
	トリクロロエチレン	0.03	12	0
	テトラクロロエチレン	0.01	12	0
	1,3-ジクロロプロペン	0.002	12	0
	チウラム	0.006	6	0
	シマジン	0.003	6	0
	チオベンカルブ	0.02	6	0
	ベンゼン	0.01	12	0
	セレン	0.01	6	0
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10	6	0
	ふっ素	0.8	6	0
	ほう素	1	6	0
1,4-ジオキサン	0.05	6	0	
要 監 視 項 目	クロロタロニル	(0.05)	2	0
	ニッケル	—	2	0

※ 要監視項目については、公共用水域における指針値を括弧に示した。

平成24年度概況調査測定地点

測定地点	測定月
① 舞屋町	6月
② 本堂町	〃
③ 宝永1丁目	〃
④ 上毘沙門町	〃
⑤ 東今泉町	〃
⑥ 免鳥町	〃
⑦ 高木中央2丁目	〃
⑧ 木田町	〃
⑨ 高屋町	〃
⑩ 江守中町	〃
⑪ 真栗町	〃
⑫ 菜崎町	〃

(2) 継続監視調査結果

平成24年度

項目名		環境基準(mg/L)	測定地点数	環境基準超過の地点数
環境基準項目	ヒ素	0.01	1	1
	ジクロロメタン	0.02	1	0
	四塩化炭素	0.002	1	0
	塩化ビニルモノマー	0.002	4	0
	1,1-ジクロロエチレン	0.1	4	0
	1,2-ジクロロエチレン	0.04	4	0
	1,1,1-トリクロロエタン	1	1	0
	トリクロロエチレン	0.03	4	0
	テトラクロロエチレン	0.01	3	0
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10	2	0

平成24年度継続監視調査測定地点

測定地点	測定月
① 石橋町	6月, 11月
② 新田塚1丁目	〃
③ 下江守町	〃
④ 麻生津	6月
⑤ 片粕町	6月
⑥ 美山町	6月, 11月
⑦ 蒲生町	6月

2-5 水質汚濁防止法に基づく特定施設届出状況

(平成25年3月31日現在)

政令別表 第1の 施設番号	業種・施設	排水量 50m ³ /日 以上	排水量 50m ³ /日 未満	合計
1の2	畜産農業、サービス業	—	5	5
2	畜産食料品製造業	4	3	7
3	水産食料品製造業	1	—	1
5	みそ、しょう油等製造業	—	7	7
8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈澱槽	—	3	3
10	飲料製造業	—	14	14
16	めん類製造業	—	2	2
17	豆腐、煮豆製造業	—	10	10
19	紡績業、繊維製品製造業、加工業	19	10	29
22	木材薬品処理業	1	2	3
23	パルプ、紙、紙加工品製造業	2	—	2
23の2	新聞業、出版業、印刷業、製版業	—	12	12
26	無機顔料製造業	1	—	1
27	前2号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業	2	1	3
33	合成樹脂製造業	1	—	1
46	有機化学工業製品製造業	6	2	8
51の2	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブ製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設	—	1	1
54	セメント製品製造業	—	4	4
55	生コンクリート製造業	—	7	7
56	有機質砂かべ材製造業	—	1	1
59	砕石業、鉱物土石の粉碎等処理業	—	4	4
60	砂、砂利、玉石採取業	—	1	1
62	非鉄金属製造業の用に供する施設	—	1	1
63	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	1	1	2
64の2	水道、工業用水道施設の浄水施設	—	2	2
65	酸・アルカリによる表面処理施設	—	4	4
66	電気メッキ施設	2	7	9
66の2	旅館業	7	40	47
66の3	協同調理場に設置される厨房施設	1	—	1
66の4	弁当、仕出屋又は弁当製造の用に供する厨房施設	3	—	3
67	洗濯業	3	22	25
68	写真現像業	—	14	14
68の2	病院（ベット数300床以上）	4	—	4
70の2	自動車分解整備事業	—	5	5
71	自動式車両洗浄施設	—	80	80
71の2	試験研究施設	2	16	18
71の3	一般廃棄物焼却処理施設	—	1	1
71の4	産業廃棄物処理施設	1	—	1
71の5	トリクロロエチレン等による洗浄施設	1	1	2
72	し尿処理施設（処理対象501人以上）	35	—	35
73	下水道終末処理施設	7	—	7
74	特定事業所から排出される水の処理施設	3	—	3
合 計		107	283	390

3 騒音・振動

3-1 騒音・振動の調査結果及び評価

(1) 一般地域の環境騒音調査

平成24年度

測定地点		測定 年月日	用途地域の 区分	地域の 類型	時間帯	測定結果 (dB)	環境基準 (dB)	評価
①	城東1丁目17地係 城東公園	11月20日 ～11月21日	第一種 住居地域	B	昼間	39	55	適合
					夜間	36	45	適合
②	西木田2丁目6 寿公園	11月20日 ～11月21日	第一種 住居地域	B	昼間	42	55	適合
					夜間	36	45	適合
③	運動公園1丁目1600 桜公園	11月21日 ～11月22日	第一種 低層住居 専用地域	A	昼間	40	55	適合
					夜間	32	45	適合

(2) 道路に面する地域の騒音調査

地点 番号	路 線 名	測 定 地 点	評 価 区 間	騒音測定結果		評価対象住居等戸数	環境基準超過戸数	環境基準達成率	
				Leq (d B)					(戸)
1	一般国道 8号線	大和田町	新田本町～ 新保町	昼間	71	3	0	100	
				夜間	69		0	100	
2	一般国道 416号線	大宮4丁目	八ツ島町～ 二の宮5丁目	昼間	67	89	0	100	
				夜間	62		0	100	
3		大宮2丁目	二の宮5丁目～ 二の宮2丁目	昼間	66	370	1	99.7	
				夜間	61		1	99.7	
4		開発5丁目	二の宮2丁目 ～新保町	昼間	70	62	0	100	
				夜間	65		0	100	
5		—	新保町～ 重立町	昼間	—	74	0	100	
				夜間	—		0	100	
6		県道 吉野福井線	大手3丁目	米松1丁目～ 大手3丁目	昼間	67	610	4	99.3
					夜間	60		6	99.0
7	県道 淵上志比口線	城東1丁目	勝見3丁目～ 志比口1丁目	昼間	67	534	0	100	
				夜間	59		0	100	

(3) 要請限度騒音調査

地点番号	路線名	測定地点	区域の区分	自動車騒音の要請限度		平均騒音レベル	車線数	大型車混入率
						3日間の平均		
				(dB)	(dB)	(%)		
1	一般国道8号線	大和田町	(特例)	昼間	75	72	4	8.6
				夜間	70	71		18.8

(備考) 区域の区分欄は、要請限度の区域区分を示す。

3-2 騒音規制法に基づく届出

(1) 特定施設の業種別届出状況

(平成25年3月31日現在)

特定施設名	特定施設数	特定工場数
(1) 金属加工機械	214	75
(2) 空気圧縮機及び送風機	1,152	194
(3) 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機	14	5
(4) 織機	5,764	227
(5) 建設用資材製造機械	5	4
(6) 穀物用製粉機		
(7) 木材加工機械	182	75
(8) 抄紙機	1	1
(9) 印刷機械	322	89
(10) 合成樹脂射出成形機	98	8
(11) 鋳型造形機	7	2
計	7,759	680

(2) 特定建設作業の届出状況

作業の種類	年度		
	平成22年度	平成23年度	平成24年度
(1) くい打機等を使用する作業	1	5	3
(2) びょう打機を使用する作業			
(3) さく岩機を使用する作業	23	32	38
(4) 空気圧縮機を使用する作業	1		
(5) コンクリートプラント等を設けて行う作業			
(6) バックホウを使用する作業	15	29	29
(7) トラクターショベルを使用する作業			
(8) ブルドーザを使用する作業			
計	40	66	70

3-3 振動規制法に基づく届出

(1) 特定施設の届出状況

(平成25年3月31日現在)

特定施設名	特定施設数	特定工場数
(1) 金属加工機械	155	54
(2) 圧縮機	729	150
(3) 土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機	11	3
(4) 織機	2,135	86
(5) コンクリートブロックマシン、コンクリート管製造機械等		
(6) 木材加工機械	7	6
(7) 印刷機械	71	26
(8) ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機	1	
(9) 合成樹脂用射出成形機	115	7
(10) 鋳型造形機	2	2
計	3,226	334

(2) 特定建設作業の届出状況

作業の種類	年度		
	平成22年度	平成23年度	平成24年度
(1) くい打機等を使用する作業	1	6	3
(2) 鋼球を使用する作業			
(3) 舗装版破砕機を使用する作業			
(4) ブレーカー(手持式を除く)を使用する作業	24	30	35
計	25	36	38

4 悪臭

4-1 一般環境における臭気調査の結果

地点番号	測定地点	測定場所	用途地域の区分	測定結果 (臭気指数)
1	桜公園	運動公園1丁目	第一種低層住居専用地域	10未満
2	寿公園	西木田2丁目	第一種住居地域	10未満
3	城東公園	城東1丁目	第一種住居地域	10未満

4-2 福井県公害防止条例に基づく特定施設届出状況

(平成25年3月31日現在)

用途地域の区分 特定施設	用途地域の区分				特定施設数	事業所数
	住居	商業	工業	その他の地域		
動物等の飼養場において用いる施設			2	64	66	17
けいふんの乾燥又は焼却を行う工場において用いる施設				5	5	3
死亡獣畜取扱場において用いる施設						
化製場において用いる施設						
合計					71	20

- (注) ①住居：第一種低層住居専用地域、第一・二種中高層住居専用地域及び第一・二種住居地域
 ②商業：近隣商業地域および商業地域
 ③工業：準工業地域、工業地域および工業専用地域

5 地盤沈下

5-1 地盤沈下変動状況

(1) 経年変化

(単位：mm)

観測所名 井戸深度 区分 年度	木田観測所				下荒井観測所		春山観測所				湊観測所	
	28m井		130m井		51m井		43m井		150m井		204m井	
	年間変動量	累積値	年間変動量	累積値	年間変動量	累積値	年間変動量	累積値	年間変動量	累積値	年間変動量	累積値
51	-4.69	-4.69	-21.63	-21.63	-26.48	-26.48						
52	-1.40	-6.09	-0.61	-22.24	-10.60	-37.08						
53	-1.67	-7.76	+1.94	-20.30	-6.16	-43.24						
54	-2.11	-9.87	-2.84	-23.14	-5.36	-48.60						
55	-3.49	-13.36	-12.46	-35.60	-7.87	-56.47						
56	+0.06	-13.30	+3.80	-31.80	-0.95	-57.42						
57	-1.21	-14.51	-1.64	-33.44	-2.98	-60.40						
58	-2.87	-17.38	-10.00	-43.44	-8.87	-69.27						
59	-3.20	-20.58	-1.04	-44.48	-1.43	-70.70	-1.50	-1.50	-0.93	-0.93		
60	-2.91	-23.49	-9.35	-53.83	-7.65	-78.35	-3.28	-4.78	-5.08	-6.01		
61	-0.06	-23.55	+5.61	-48.22	+0.90	-77.45	+0.17	-4.61	+1.12	-4.89		
62	-1.07	-24.62	+0.73	-47.49	-1.25	-78.70	-1.22	-5.83	-0.74	-5.63		
63	+0.06	-24.56	+1.41	-46.08	+0.40	-78.30	-0.01	-5.84	+1.39	-4.24		
元	-1.32	-25.88	-6.26	-52.34	-1.92	-80.22	-1.43	-7.27	-3.33	-7.57		
2	-0.84	-26.72	+1.38	-50.96	-0.73	-80.95	-0.21	-7.48	+0.47	-7.10		
3	-0.29	-27.01	-1.00	-51.96	-1.61	-82.56	-0.57	-8.05	+1.25	-5.85		
4	-0.74	-27.75	+0.48	-51.48	-2.76	-85.32	-1.00	-9.05	-0.72	-6.57	-1.32	-1.32
5	-1.09	-28.84	-2.39	-53.87	-2.04	-87.36	-1.09	-10.14	-3.18	-9.75	-3.44	-4.76
6	-0.02	-28.86	+2.34	-51.53	-1.12	-88.48	-0.16	-10.30	+0.82	-8.93	+0.88	-3.88
7	-1.08	-29.94	-3.38	-54.91	-4.12	-92.60	-1.20	-11.50	-2.29	-11.21	-2.44	-6.32
8	-0.18	-30.12	+1.34	-53.57	+0.44	-92.16	-0.91	-12.41	+1.01	-10.21	-1.00	-7.32
9	-0.20	-30.32	+1.53	-52.04	-0.08	-92.24	+0.19	-12.22	-0.19	-11.34	+0.96	-6.36
10	-0.44	-30.76	-0.30	-52.34	-1.24	-93.48	-0.16	-12.38	+0.08	-11.26	-1.32	-7.68
11	-0.28	-31.04	-2.18	-54.52	-0.96	-94.44	-1.04	-13.42	-2.38	-13.64	-2.76	-10.44
12	-0.56	-31.60	+1.12	-53.40	-1.36	-95.80	-1.32	-14.72	-0.88	-13.52	-0.20	-10.64
13	-0.08	-31.68	+2.48	-50.92	+0.40	-95.40	+0.52	-14.20	+2.00	-11.52	+0.08	-10.56
14	-0.52	-32.20	-0.36	-51.28	-2.92	-98.32	-0.72	-14.92	-1.68	-13.20	-0.68	-11.24
15	-0.52	-32.72	-2.28	-53.56	-1.64	-99.96	-1.24	-16.16	-1.92	-15.12	-0.04	-11.28
16	+0.42	-32.30	-0.67	-54.23	-0.56	-100.52	-0.24	-16.40	-0.80	-15.92	-1.76	-13.04
17	-1.16	-33.46	-3.04	-57.27	-3.16	-103.68	-1.18	-17.58	-1.60	-17.52	-7.93	-20.97
18	+0.60	-32.86	+4.68	-52.59	+1.48	-102.20	+0.50	-17.08	+1.77	-15.75	+1.57	-19.40
19	-0.84	-33.70	-1.74	-54.33	-1.04	-103.24	-0.40	-17.48	-1.80	-17.55	-3.45	-22.85
20	+0.26	-33.44	+4.71	-49.62	+1.20	-102.04	+0.99	-16.49	+2.33	-15.22	+2.75	-20.10
21	-0.60	-34.04	-1.06	-50.68	-0.84	-102.88	-0.39	-16.88	-0.55	-15.77	-1.48	-21.58
22	-1.94	-35.98	-7.60	-58.28	-4.52	-107.40	-2.42	-19.30	-4.31	-20.08	-9.79	-31.37
23	-0.05	-36.03	+2.05	-56.23	+0.02	-107.38	+0.71	-18.59	+1.53	-18.55	+0.60	-30.77
24	-0.46	-36.49	+0.70	-55.53	-0.73	-108.11	-0.91	-19.50	-0.95	-19.50	-0.06	-30.83

(2) 月別変化

(単位：mm)

観測所名 井戸深度 区分 月	木田観測所				下荒井観測所		春山観測所				湊観測所	
	28m井		130m井		51m井		43m井		150m井		204m井	
	月間変動量	累積値	月間変動量	累積値	月間変動量	累積値	月間変動量	累積値	月間変動量	累積値	月間変動量	累積値
24.4	+0.27	-35.76	+2.60	-53.63	+0.99	-106.39	+0.30	-18.29	+1.08	-17.47	+1.66	-29.11
5	+0.15	-35.61	+1.32	-52.31	+0.14	-106.25	+0.07	-18.22	+0.58	-16.89	+0.21	-28.90
6	+0.03	-35.58	-0.11	-52.42	-0.33	-106.58	+0.04	-18.18	+0.04	-16.85	-0.13	-29.03
7	+0.05	-35.53	+0.29	-52.13	-0.32	-106.90	-0.04	-18.22	-0.03	-16.88	-0.03	-29.06
8	-0.35	-35.88	-0.27	-52.40	-1.80	-108.70	-0.67	-18.89	-0.57	-17.45	-1.06	-30.12
9	+0.27	-35.61	+0.29	-52.11	+1.69	-107.01	+0.38	-18.51	+0.41	-17.04	+0.27	-29.85
10	-0.11	-35.72	+0.23	-51.88	+0.32	-106.69	+0.10	-18.41	+0.11	-16.93	+0.23	-29.62
11	+0.14	-35.58	+1.08	-50.80	欠測	欠測	+0.39	-18.02	+0.46	-16.47	+0.71	-28.91
12	-0.09	-35.67	-2.97	-53.77	-0.39	-107.08	-0.58	-18.60	-0.32	-16.79	-1.67	-30.58
25.1	-1.24	-36.91	-9.12	-62.89	-2.71	-109.79	-2.18	-20.78	-4.29	-21.08	-7.12	-37.70
2	-0.16	-37.07	-0.92	-63.81	-0.32	-110.11	+0.06	-20.72	-0.18	-21.26	+0.65	-37.05
3	+0.58	-36.49	+8.28	-55.53	+2.00	-108.11	+1.22	-19.50	+1.76	-19.50	+6.22	-30.83

5-2 観測井地下水位変動状況

(1) 経年変化

(単位：m)

観測所名 井戸深度 区分 年度	木田観測所						下荒井観測所						
	28m井			130m井			25m井			51m井			
	最高	最低	平均	最高	最低	平均	最高	最低	平均	最高	最低	平均	
51	18.60	25.49	21.55	18.00	36.92	24.54	4.40	10.50	5.89	14.10	27.38	17.82	
52	16.83	23.62	20.70	16.20	33.85	22.88	3.27	9.80	5.40	12.70	23.24	16.81	
53	15.72	13.04	19.02	15.00	29.33	21.19	3.25	7.31	4.88	12.28	20.01	15.69	
54	13.85	13.30	18.07	13.10	31.45	20.18	2.69	9.08	4.66	10.19	23.19	14.80	
55	14.11	15.06	17.48	13.80	35.60	19.52	2.60	9.83	4.37	10.82	26.38	14.11	
56	13.65	10.42	16.62	12.75	27.00	18.44	2.73	7.60	4.04	8.80	18.00	12.63	
57	13.14	21.39	16.37	12.20	26.80	17.95	3.17	8.44	4.39	8.93	18.30	11.60	
58	13.91	24.67	17.02	13.60	33.00	18.80	2.97	10.93	4.64	9.18	13.88	11.97	
59	13.78	23.42	16.86	13.35	28.70	18.25	3.06	9.50	4.66	8.74	10.36	11.54	
60	13.54	24.68	17.59	12.70	33.42	18.84	2.70	11.38	4.53	9.07	23.09	12.34	
61	12.33	20.08	15.64	11.50	25.42	16.94	2.76	9.25	4.05	7.42	17.30	9.92	
62	12.51	19.02	15.22	11.62	23.60	16.51	2.95	8.16	4.07	7.20	14.90	9.20	
63	12.37	17.17	14.41	10.99	21.67	15.41	2.54	6.26	3.52	6.49	11.95	8.46	
元	11.74	20.02	13.44	11.24	28.74	13.20	2.85	9.41	3.50	6.64	15.97	8.06	
2	10.65	20.27	14.70	9.78	27.10	15.70	2.68	9.44	4.11	5.00	15.96	7.65	
3	10.23	17.10	13.99	9.98	20.54	15.14	2.80	6.28	3.96	4.76	10.56	7.17	
4	10.74	16.95	13.73	10.26	21.08	14.72	2.88	6.56	3.89	5.16	11.76	7.38	
5	10.55	19.67	13.25	9.62	24.50	14.16	2.60	8.56	3.62	5.00	13.56	7.05	
6	9.98	20.02	13.32	9.28	24.90	14.19	2.44	8.64	3.93	4.76	16.34	7.18	
7	8.86	20.27	12.51	8.32	27.12	13.29	2.28	9.28	3.98	4.04	15.92	6.55	
8	9.40	16.77	12.51	8.80	20.86	13.40	2.52	6.20	3.48	3.60	10.60	6.47	
9	9.04	17.70	11.89	8.32	22.20	12.65	2.24	6.20	3.26	3.84	11.40	6.16	
10	8.56	17.24	11.22	7.84	22.40	11.86	1.92	7.32	3.09	3.44	12.00	5.58	
11	8.68	16.48	11.04	8.08	21.92	11.69	2.32	7.12	3.16	3.36	10.72	5.09	
12	8.28	20.32	10.83	8.00	28.32	11.28	2.40	10.72	3.35	2.84	13.28	4.46	
13	8.08	16.36	11.81	7.68	16.88	10.50	2.16	5.76	2.96	2.72	10.96	3.90	
14	9.68	17.88	11.63	7.28	22.00	10.16	平成14年4月1日から 測定停止				2.48	10.20	3.99
15	9.02	20.28	11.38	6.56	23.68	9.98					2.36	12.64	3.99
16	8.20	18.15	10.79	7.04	23.84	10.41					2.16	11.80	3.58
17	8.16	22.38	11.04	7.34	25.38	10.95					2.28	13.08	5.13
18	7.00	11.15	8.04	6.70	15.92	8.78					2.96	6.24	3.76
19	6.50	15.47	8.28	6.46	21.38	9.01					2.68	9.48	3.83
20	5.23	13.77	7.30	5.90	18.86	8.13					2.16	7.76	3.19
21	5.54	16.10	7.13	5.50	22.26	7.72					2.08	9.50	3.08
22	5.34	21.48	6.87	5.50	29.64	5.59					2.02	12.76	3.42
23	5.44	18.02	7.09	5.58	23.98	8.37					2.10	10.70	3.39
24	5.69	13.41	7.38	5.46	19.96	8.13					2.02	7.20	2.90

(2) 月別変化

(単位：m)

観測所名 井戸深度 区分 月	木田観測所						下荒井観測所						
	28m井			130m井			25m井			51m井			
	最高	最低	平均	最高	最低	平均	最高	最低	平均	最高	最低	平均	
24.4	6.40	7.25	6.79	6.20	8.14	7.23	平成14年4月1日から 測定停止				2.28	2.68	2.45
5	5.74	6.87	6.44	5.46	8.00	6.92					2.02	2.63	2.42
6	6.48	7.17	6.90	6.34	8.18	7.35					2.40	3.06	2.75
7	6.18	7.02	6.67	6.10	7.96	6.97					2.28	2.95	2.64
8	6.17	7.46	6.88	6.28	8.84	7.36					2.30	3.18	2.80
9	6.38	7.21	6.82	6.42	7.98	7.16					2.22	2.92	2.55
10	6.18	7.00	6.56	6.22	7.60	6.90					2.15	2.58	2.36
11	5.69	6.51	6.13	5.70	7.02	6.49					2.15	2.58	2.36
12	5.69	10.25	7.95	5.60	13.24	8.53					2.48	3.40	2.88
25.1	8.82	13.24	10.66	8.92	19.96	11.93					2.82	7.20	4.08
2	9.21	13.41	11.54	9.24	17.70	12.74					3.15	6.05	4.45
3	6.63	12.05	8.03	6.72	11.90	8.28					2.22	4.30	2.83

(単位：m)

観測所名 井戸深度 区分 年度	春山観測所						湊観測所		
	43m井			150m井			204m井		
	最高	最低	平均	最高	最低	平均	最高	最低	平均
51									
52									
53									
54									
55									
56									
57									
58									
59	7.92	16.72	10.63	11.01	25.80	14.98			
60	7.66	18.80	10.71	10.50	31.14	15.17			
61	6.84	14.76	9.83	8.78	23.99	13.36			
62	7.05	13.75	9.70	8.95	20.97	13.00			
63	7.03	11.78	9.09	9.15	18.62	12.18			
元	7.23	14.99	9.26	9.42	25.94	12.33			
2	6.07	14.99	9.32	7.62	25.80	12.56			
3	6.35	12.23	8.90	7.86	17.88	11.83			
4	6.44	12.00	8.91	8.44	18.34	11.68	9.40	15.72	11.91
5	6.29	14.72	8.65	8.08	24.00	11.33	9.32	21.52	11.45
6	6.26	15.12	8.88	7.88	24.32	11.57	8.72	20.08	11.84
7	5.54	15.23	8.23	7.32	25.34	10.77	8.08	19.60	10.85
8	6.11	12.37	8.31	7.62	18.34	10.89	8.48	15.60	11.19
9	5.56	13.36	7.86	6.88	20.00	10.10	7.84	16.64	10.45
10	5.52	13.48	7.54	6.96	21.04	9.76	6.40	16.16	9.59
11	5.72	12.76	7.69	7.20	20.88	10.18	5.44	13.92	7.66
12	5.52	16.56	7.75	8.00	27.44	10.85	5.92	15.92	8.00
13	5.24	11.00	7.19	7.84	17.04	10.23	5.04	10.32	6.69
14	5.12	13.48	6.99	7.60	22.16	9.83	5.04	11.44	6.33
15	5.84	15.96	8.20	6.80	24.32	9.83	4.64	13.36	6.16
16	6.56	15.56	8.30	7.12	24.08	9.45	4.16	11.04	5.55
17	6.44	16.93	8.56	7.04	27.24	10.38	4.56	15.58	8.30
18	5.68	9.98	7.14	6.82	16.48	8.65	7.12	9.70	7.92
19	5.63	13.68	7.15	6.70	21.88	8.78	7.06	12.40	7.90
20	5.01	11.82	6.52	5.80	19.10	7.83	6.30	10.62	7.50
21	4.82	13.85	6.36	5.70	22.40	7.64	6.06	11.56	7.01
22	5.05	17.25	6.87	5.70	23.82	8.67	5.98	15.30	7.54
23	4.95	13.88	6.47	5.72	22.32	8.13	5.82	11.64	7.18
24	4.70	11.97	6.35	5.64	20.36	7.91	6.20	10.10	7.09

(2) 月別変化

(単位：m)

観測所名 井戸深度 区分 月	春山観測所						湊観測所		
	43m井			150m井			204m井		
	最高	最低	平均	最高	最低	平均	最高	最低	平均
24.4	5.11	5.97	5.58	6.20	7.14	6.71	6.42	7.24	6.76
5	4.70	5.99	5.46	5.64	7.42	6.68	6.26	6.72	6.53
6	5.34	6.08	5.79	6.60	7.60	7.15	6.52	6.82	6.69
7	5.10	6.06	5.58	6.28	7.78	6.94	6.30	6.68	6.49
8	5.21	6.43	5.93	6.34	8.14	7.35	6.36	6.96	6.70
9	5.30	6.29	5.77	6.42	7.74	7.08	6.38	6.86	6.61
10	5.08	5.92	5.56	6.14	7.48	6.75	6.42	6.70	6.56
11	4.81	5.63	5.31	5.70	6.94	6.32	6.20	6.62	6.44
12	4.89	8.50	6.73	5.80	13.88	8.56	6.22	8.10	7.08
25.1	7.17	11.97	8.87	8.56	20.36	11.93	7.90	9.80	8.65
2	7.44	10.78	9.21	8.58	17.02	12.05	8.28	10.10	9.18
3	5.46	9.17	6.65	6.62	10.82	7.83	6.68	9.36	7.57

5-3 水準点の変動状況

水準点番号	所在地	目 標	変					S52~S53	
			S23~S36	S36~S46	S46~S49	S49~S50	S50~S51		S51~S52
008-404	石 盛 町	上 森 田 バ ス 停 前							
008-405	八 重 巻 東 町	福 井 銀 行 森 田 支 店 前							
900	下 森 田 桜 町	小 武 寛 士 宅 前	-29.3	-82.5	-33.7	-3.9	-2.8	-12.1	+4.2
901	高 木 町	JA 福 井 市 中 藤 島 支 店		-74.9	-36.9	-6.9	-0.3	-9.2	+1.4
902	文 京 1 丁 目	三 井 住 友 銀 行 福 井 寮 前	-77.1	-136.9	-49.2	-7.1	+3.1	-11.3	+3.3
131	文 京 2 丁 目	明 道 中 学 校							
交5258	松 本 2 丁 目	簸 川 神 社	-102.4	-114.4		-7.9	+3.4	-11.3	+1.4
132	松 本 4 丁 目	尾 上 公 園							
008-410	大 手 3 丁 目	中 山 酒 店 前					+4.4	-11.0	+0.7
903	大 手 3 丁 目	中 央 公 園		-228.7	-93.8	-15.8	+3.8	-15.2	-6.0
福井原標	大 手 3 丁 目	福 井 県 庁							
* 008-411	毛 矢 1 丁 目	内 山 文 長 宅 前					+3.8	-6.9	+2.4
* 904	西 木 田 1 丁 目	毛 矢 公 園		-677.5		-24.3	+3.7	-11.2	-1.9
* 008-412	み の り 1 丁 目	松 井 メ ガ ネ 前					+0.3	-4.4	+0.3
* 125	月 見 2 丁 目	自 動 車 排 ガ ス 観 測 局							
* 905	花 堂 北 2 丁 目	秘 鍵 寺		-6.0	-30.4	+4.2	+2.6	+1.6	+4.0
* 008-413	花 堂 中 1 丁 目	花 堂 交 番 前					+1.2	-12.7	-1.7
* 906	下 荒 井 町	八 幡 神 社	-116.1	-409.9	-254.2	-24.4	-6.4	-23.6	-8.4
* 40	下 荒 井 町	下 荒 井 観 測 所						-31	-11
008-415	今 市 町	ホ ク コ ン 駐 車 場 前					-9.2	-26.1	-10.1
008-416	今 市 町	清 水 カ ー セ ン タ ー 前					+4.8	-8.4	-1.5
907	今 市 町	稲 荷 神 社		-34.8	-54.7	-3.1	+7.0	-3.4	-0.8
008-417	真 木 町	福 井 信 用 金 庫 麻 生 津 支 店 前						-11.6	-3.3
008-418	浅 水 三 ヶ 町	安 川 自 動 車 前					-4.7	-15.6	-5.1
908	下 江 尻 町	田 島 泰 宅 前				-5.3	+9.0	-1.2	+0.8
3246	砂 子 田 町	九 頭 竜 川 堤 防					-13.8	-29.7	-3.6
42	昭 和 新 町	白 山 神 社 跡							+10.0
3247	布 施 田 町	布 施 田 橋 左 岸 橋 詰					-1.9	-21.9	+1.2
43	三 宅 町	白 山 神 社							+16.0
3248	江 上 町	金 劔 神 社					+2.2	-9.7	+5.1
3249	田 ノ 谷 町	大 安 寺 公 民 館 記 念 碑				-14.1	-0.7	-10.8	-1.8
3250	地 蔵 堂 町	明 治 橋 左 岸 橋 詰				-15.0	+0.6	-12.1	-1.4
3250	深 谷 町	廣 部 硬 器 前							
3251	文 京 6 丁 目	川 田 公 園				-16.4	+0.6	-15.3	-0.5
15	乾 徳 2 丁 目	乾 公 園					+4.4	-17.6	-8.3
15-1	乾 徳 2 丁 目	裁 判 所 官 舎							
130	花 月 1 丁 目	西 公 園							
13	天 池 町	森 田 ・ 金 津 線 交 差 点					-4	-17	-3
113	灯 明 寺 2 丁 目	灯 明 寺 公 園							
14	新 田 塚 町	新 田 塚 公 園					+2	-10	-2
100-1	文 京 3 丁 目	春 山 観 測 所							
109	照 手 2 丁 目	照 手 公 園							
19	足 羽 2 丁 目	千 年 緑 地					+0	-16	-7
117	順 化 2 丁 目	錦 公 園							
16	光 陽 4 丁 目	光 陽 中 学 校					-5	-22	-8
108	菅 谷 2 丁 目	三 条 公 園							
119	学 園 2 丁 目	湊 観 測 所							
118	八 ツ 島 町	藤 島 中 学 校							
20	高 木 町	中 藤 小 学 校					-2	-6	+2
21	大 和 田 町	大 和 田 神 社					-10	-8	+1
22	北 野 上 町	天 満 神 社					-5	+0	+4

(単位:mm)

動 量										累 積 沈 下 量	標 高 (m)
S53~S54	S54~S56	S56~S60	S60~63	S63~H4	H4~H8	H8~H12	H12~H16	H16~H20	H20~H24		
								-5.2	-1.3	-6.5	8.1327
								-4.1	-0.1	-4.2	7.6450
+5.5	-2.5	-8.2	-5.6	-10.0	-5.0	+0.7	-0.6	-5.5	-1.1	-192.4	8.3749
+5.3	-4.3	-9.5	-5.3	-4.6	-4.1	-1.9	+0.9	-6.0	+0.1	-156.2	8.1493
+6.4	-6.4	-15.1	-4.2	-3.3	-2.1	+1.5	+3.2	-5.0	-1.6	-301.8	7.2430
								設 置	-1.0	-1.0	6.656
+4.0	-5.0	-13.0	-4.1	-3.9	-6.7	-2.3	+3.6	-6.7	+1.3	-264.0	8.1114
								設 置	-3.0	-3.0	7.602
+0.2	-14.8	-17.0	-5.1	-19.6	亡 失					-62.2	-
+0.0	-18.8	-16.8	-4.4	-11.0	-7.8	+0.0	+4.0	-8.4	+3.0	-415.9	9.3510
			-9	-6	-4	+2	+2	-8	-8	-31	11.396
+3.0	-2.8	-12.9	亡 失							-13.4	-
+1.7	-4.6	-19.8	-5.7	-10.4	-0.7	+3.5	+9.5	-9.0	+2.7	-744.0	7.6203
-4.6	+0.4	-14.1	-4.2	-4.0	亡 失					-30.3	-
					設 置	+1	-2	-3	-3	-7	9.2864
-0.7	+6.9	-3.5	-1.6	-0.2	-0.4	+1.2	+1.2	-1.4	-0.2	-22.7	9.0325
+2.2	-1.7	-12.8	改 埋	改 埋	-1.5	-0.6	+1.2	-9.5	-3.3	-39.2	8.1139
+1.8	-2.6	-14.5	-2.2	-3.6	-3.0	+2.3	+2.0	-2.4	-1.3	-866.5	7.7722
+3	-6	-22	-6	-7	-6	-1	+0	-5	-5	-97	8.380
事 故	事 故	-27.7	-8.3	改 埋	+1.3	+1.3	+1.2	-1.9	-1.8	-81.3	7.7568
+6.5	+2.6	-7.5	亡 失							-3.5	-
+5.0	+1.5	-8.2	-3.2	-3.5	-0.3	+2.3	-0.9	-2.7	+2.1	-97.7	9.7880
+0.7	-1.9	-8.8	-9.4	-13.7	+1.3	+0.6	+0.8	亡 失		-45.3	-
-6.3	-13.2	-16.7	-16.8	-17.4	-4.3	-5.7	-1.6	-5.9	+0.5	-112.8	9.8530
-1.5	-1.2	+1.7	-6.1	-4.2	+3.8	+1.5	+1.5	+0.0	+2.8	+1.6	11.0207
-15.0	-15.3	-28.5	-18.7	-10.8	-16.8	-9.8	-6.5	-13.9	+0.2	-182.2	6.9080
-7.5	-2.6	-8.0	-7.2	+2.4	-5.7	-1.0	+1.8	-6.5	+7.1	-17.2	3.0594
-3.3	-7.6	-21.2	-11.0	-3.9	-11.1	-3.7	-6.2	-12.3	+3.9	-99.0	7.7613
-1.1	+1.5	-0.7	-4.0	+2.8	-4.6	+0.0	+0.2	-6.3	+6.9	+10.7	11.0910
+3.2	-2.1	-2.2	-7.3	-2.8	-5.7	-7.4	-4.1	-10.4	+2.2	-39.0	6.5410
+1.9	-4.0	-17.4	-7.5	-3.8	-9.8	-4.8	-1.7	-12.8	+1.1	-86.2	6.5668
+1.2	-9.7	-17.4	-9.8	-18.6	-10.1	-4.6	-4.5	亡 失		-101.4	-
								移 設	-1.8	-1.8	6.8729
+3.3	-7.5	-15.9	移 設	-6.2	-4.1	+0.7	+4.7	-5.9	+1.1	-61.4	6.2702
-0.4	-13.2	-69.7	-36.7	-32.7	-19.7	-12.7	-14.1	-22.9	-4.7	-248.3	5.8208
			設 置	-14	-13	-3	+2	-10	-2	-40	6.017
								設 置	-2	-2	6.722
+1	-7	-17	改 埋	-21	-6	+1	-2	-8	+1	-82	7.054
				設 置	-5	+3	-1	-7	+2	-8	6.533
+1	-1	-11	-12	-10	-5	+5	+1	改 埋	+0	-42	6.519
			+0	-6	-6	+2	+5	-5	+1	-9	7.505
			設 置	-11	-8	-2	+5	-8	+1	-23	8.097
-4	+4	-27	-2	-6	-2	-4	+13	-6	+2	-55	6.830
				設 置	-5	+0	+3	-8	+1	-9	8.350
+0	-19	改 埋	-14	-10	-11	-3	-1	-11	-3	-107	6.566
			設 置	-11	-12	-7	-5	-10	-1	-46	6.340
				設 置	-14	-6	+1	-10	-2	-31	6.539
				設 置	-15	+0	+0	-7	+0	-22	6.282
+4	-2	改 埋	-10	-6	-13	+3	-1	-6	+0	-37	8.679
+0	-1	-11	-3	-2	-5	+5	-3	-4	+0	-41	12.794
+2	+6	-9	+1	-2	-3	+8	-5	-3	+1	-5	17.751

水準点番号	所在地	目 標	変						
			S23～S36	S36～S46	S46～S49	S49～S50	S50～S51	S51～S52	S52～S53
5256	上 中 町	野 村 正 行 宅 前				-1	+0	-3	+4
5257	新 保 1 丁 目	片 岡 食 品 店 南 側				-1	-2	-7	+4
111	四 ッ 井 2 丁 目	県 小 児 療 育 セ ン タ ー							
129	四 ッ 井 2 丁 目	県 立 病 院 駐 車 場 前							
128	豊 島 2 丁 目	東 公 園							
127	北 四 ッ 井 3 丁 目	円 山 小 学 校							
114	高 柳 町	白 山 神 社							
133	高 木 中 央 2 丁 目	高 木 中 央 2 号 公 園							
115	大 和 田 町	福 井 市 中 央 卸 売 市 場							
126	林 藤 島 町	福 井 産 業 技 術 専 門 学 院							
116	開 発 4 丁 目	緑 ケ 丘 公 園							
3259	原 目 町	藤 岡 グ ラ ウ ン ド					+1	-3	+3
3260	河 水 町	岡 保 小 学 校					+5	-3	+4
3261	荒 木 町	天 満 神 社					+8	+1	+5
23	御 幸 2 丁 目	県 立 高 志 高 等 学 校					+4	-12	-8
106	成 和 2 丁 目	成 和 グ ラ ウ ン ド							
24	和 田 東 町	八 幡 神 社					+6	-8	+1
25	曾 万 布 町	曾 万 布 公 民 館					+9	-3	+7
120	間 屋 町 2 丁 目	間 屋 公 園							
102	若 杉 町	社 北 小 学 校							
112	加 茂 河 原 4 丁 目	熊 野 公 園							
17	福 新 町	福 井 県 教 育 研 究 所					-2	-15	+0
*	101	月 見 4 丁 目							
18	種 池 町	山 奥 公 園							
121	種 池 町	社 南 小 学 校					+1	-6	-2
122	合 谷 町	福 井 県 消 防 学 校							
123	南 居 町	県 道 真 栗 花 堂 線 歩 道							
124	三 尾 野 町	防 火 水 槽 横							
124	中 野 町	麻 生 津 西 保 育 園							
*	103	江 守 中 町							
*	104	江 守 中 町							
*	104	西 谷 2 丁 目							
*	105	西 谷 2 丁 目							
*	105	大 島 町							
*	26	大 島 町					+6	-9	-1
*	26-1	春 日 3 丁 目							
*	26-1	木 田 1 丁 目						-13	-1
*	27	木 田 1 丁 目							
*	27	春 日 神 社					+5	-6	+3
*	28	小 稻 津 町							
*	28	光 福 寺					+5	-2	+1
*	29	稲 津 町							
*	29	白 山 神 社					+6	+0	+1
*	30	羽 水 1 丁 目							
*	30	県 立 羽 水 高 等 学 校					+6	-5	+5
*	107	下 六 条 町							
*	31	福 井 県 産 業 会 館							
*	31	大 町					+2	-8	-1
*	110	白 山 神 社							
*	32	江 端 町							
*	32	向 田 公 園							
*	32	下 六 条 町					+5	-7	-3
*	33	八 幡 神 社							
*	33	下 細 江 町					+8	-1	+2
*	34	白 山 神 社							
*	34	稲 津 町					+6	-2	+4
*	35	足 羽 第 一 中 学 校							
*	35	下 河 北 町					+5	-8	-4
*	36	白 山 神 社							
*	36	上 河 北 町					+5	-3	+1
*	37	白 山 神 社							
*	37	上 細 江 町					+5	-2	+1
3270	徳 光 町	栗 島 神 社							
3270	徳 光 町	八 幡 神 社					+5	+0	+1
3271	太 田 町	江 前 秀 夫 宅 前					+2	+0	+1
3272	半 田 町	J R 大 土 呂 駅					-1	-9	-5

(資料) 国土地理院、福井県環境政策課、福井市環境課

(注1) *印は福井県地盤沈下対策要綱に基づく対策地域

(注2) 観測の基準日は各年10月1日

動 量										累 積 量	標 高 (m)
S53~S54	S54~S56	S56~S60	S60~63	S63~H4	H4~H8	H8~H12	H12~H16	H16~H20	H20~H24		
+3	+2	-6	+2	-3	-2	+9	-3	-3	+2	+1	14.560
+0	+7	-13	+0	-3	-1	+1	+0	-5	+2	-18	10.444
			設 置	-3	-2	+6	+0	亡 失		+1	-
							設 置	-8	-2	-10	9.747
							設 置	-9	改 埋	-9	8.636
						設 置	-3	-10	-1	-14	9.872
				設 置	-10	-4	-8	亡 失		-22	-
								設 置	+0	+0	8.509
				設 置	-9	-2	-1	-6	+2	-16	11.293
						設 置	-10	-8	-3	-21	13.347
				設 置	-8	+0	+0	-6	+1	-13	8.381
+1	+2	-12	+5	-3	-3	+5	-1	-4	+3	-6	11.030
+0	+2	-11	+1	-2	-5	+7	+1	-5	+3	-3	11.941
-1	+6	-5	+3	-1	-2	+4	+2	-3	+3	+20	14.592
+6	-5	-19	-4	-6	-4	+4	-3	-5	-25	-77	8.786
			-5	-8	-6	+2	+1	-5	+1	-20	9.972
+5	+2	-20	-1	改 埋	-1	+3	+1	-4	+1	-15	10.952
-3	+8	-13	改 埋	-3	+0	+3	+4	-3	+2	+8	12.111
				設 置	-7	+5	+2	-6	+4	-2	9.890
			-10	-14	-7	-2	-1	-8	-4	-46	6.855
			設 置	-5	-3	+3	+3	-4	+0	-6	11.329
+4	-4	-16	-10	-10	-4	-1	+0	-8	-3	-69	6.346
			-16	-16	-10	-13	-4	-10	-3	-72	6.455
+2	-7	-6	-6	-11	-5	-4	-1	-29	-8	-82	7.233
				設 置	-3	-3	-1	-3	-1	-11	7.848
				設 置	-30	-21	-10	-8	-5	-74	8.535
				設 置	-12	-15	-4	-8	-5	-44	8.950
				設 置	-4	-3	+0	-4	+1	-10	9.194
			-5	-10	+0	-3	+4	-2	-1	-17	7.822
			-7	-14	-2	-5	+2	-6	-5	-37	6.963
			-5	-7	-1	+0	+1	-4	+0	-16	7.279
+4	-3	-18	-5	-8	-8	+4	+3	-11	-7	-53	8.710
+2	-2	-22	-2	-7	+0	+8	+6	-6	+1	-36	8.349
+2	+2	-17	+1	-10	-8	+0	+7	-5	+2	-24	10.410
+0	+3	-11	+0	+0	-5	+1	+3	-2	+1	-6	11.892
-3	+5	-6	-1	-2	+0	+4	+1	-4	+2	+3	14.117
+1	-6	-11	改 埋	-14	-8	+1	+0	-9	+0	-40	9.081
			-19	-20	-12	-6	+2	-9	-1	-65	9.727
+2	-1	-13	-2	-6	-3	-1	+2	-3	+0	-32	8.287
			設 置	-11	-7	+2	-1	-4	-1	-22	7.688
+2	+1	-15	-5	-10	-12	-4	-3	-6	-6	-63	9.273
-1	+6	-3	-1	-3	-8	+3	+1	-1	+1	+3	11.408
-2	+4	-10	-8	改 埋	-17	+1	+1	-4	+2	-25	13.019
改 埋	-6	-12	+0	-4	-3	+2	+2	-2	+0	-30	8.494
+4	+4	-4	+0	-2	-3	+3	+3	-2	+1	+7	10.456
+1	+5	-3	+0	-4	-4	+1	+3	-2	+2	+3	12.586
+2	+5	-8	+0	-2	-1	-1	-1	-2	+1	-1	12.183
+3	+4	-5	+0	-3	+2	+1	+1	-1	+2	+7	10.913
+4	-6	-8	-3	-5	+1	事 故	-10	-9	+1	-50	9.413

6 公害苦情

6-1 公害苦情の受理状況

(1) 公害種類別受理件数の推移

種類区分	年 度											24	
	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	件数	%	
大 気 汚 染	76	106	72	73	72	38	26	22	20	37	21	23.1	
水 質 汚 濁	39	35	35	31	32	38	45	37	35	33	25	27.5	
土 壌 汚 染	0	0	0	0	4	0	0	1	0	0	0	0.0	
騒 音	40	41	42	44	38	38	35	35	36	36	19	20.9	
振 動	2	3	9	4	5	4	4	5	2	2	4	4.4	
地 盤 沈 下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	
悪 臭	26	25	41	35	43	46	47	32	29	21	15	16.5	
そ の 他	17	14	27	29	6	23	15	19	16	12	7	7.7	
計	200	224	226	216	200	187	172	151	138	141	91	100.0	

(2) 月別受理件数

区 分	月												計
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
大 気 汚 染	3	2	3	2	4	3	2					2	21
水 質 汚 濁		5	2	3	3	3		2	3	2	2		25
土 壌 汚 染													0
騒 音	5	2	4	3	1	1	1			1	1		19
振 動			1	1		1	1						4
地 盤 沈 下													0
悪 臭	1			2	2	2	3	1	1	1	1	1	15
そ の 他	2	1								2		2	7
計	11	10	10	11	10	10	7	3	4	6	4	5	91

(3) 地域別受理件数

地 域	区 分									計
	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	その他		
第 1 種 低 層 住 居 専 用 地 域	1	3		2						6
第 1 ・ 2 種 中 高 層 住 居 専 用 地 域	4	3		5	1		3	2		18
第 1 ・ 2 種 住 居 地 域	4	4		5	2		3	1		19
近 隣 商 業 地 域	1	1								2
商 業 地 域		1		2			1			4
準 工 業 地 域	1	8		3	1		2	2		17
工 業 地 域							1			1
市 街 化 調 整 地 域	8	2		2			3	2		17
そ の 他 の 地 域	2	3					2			7
計	21	25	0	19	4	0	15	7		91

(4) 公害の種類・発生源別受理件数

発生源	公害の種類	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	その他	計
農・林・漁業								1		1
建築・建設業		5	1		11	4		2	4	27
	うち建築・建設作業に関するもの	2			6	4		1		13
製造業		2	4		4			2		12
	食料・飲料品				1					1
	製糸・織物・染織		2		2					4
	木材・木製品・家具	1						1		2
	化学工業・プラスチック製品									0
	窯業・土石製品									0
	鉄鋼・非鉄金属・金属製品				1					1
	機械器具									0
	その他の製造事業所	1	2					1		4
運輸・通信業			1		2					3
卸売・小売業・飲食店		1			1			2		4
サービス業		2	2		1			2		7
廃棄物処理業			3					1		4
家庭生活		11						1		12
河川・道路・空地・公園			5						1	6
その他								1	2	3
不明			9					3		12
	合計	21	25	0	19	4	0	15	7	91

6-2 公害苦情の処理状況（平成24年度受理分）

処理内容	区分	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	その他	計
直接処理		21	25	0	18	4	0	14	7	89
	①事業所の移転				1					1
	②機械・施設の移転							2		2
	③機械・施設の改善							1		1
	④故障の修理・復旧							1		1
	⑤作業方法・使用方法の改善	4	1		11	4		3	3	26
	⑥作業時間の変更・短縮				1					1
	⑦作業停止・行為の中止	16			1			1		18
	⑧原因物質の除去・回収等		13					1	1	15
	⑨被害者の建物等への防止対策	1						1		2
	⑩話し合い等により解決									0
	⑪その他		11		4			4	3	22
他機関へ移送										0
翌年度へ繰り越し					1			1		2
	計	21	25	0	19	4	0	15	7	91

福井市の環境（平成25年版）

平成25年10月発刊

福井市 市民生活部 環境事務所 環境課

〒910-8511 福井県福井市大手3丁目10番1号

TEL (0776)20-5398 FAX (0776)20-5391

E-mail:kankyo@city.fukui.lg.jp
